

平成21年度

監査報告

「市民の目」監査（行政監査）結果報告

平成22年3月30日

横浜市監査委員

目 次

第 1 「市民の目」監査の実施 -----	1
第 2 監査委員アンケートの実施 -----	5
第 3 監査の結果等の概要 -----	12
第 4 監査の結果等 -----	12
第 5 改善又は検討が必要な項目の課題シート -----	18
1 地域防災拠点等の整備 -----	20
2 防災（減災）意識の向上 -----	41
3 要援護者対策 -----	62
4 帰宅困難者対策 -----	75
5 情報システムの整備 -----	85
6 建物等の耐震化 -----	90
「市民の目」監査を終えて -----	98
<資料>	
監査委員アンケートに寄せられた声（自由意見等） -----	99
監査委員アンケート用紙 -----	103

監査報告第7号
平成22年3月30日

横浜市長 林文子様

横浜市監査委員	川内克忠
同	山口俊明
同	尾立孝司
同	伊波洋之助
同	加藤広人

平成21年度「市民の目」監査（行政監査）結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

第1 「市民の目」監査の実施

1 「市民の目」監査とは

市民の目線に立った分かりやすい監査を目指し、「市民の日常生活に関連のある事業や取組」について、市民からアンケートで声を聞き、監査結果の参考とする行政監査である。

2 監査テーマ

地震対策の取組

～安全なまちへ つないで広げる防災力～

3 監査テーマの選定理由

近年、日本各地では大規模な地震が発生している。気象庁の統計によると、平成になってからだけでも、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震をはじめ震度6弱以上の地震が33件も起きている。また、政府の地震調査委員会によれば、今後30年以内に本市周辺で震度6弱以上の地震が発生する確率は、平成20年の32.9%から平成21年は66.7%へと大幅に高まっていると予測されている。

こうした中、本市の地震対策の取組を見てみると、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、地域防災拠点（震災時避難場所）などハード面を中心に様々な整備を行ってきており、15年を経た今、その検証が求められている。

そこで、監査テーマを「地震対策の取組～安全なまちへ つないで広げる防災力～」として監査を実施した。

4 監査の対象及び範囲

主として、平成20年4月1日から平成21年8月31日までに執行された地震対策に係る事業及び取組を監査した。

5 監査を実施した区局

次の4区8局について監査を実施した。

西区、金沢区、港北区、瀬谷区、こども青少年局、健康福祉局、資源循環局、まちづくり調整局、都市整備局、安全管理局、水道局及び教育委員会事務局

6 監査の期間

平成21年9月16日から平成22年3月23日まで

7 監査の方法

(1) 監査の全体像

「市民の目」監査は、市民の目線に立って事業及び取組を抽出するとともに、監査の着眼点を定めて監査を行い、対象とした取組やそこで明らかとなった課題等に関わる市民の意識や行動をアンケート（以下「監査委員アンケート」という。）により把握し、その結果を監査の参考とするものである。



(2) 事業及び取組の抽出（監査実施項目）

監査テーマを踏まえ、いつ発生するか分からぬ地震に備えて発災時に少しでも被害を減らす（減災）ための取組や、発災後の迅速な初動体制を確立するため市民・団体等・行政の三者が連携して行う取組として、6つの監査実施項目を確定させた。

	地域防災拠点等の整備	防災（減災）意識の向上	要援護者対策	帰宅困難者対策	情報システムの整備	建物等の耐震化
区役所	○	○	○	○	○	
こども青少年局			○			
健康福祉局	○	○	○			
資源循環局	○					
まちづくり調整局		○				○
都市整備局						○
安全管理局	○	○		○	○	
水道局	○					○
教育委員会事務局	○	○			○	○

(3) 監査の着眼点

主として3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、市民の目線に立って次のような着眼点で監査を実施した。

＜主として3Eの視点＞	
地域防災拠点等の整備	⇒ 地域防災拠点における学校や地域との連携は進んでいるか ⇒ 地域医療救護拠点での備蓄や人手の確保などの準備は進んでいるか
防災（減災）意識の向上	⇒ 家具類の転倒防止対策や食料の備蓄など、減災に向けた家庭での取組が進んでいるか ⇒ 家庭防災員は有効に機能できる状態にあるか（活動しているか）
要援護者対策	⇒ 要援護者の把握や避難などの支援体制は、どのようにになっているか ⇒ 特別避難場所と地域、行政との連携は図られているか
帰宅困難者対策	⇒ 主要ターミナル駅において、避難誘導を円滑に行う体制ができているか ⇒ 徒歩帰宅に関する家庭での準備は進んでいるか
情報システムの整備	⇒ 費用対効果を考慮した運用が行われているか ⇒ システムの操作を行う参集職員への研修状況はどうか
建物等の耐震化	⇒ 木造住宅やマンションの耐震化に向けて、どう取り組んでいるか ⇒ 震災時の避難場所として利用される学校の耐震化の取組はどうか

【参考】3Eの視点とは

経済性 Economy	最少のコストで適切な量及び質の資源を獲得すること
効率性 Efficiency	一定の成果を最少の支出で獲得すること、また、一定の支出から最大の効果を生み出すこと
有効性 Effectiveness	期待される成果の達成度合いのこと

(4) 監査の実施

監査の実施に当たっては、関係書類等を審査するとともに、所管課から取組状況等について聴取した。また、平成22年1月22日には、監査委員による現場調査を次のとおり実施した。

ア 地域医療救護拠点（金沢区西金沢中学校）



倉庫内に備蓄されている応急医療に必要な医薬品や医療用資機材の状況について調査した。

左から順に、川内代表監査委員、尾立監査委員、山口監査委員、伊波監査委員、加藤監査委員

イ 地域防災拠点運営委員会役員への聞き取り調査（金沢区六浦中学校）



食料や救助資機材を保管している備蓄倉庫の管理状況や避難場所開設に当たっての初動体制、防災訓練の実施状況などについて聴取した。

向正面右から順に、山口監査委員、川内代表監査委員、尾立監査委員、加藤監査委員

ウ 金沢区長への聞き取り調査（金沢区役所）



区と地域との連携の状況などについて聴取した。

向正面左から順に、加藤監査委員、尾立監査委員、川内代表監査委員、山口監査委員

第2 監査委員アンケートの実施

1 実施の概要

監査委員アンケートの実施方法、実施期間及び回答数は、次のとおりである。

対象	実 施 方 法		実施期間	回答数
市民 向け	区役所等での 対面調査	監査対象区の区庁舎及び市 民利用施設（地区センター、ス ポーツセンター）での対面調査	平成22年1月26日から 平成22年2月4日まで	476
	ヨコハマ e アンケート	市民活力推進局所管の「ヨ コハマ e アンケート (注)」による調査	平成22年2月3日から 平成22年2月17日まで	537
	ホームページ	横浜市ホームページへのア ンケート掲載による調査	平成22年1月18日から 平成22年2月15日まで	134
地域 向け	地域防災拠点 運営委員会へ の用紙配布	監査対象区の地域防災拠点 運営員会（81か所）へのア ンケート用紙の配布	平成22年1月17日から 平成22年2月5日まで	78
合 計				1,225

(注) 「ヨコハマ e アンケート」インターネットによる市政に関するアンケート調査で、事前登録したメンバー（市職員を除く横浜市民が対象、平成21年度は961人）に対して実施

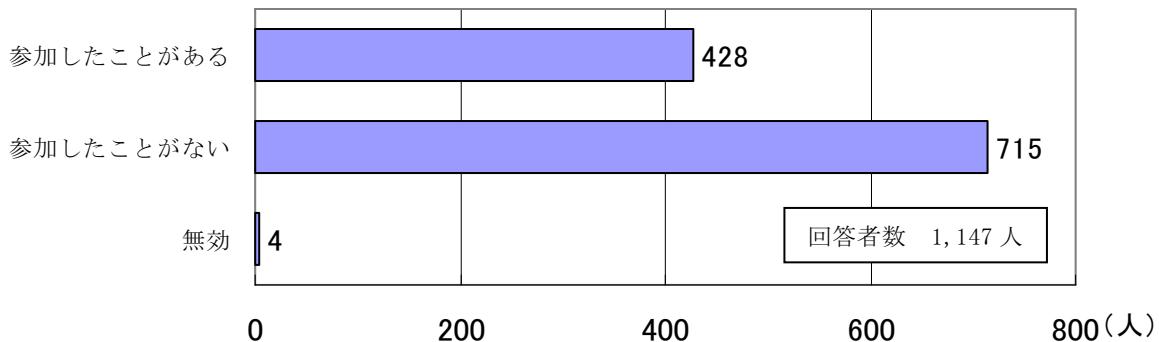
2 回答結果（概要）

(1) 市民向けアンケート

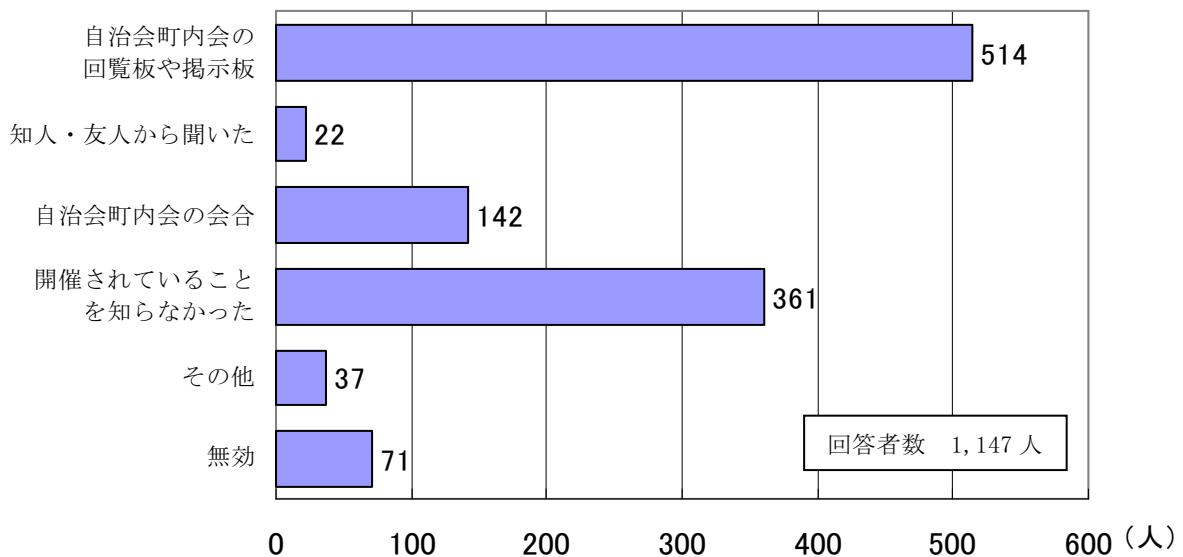
質問1 震災時避難場所（地域防災拠点）での訓練について

…「地域防災拠点の訓練について（P20）」の参考として活用

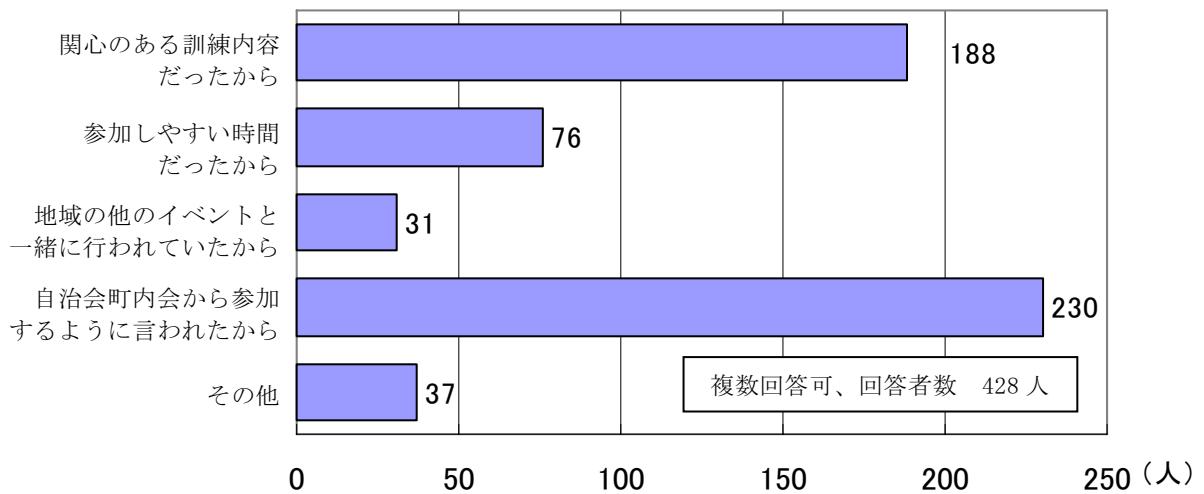
1－1 小学校等の震災時避難場所（地域防災拠点）で行われている防災訓練について伺います。あなたは訓練に参加したことがありますか。



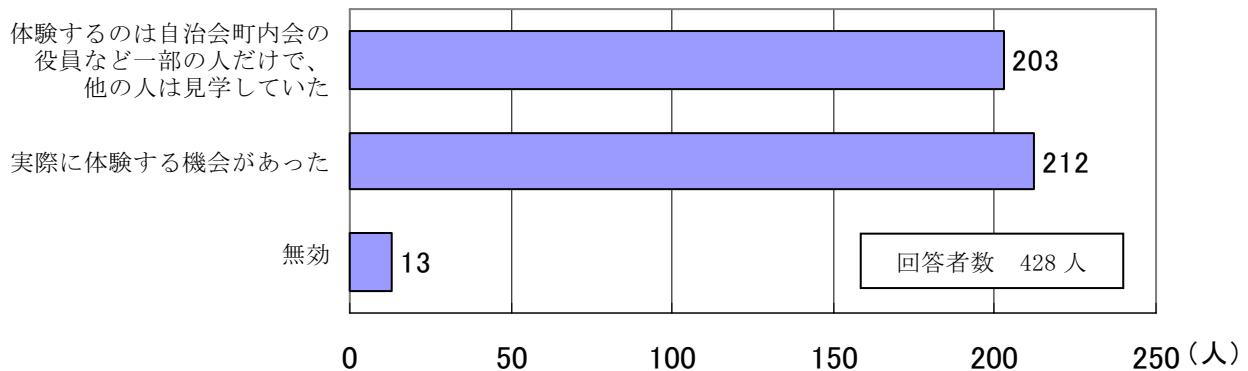
1－2 訓練の開催をどのように知りましたか。



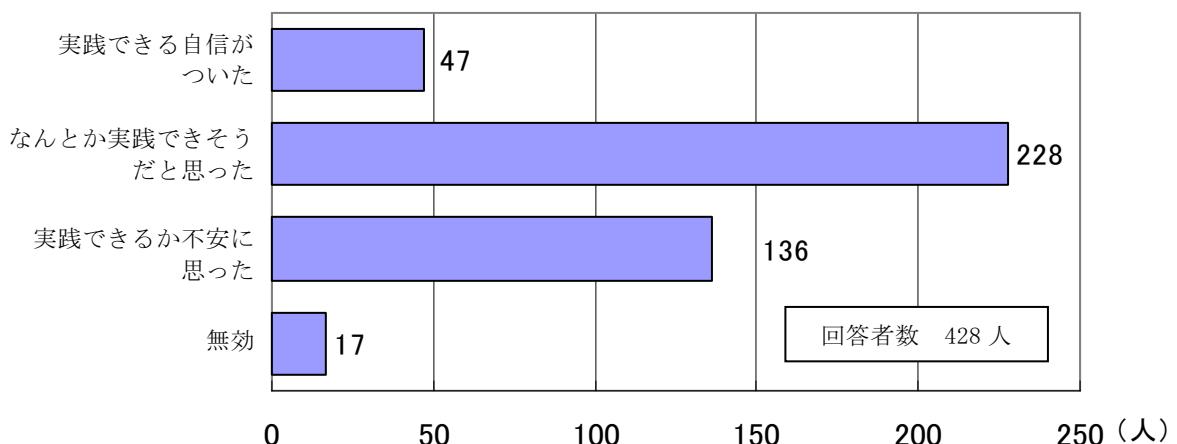
1－3 【1－1で「参加したことがある」と回答した方に伺います。】
どのような理由で訓練に参加しましたか。



1－4 【1－1で「参加したことがある」と回答した方に伺います。】
訓練では、避難者の受付、救援物資の受入・配布、トイレの組み立て、炊き出し（調理）などの、避難場所運営のための活動を、参加者が実際に体験する機会がありましたか。



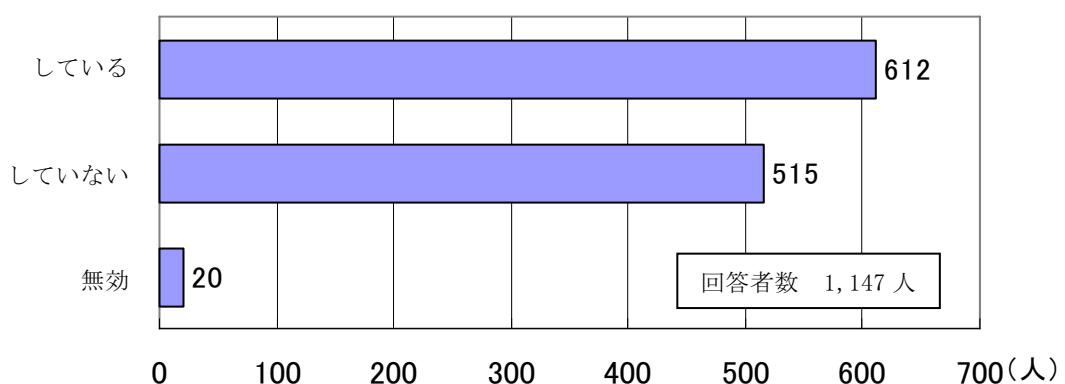
1－5 【1－1で「参加したことがある」と回答した方に伺います。】
訓練で学んだことを発災時に実践できる自信がつきましたか。



質問2 家庭での家具転倒防止の取組について

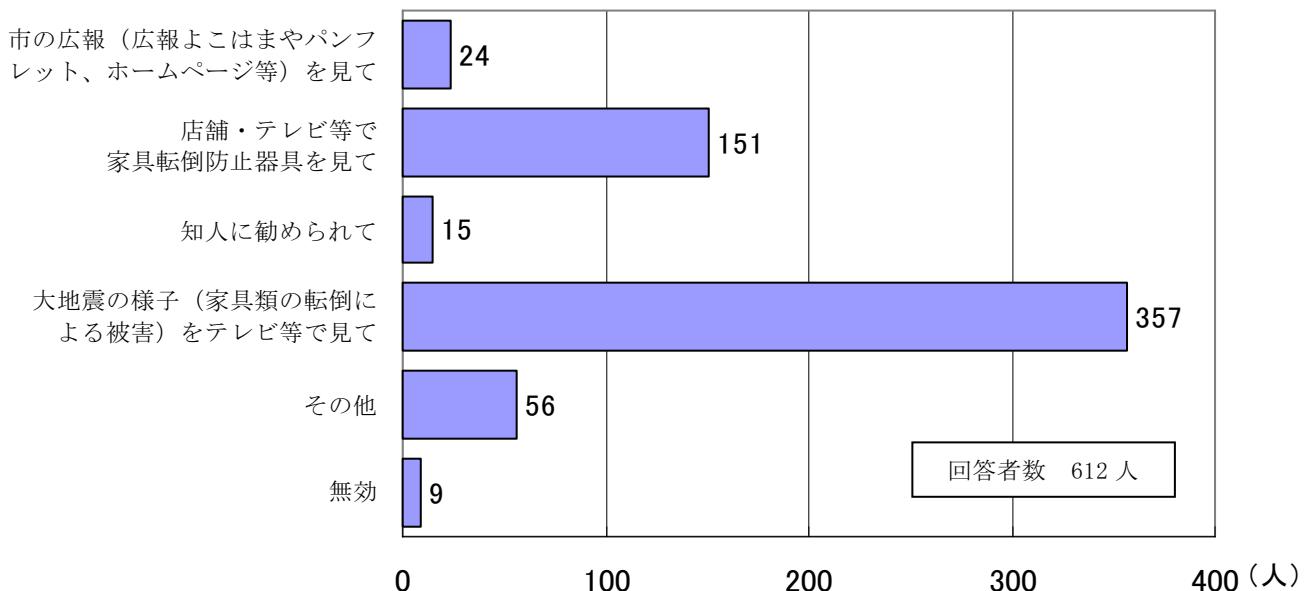
…「家具類の転倒防止対策について（P41）」の参考として活用

2－1 あなたの家では、タンスや食器棚等の家具類が地震で転倒するのを防ぐための工夫をしていますか。

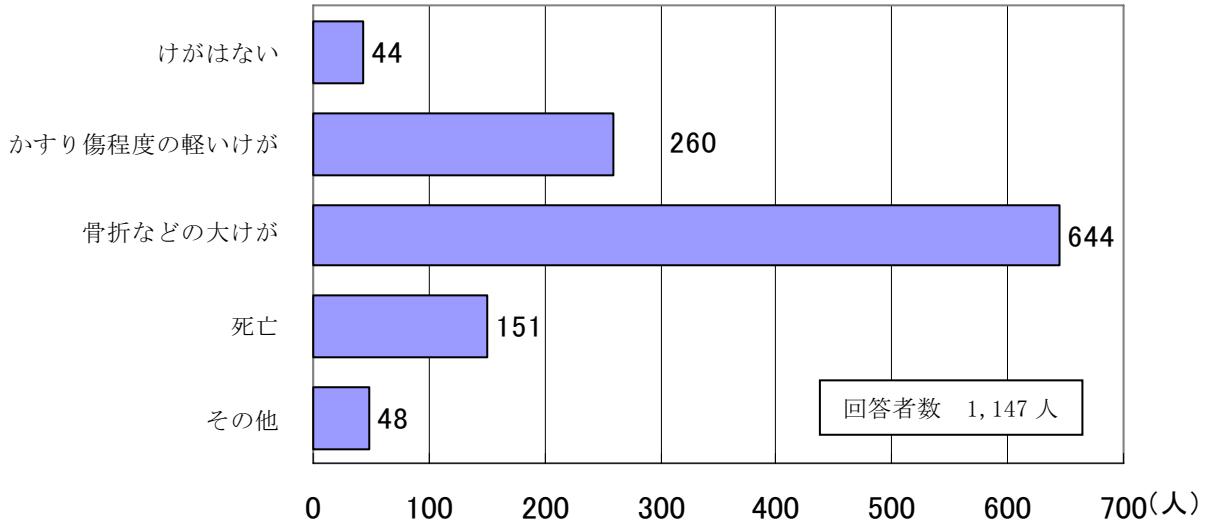


2－2 【2－1で「している」と回答した方に伺います。】

家具類の転倒防止を行った主なきっかけは何ですか。



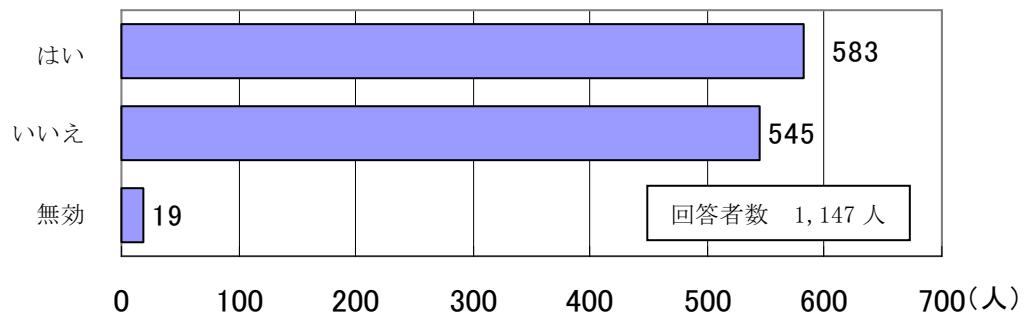
2－3 あなたの家で、仮に家具類の転倒防止を行っていないと想定した場合に、横浜で震度6弱クラスの地震（平成21年8月に駿河湾を震源として発生した地震の最大震度）が発生して、家具類が転倒したら、どのような身体的被害が発生する可能性が最も高いと思いますか。



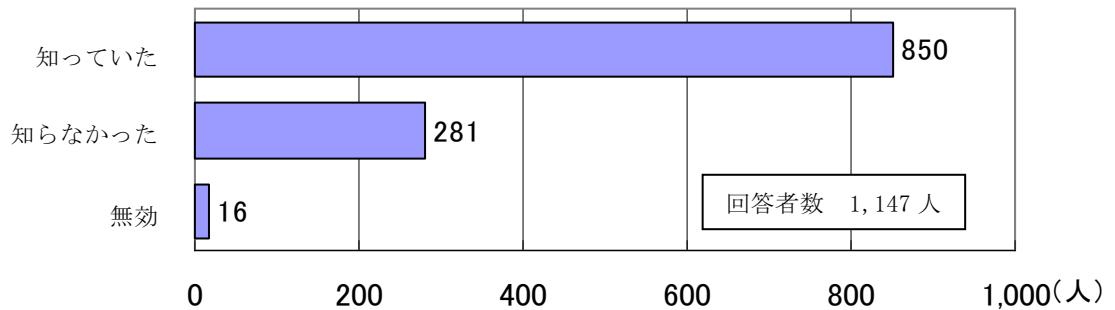
質問3 発災時の安否確認の決め事について

…「徒歩帰宅対策について（P75）」の参考として活用

3－1 あなたの家庭では、大きな地震が発生した場合に備えて、集合場所や連絡方法をあらかじめ決めていますか。



3－2 家庭内で集合場所や連絡方法を決めていない人が多いと、駅周辺などで帰宅を急ぐ人の大混雑が生じ、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがあると言われていますが、このことをあなたは知っていましたか。

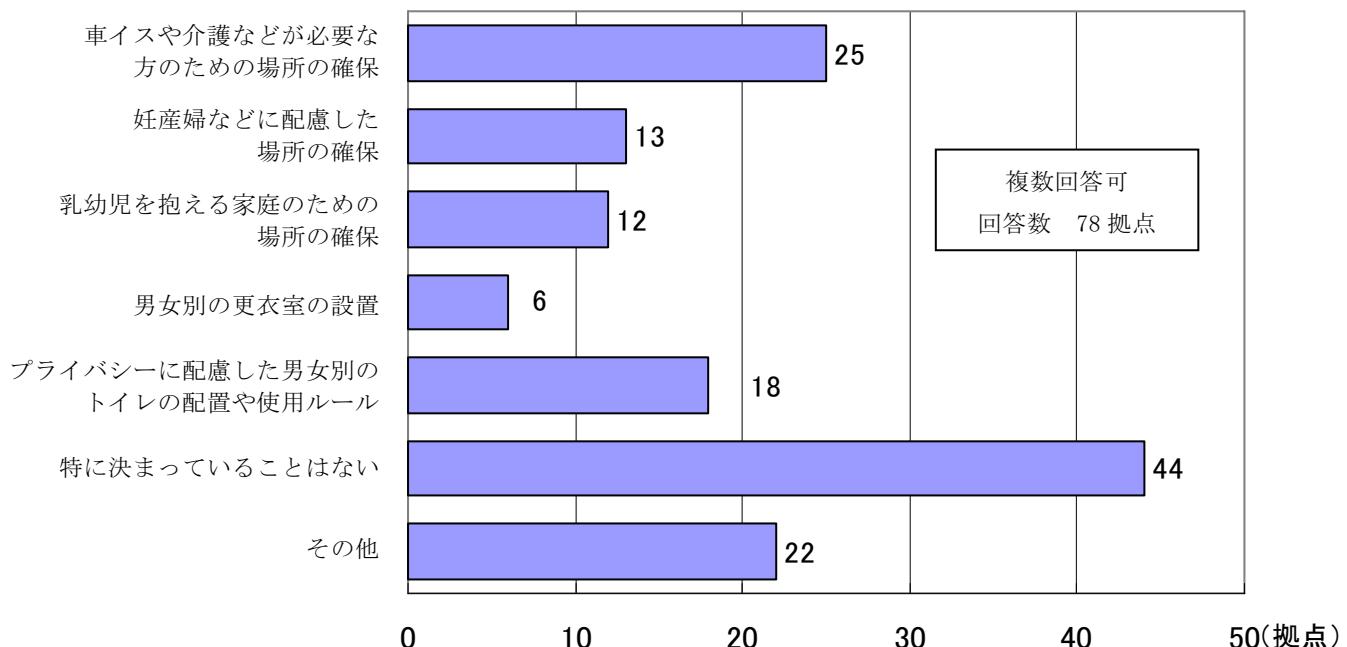


(2) 地域向けアンケート

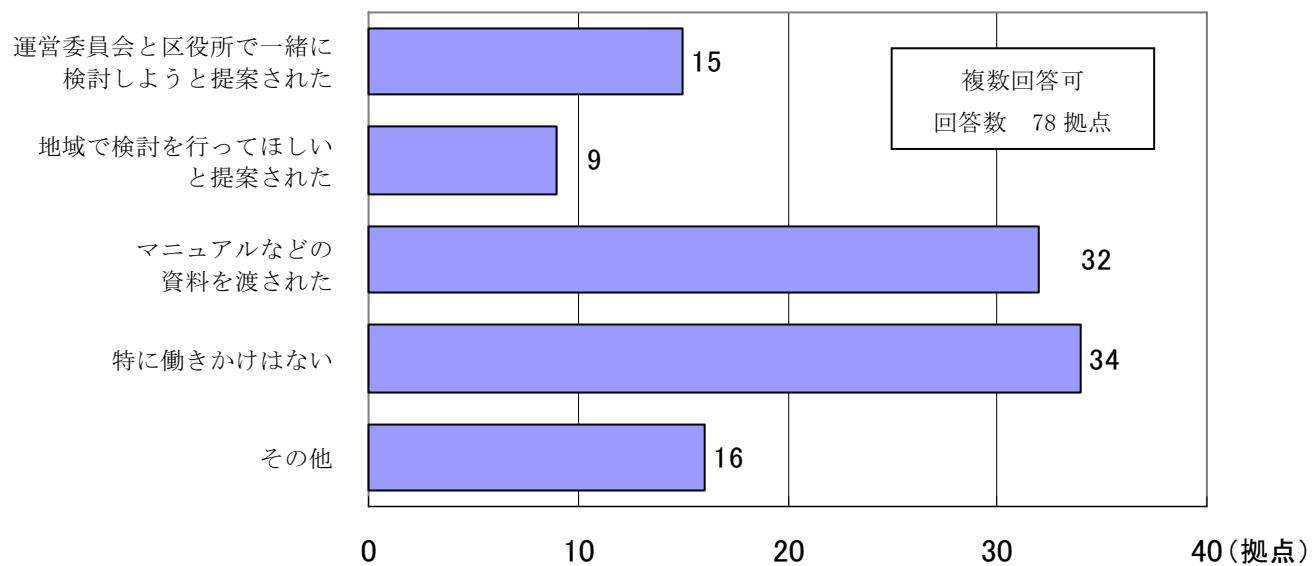
質問1 地域防災拠点での避難場所の割振り等について

…「地域防災拠点の運営について（P27）」の参考として活用

1－1 避難者の状況や性別に配慮した避難場所の割振りや、トイレの配置等について、決まっている内容があれば次からお選びください。



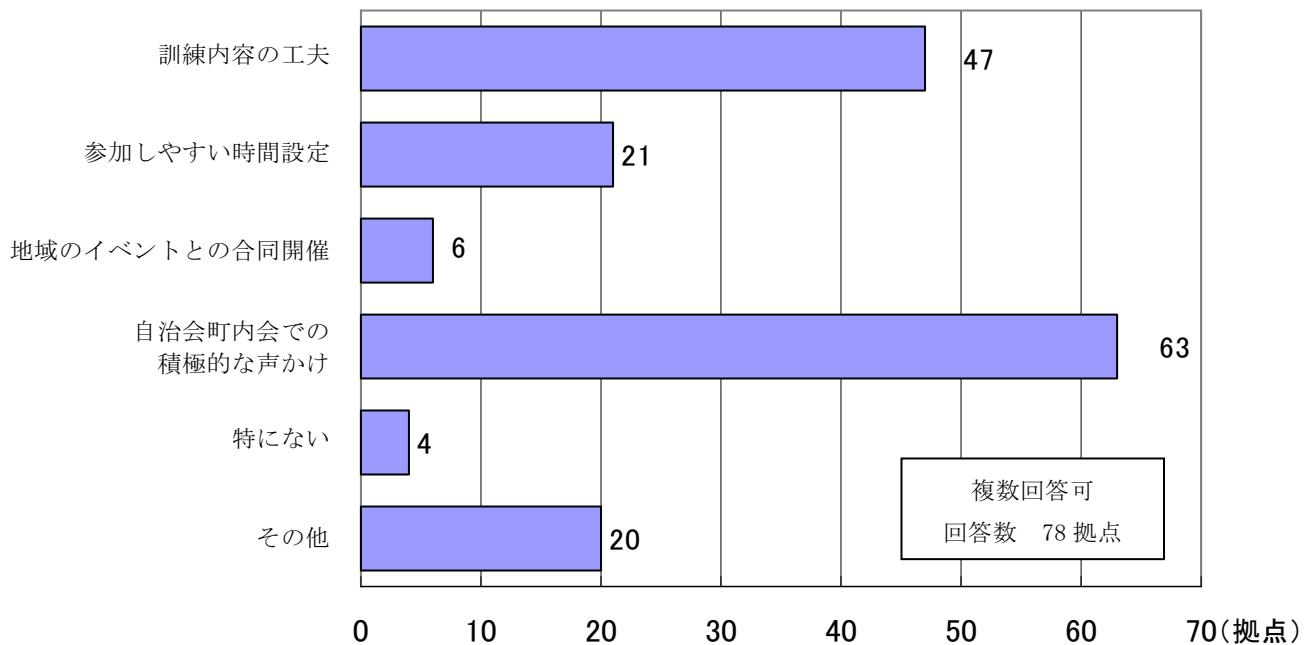
1－2 避難者の状況や性別に配慮した避難場所の割振り等について、区役所からどのような働きかけがありましたか。



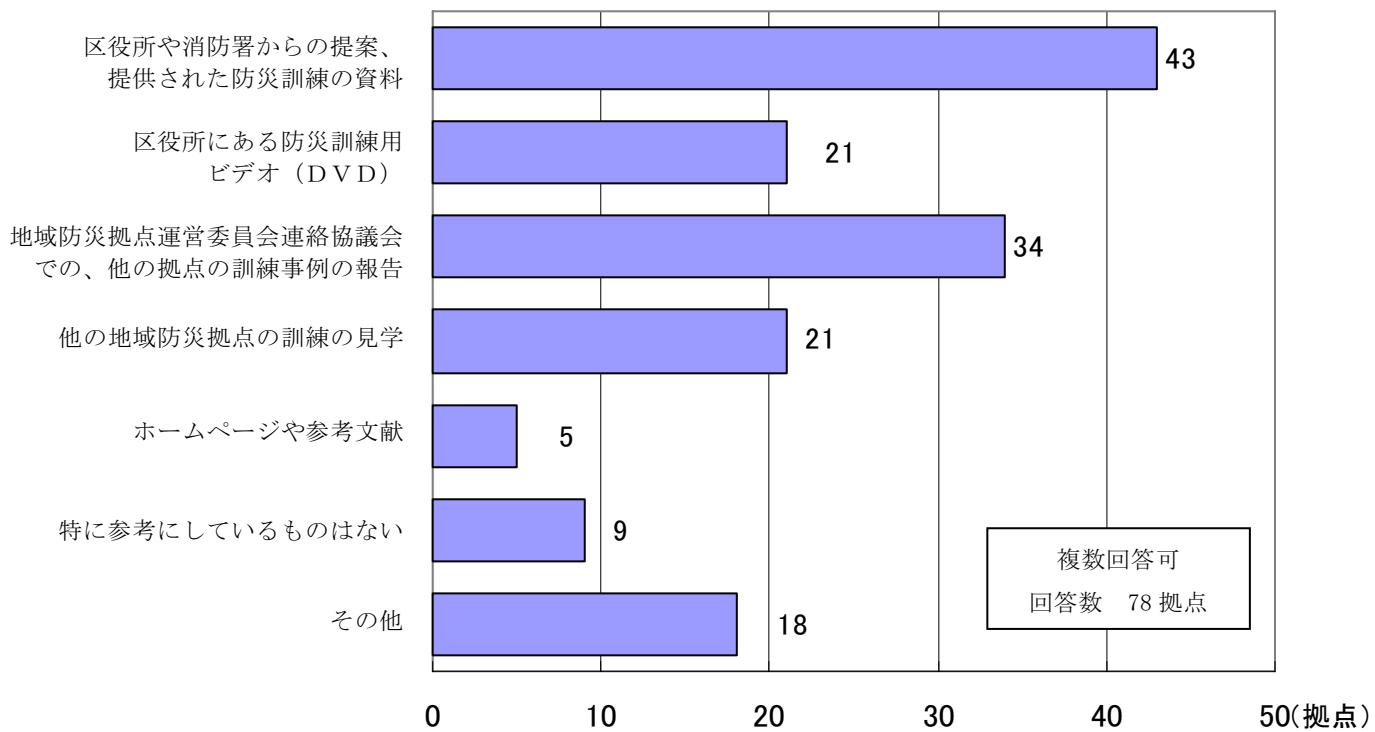
質問2 地域防災拠点での訓練などについて

…「地域防災拠点の訓練について（P20）」の参考として活用

2-1 訓練の参加者の増加につながった工夫がありましたら、次の中からお選びください。



2-2 訓練の内容を決めるときに、何か参考にされているものがありますら、次の中からお選びください。



2－3 実際の発災時には、自治会町内会加入者以外にも帰宅困難者など様々な人が地域防災拠点に避難してくることが想定されます。そこで、訓練において自治会町内会加入者以外への取組を行っていましたら、ご記入ください。

＜主なものを抜粋＞

- 余り声かけはしていない。町内会を中心に行っている。
- 特に行っていないが、結果的には受け入れることになる。
- 町内会加入者以外への取組は町内会と同じに行っていく。
- 自治会町内会に加入しないと災害時の物資の配布は最後になりますよ。又は配布しませんと言って加入を促進している。
- 特に行っていないが実際の発災時には来ることが想定されるので現在検討中である。
- 時々、総合訓練時に参加を希望される方がいますが、喜んで受け入れています。
- 帰宅困難者、未加入（自治会・町内会）者も受入れる事は委員会の中で話し合われている。
- 帰宅困難者については考えていなかった。地域防災拠点の区域外の人が来ることは予想しているが。
- 具体的な策は立てていません。当然そのようなことはあるとは想定していますが、拒否はできない。受け入れるのは当たり前という意識程度です。
- 取組は行っていませんが、町内会加入者以外の人達が拠点に来ることにより混乱が生じる可能性がある。
- 加入者以外の方には、町内会掲示板にて知らせています。
- 訓練当日は未加入者並びに一般の方も参加しやすいように場所を確保している。
- 具体的な対応はまだ決まっていませんが、災害ボランティアネットワークと連携して、自治会加入者以外の人やボランティアの受け入れ等の対応策を立てていきたい。
- 町内の掲示板で一般に広報し、未加入者でも防災訓練に参加してもらっている。

質問3 その他、拠点の運営に関してお困りのことやご意見がありましたら、ご記入ください。

99 ページ以降に記載

第3 監査の結果等の概要

今回の監査における改善要望事項等の件数は次のとおりである。

監査実施項目		改善要望事項	意見	合計
1	地域防災拠点等の整備	4	2	6
2	防災（減災）意識の向上	4	—	4
3	要援護者対策	1	2	3
4	帰宅困難者対策	2	—	2
5	情報システムの整備	1	—	1
6	建物等の耐震化	—	1	1
合 計		12件	5件	17件

※今回の監査結果では、指摘事項はなかった。

【参考】監査結果の区分について

	指摘事項		改善要望事項	意 見
定 義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めるこ	「3Eの視点」から、改善を求めるこ	指摘事項には該当しないが、「3Eの視点」から、改善を要望すること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
「措置済」の水準	是正された状態になったこ	改善された状態になったこ	改善された状態になつたこと、又は改善について検討し、方向性が決定されたこと	—
根 拠	【地方自治法第199条第9項】 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。		【地方自治法第199条第10項】 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。	

第4 監査の結果等

監査実施項目は、全体としておおむね適切に執行されていたが、次の事項については、改善又は検討の必要があると認められた。

また、地方自治法第199条第10項の「意見」についても、監査の結果と併せて本報告に掲載した。

1 地域防災拠点等の整備

(1) 地域防災拠点の訓練について【意見】 P 20

学校やPTAなど地域に密着した様々な組織に加えて自治会町内会未加入者にも訓練への参加を呼びかけるなど、できるだけ多くの地域の人々に訓練の必要性を理解してもらうための取組と訓練への参加を促す取組を進めることが期待される。

また、横浜市内の各地域で行われている特徴のある訓練や他都市での先進事例などを参考に、親子で参加できる訓練や若い世代の新たな参加を促す取組、さらには訓練参加者自身が実際に体験してみることによって、発災時に戸惑うことなく適切な行動がとれるような自信のつく実践的な訓練を実施するよう働きかけること（促したり提案したりすること）が望まれる。

（西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課）

(2) 地域防災拠点の運営について【改善要望事項】 P 27

区役所は、阪神・淡路大震災など近年発生した大規模地震の際の様々な教訓も含めた震災に関する最新の情報を適時に拠点の運営委員会に提供して、それが地域防災拠点での訓練やマニュアルに生かされるよう必要な支援に努める必要がある。

また、地域防災拠点の運営に当たっては、安全管理局作製の「地域防災拠点運営要領」（DVD）を地域防災拠点において十分活用するなどして、区役所と拠点の運営委員がともに運営の改善を検討する必要がある。

（西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課）

(3) 地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携について P 32

【改善要望事項】

発災時に地域医療救護拠点と地域防災拠点の円滑な運営が確保されるよう、医師会・薬剤師会や学校のPTAなど地域の関係団体に、訓練や防災講演会などの研修への参加を促すとともに、両拠点の合同訓練を行うなど、緊密に連携する必要がある。

（金沢区福祉保健課及び瀬谷区福祉保健課）

【意見】

市の防災計画では、地域医療救護拠点と地域防災拠点は併設することが原則とされており、これは資機材を共有できることや連携した訓練ができることに加えて、市民に分かりやすいというメリットもあるので、両拠点を併設するよう検討することが望まれる。

（金沢区福祉保健課及び健康福祉局医療政策課）

【改善要望事項】

地域医療救護拠点の医薬品・医療資機材について、薬剤師など専門家による厳重な管理を行うとともに、必要な時に欠品や不足が生じることがないよう早急に補充できる用意をしておく必要がある。

(健康福祉局医療政策課)

(4) 物資及び医薬品の供給等に関する協定について 【改善要望事項】 P 37

いざという時により実効性の高い協定であるためには、協定を締結した後も定期的に(及び必要に応じて)訓練を行うことも含めて内容を見直し、常に最適なものにしておく必要がある。

(西区総務課、福祉保健課、金沢区総務課、福祉保健課、
港北区総務課、福祉保健課、瀬谷区総務課、福祉保健課、
健康福祉局医療政策課及び資源循環局業務課)

2 防災（減災）意識の向上

(1) 家具類の転倒防止対策について 【改善要望事項】 P 41

市民が震災に対して抱いている危機感を、家具類の転倒防止対策へと着実に結びつけるためには、転倒による圧死や大けがの危険性に加えて、ホームセンター等の事業者と協働して、高い費用をかけずに実施できる転倒防止対策について、継続的に周知する必要がある。

また、高齢者等の世帯への家具類の転倒防止器具取付については、優先順位が高いと考えられるので、ボランティアを活用した取組についても検討する必要がある。

なお、これらの改善を行うに当たっては、全庁的な観点から市としての方針を定めたうえで、区・局が協調して取組の推進を図る必要がある。

(まちづくり調整局総務課及び安全管理局危機管理課)

(2) 市民防災センター展示室について 【改善要望事項】 P 47

市民の減災意識の向上や減災行動の促進に寄与する展示内容に改善する必要があるので、地震対策に関する展示内容については、展示施設検討委員会において市民及び危機管理室職員の意見も交えて十分に検討する必要がある。

また、施設体験者を増やすため、団体の来館者だけでなく、個人の来館者に対しても積極的に施設体験を促したり、入館時に見学コースの案内希望を確認したりするなど、きめ細かい働きかけが求められる。

(安全管理局市民防災センター)

(3) 家庭防災員制度について【改善要望事項】 P53

委嘱後2年以内に行われる研修を終了した後の家庭防災員に対して、定期的に研修を行ったり訓練への参加を促したりするなど、継続的で計画的な取組を行い、家庭防災員の活性化を図る必要がある。

(安全管理局予防課)

(4) 慢性疾患薬について【改善要望事項】 P58

慢性疾患を抱えた人が避難所での生活によって持病が悪化することのないよう、自らの慢性疾患薬や「おくすり手帳」、「薬剤情報提供書」を持ち出すなど、個人でできる対策について周知する必要がある。

なお、周知に当たっては、広報紙など一般的な方法に加え、民生委員やホームヘルパーなどによる普段の活動や薬局を通じて該当する患者に直接働きかけてもらうなど、多様な方法で継続的にきめ細かく行う必要がある。

(安全管理局危機管理課)

3 要援護者対策

(1) 要援護者の避難支援について【意見】 P62

要援護者の支援に当たっては、地域の事情にふさわしい方法で行う必要がある。そこで、要援護者対策を着実に進めていくためには、支援の対象とされる人や支援の担い手となる人と市との信頼関係が基本に据えられなければならないので、広報などによる一般的な呼びかけだけではなく、一定の時間が必要であるが、要援護者支援のあり方や仕組みなどについて個別的に対応するような地道で丁寧な取組が求められる。

なお、具体的には目標時期を定めて計画的に地域への働きかけを行っていくことが望まれる。

(西区総務課、福祉保健課、高齢支援課、こども家庭障害支援課、
金沢区総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課、港北区総務課、
福祉保健課、高齢・障害支援課及び健康福祉局福祉保健課)

(2) 特別避難場所について P69

【意見】

発災後、特別避難場所として速やかに開設され、円滑な運営が行われるようにするには普段の訓練が重要であり、そのために施設管理者や地域防災拠点の運営委員、ボランティア団体などに合同訓練の実施を働きかける必要がある。訓練の実施に当

たっては、横浜市内の訓練事例や国のガイドラインなども参考にして、実践的な防災訓練とすることが望まれる。

(西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課)

【改善要望事項】

特別避難場所では発災後の運営に必要な人手の確保に課題を抱えているため、施設の考えも十分に踏まえて、福祉ボランティアの派遣について、横浜市社会福祉協議会と協議を行う必要がある。

(健康福祉局福祉保健課)

4 帰宅困難者対策

(1) 徒歩帰宅対策について【改善要望事項】 P 75

市民一人ひとりが災害時の心構えを継続して持つことができるよう、防災に関する必要な情報について日常生活の中で頻繁に目に触れる機会をできるだけ増やす必要がある。

例えば、事業者等の協力を得て駅や商業施設など普段利用する機会が多く目立つ場所に災害時の徒歩帰宅の備えなど減災に向けた取組の掲示をしたり、千代田区の例などを参考に徒歩帰宅訓練を行ったりするなど、多様な手法により減災への取組を進める必要がある。

(安全管理局危機管理課及び危機対処計画課)

(2) 横浜駅周辺の避難場所への誘導について【改善要望事項】 P 82

避難時の混乱を防止し、避難する人が確実に目的の避難場所へ到達できるよう、それぞれの避難場所（広域避難場所及び一時避難場所）の役割や機能について、市民利用施設なども活用して十分周知するとともに、一つの案内板にそれぞれの避難場所の方向、役割を簡潔に分かりやすく表示することなども含め、関係区・局で実際に現場を歩いて市民の目線で検証する必要がある。

また、定期的な保守及び点検についても検討し、改善する必要がある。

(西区総務課及び安全管理局情報技術課)

5 情報システムの整備

災害時安否情報システムについて【改善要望事項】 P 85

危機管理では常に最悪の場合を想定して対策を講ずる必要があるため、セキュリティへの配慮をしつつ、システムの運用に必要な情報を直近動員職員に周知するなど、確実にシステムを運用できる体制にしておくことが求められる。

また、発災後、速やかにシステムの運用を行うために、直近動員職員のほかに学校教職員を含めるなど、システムを取り扱うことができる対象者の拡大を検討する必要がある。

更に、直近動員職員を対象としたシステムの取扱訓練を実施して、直近動員職員が確実にシステムを運用することができるよう、区・局が協力して取り組む必要がある。

(西区総務課、金沢区総務課、瀬谷区総務課、
安全管理局緊急対策課及び情報技術課)

6 建物等の耐震化

木造住宅等の耐震化について【意見】P90

木造住宅の耐震化を促進するためには、まずは耐震診断の受診率を高める必要があると考えられる。そのためには実態調査などにより耐震診断の利用が伸び悩んでいる原因を明らかにした上で、対象者に直接申請を促すことも含め原因に対応した的確な広報・啓発の手法を検討することが望まれる。

また、耐震改修工事費の助成制度の利用を高めるためには、申請を待って相談に応じるのではなく、耐震診断を受診したすべての人に訪問相談の利用を促すような能動的な仕組みが望まれる。

(まちづくり調整局建築企画課)

第5 改善又は検討が必要な項目の課題シート

1 地域防災拠点等の整備

- (1) 地域防災拠点の訓練について ----- 20
- (2) 地域防災拠点の運営について ----- 27
- (3) 地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携について ----- 32
- (4) 物資及び医薬品の供給等に関する協定について ----- 37

2 防災（減災）意識の向上

- (1) 家具類の転倒防止対策について ----- 41
- (2) 市民防災センター展示室について ----- 47
- (3) 家庭防災員制度について ----- 53
- (4) 慢性疾患薬について ----- 58

3 要援護者対策

- (1) 要援護者の避難支援について ----- 62
- (2) 特別避難場所について ----- 69

4 帰宅困難者対策

- (1) 徒歩帰宅対策について ----- 75
- (2) 横浜駅周辺の避難場所への誘導について ----- 82

5 情報システムの整備

- 災害時安否情報システムについて ----- 85

6 建物等の耐震化

- 木造住宅等の耐震化について ----- 90

※ 監査実施項目の報告において、出典の表示のない図表については、横浜市関係区局等の資料を基に作成した。

※ 文中で引用している「危機管理アンケート」とは、「横浜市民の危機管理アンケート調査報告書（平成21年3月 安全管理局）」を指す。

◆課題シートの見方

監査実施項目

2 項目 防災（減災）意識の向上

【家具類の転倒防止対策について】

監査対象 西区、金沢区、港北区、瀬谷区、まちづくり調整局、安全管理局

1 取組の概要

(1) 内容

改善又は検討が必要な事業及び取組

事業及び取組に
関連する区局名

横浜市では、大地震が発生した際に転倒の恐れがある家具類の安全な配置方法や転倒防止対策について、市民への啓発の取組を行っている。また、一部の区では、高齢者等の世帯を対象に転倒防止器具の取付事業を実施している。

(2) 事業費の推移

決算額を記載（複数の事業に
またがる事業を除く）

(3) これまでの取組と成果

2 課題

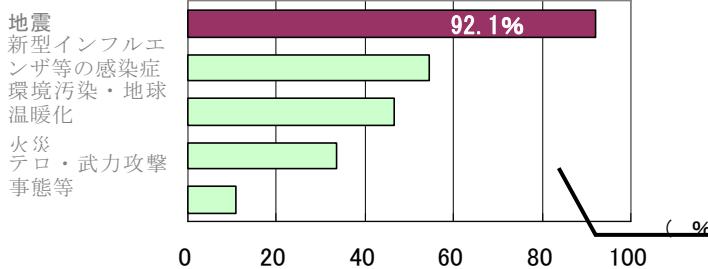
事業及び取組が抱え
ている課題

家庭で家具類の転倒防止対策を行っている市民が少ないため、震災時に甚大な身体的被害が生じる恐れがある。

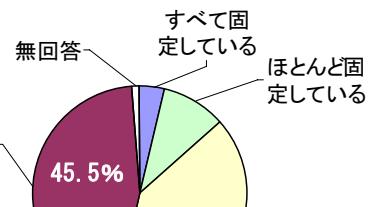
3 課題の検証

(1) 家具類の固定状況（危機管理アンケート）

<脅威を感じている危機>



<家具類の固定状況>



課題の検証に用いたデータ
や他都市の事例等を記載

考察

地震に対して高い危機感を感じている市民は多いものの、家具類の固定という具体的な行動にまで結びついていないことが分かる。

4 監査の結果等【改善要望事項】

今後の改善の方向性
を提示

データ等により導き出さ
れる課題の要因を分析

地震に対する市民の危機感を家具類の転倒防止対策へと
め、転倒による圧死の危険性や、転倒防止器具の効果的かつ
について、ホームセンター等の事業者と協働するなどして、
る。（まちづくり調整局総務課及び安全管理局危機管理課）

改善又は検討に向け
て取り組む必要のあ
る区局課名

1	項目	地域防災拠点等の整備
【地域防災拠点の訓練について】		
監査対象		西区、金沢区、港北区、瀬谷区、安全管理局、水道局、教育委員会事務局
1 取組の概要		
<p>(1) 内容</p> <p>地域防災拠点では、災害対応能力の向上や、各防災機関との連携強化を図るため、拠点の運営委員会が主体となって避難場所の運営や防災資機材の取扱いなどについて、定期的に防災訓練を実施している。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p><炊き出し訓練></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><仮設トイレ取扱訓練></p> </div> </div>		
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 地域防災拠点とは </div>		
<p>災害時の一時的な避難場所として、また、被災した住民が一定期間避難生活を送る場所として、身近な小中学校を地域における防災の拠点に指定（452箇所）し、防災資機材や食料等の避難生活用品を備蓄している。</p>		
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 地域防災拠点運営委員会とは </div>		
<p>防災活動の促進や安全で秩序ある避難生活の維持を目的として、地域防災拠点ごとに住民・学校職員・区職員で構成された組織である。</p>		
<p>(2) これまでの取組と成果 (開始年度：平成7年度)</p> <p>横浜市では、阪神・淡路大震災以降、身近な小中学校を地域防災拠点に指定し、防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進めてきた。また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点に専用のデジタル移動無線を配備してきた。</p> <p>地域防災拠点ごとに、学校との合同訓練や夜間訓練などの様々な訓練が、拠点の運営委員会を主体として行われている。</p>		
<p>ア 主な備蓄品</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>食料・水</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>生活用品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>デジタル移動無線</p> </div> </div>		

イ 地域防災拠点の訓練実績（平成 20 年度）

	地域防災拠点の数	訓練回数（延べ）	参加人数（延べ）
西 区	1 2	2 4	約 3,900 人
金沢区	2 6	3 0	約 2,500 人
港北区	2 8	2 8	約 14,000 人
瀬谷区	1 5	2 9	約 7,000 人

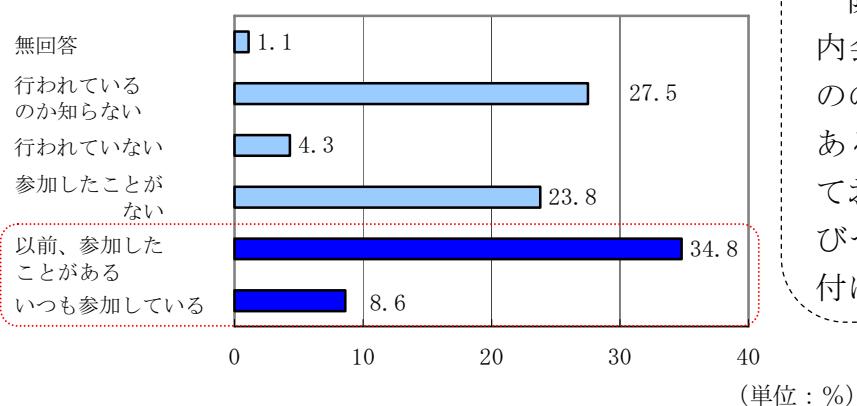
2 課題

危機管理アンケートによれば、訓練に参加したことがある人は、約 4 割となっている（下記 3(1) グラフ）。また、監査委員アンケートによれば、発災時に効果的に対応できると感じられた実践的な訓練は約 1 割という結果であった（F 図）。

3 課題の検証

(1) 訓練の参加状況

住民の防災訓練への参加状況（危機管理アンケート）



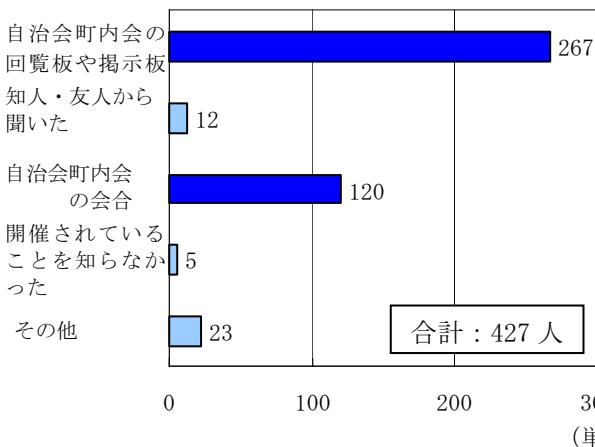
考察

防災訓練の広報は、自治会町内会や市から行われているものの、それでも参加したことがある人の割合は約 4 割となっており、広報以外にも参加に結びつけるための何らかの動機付けが必要なのではないか。

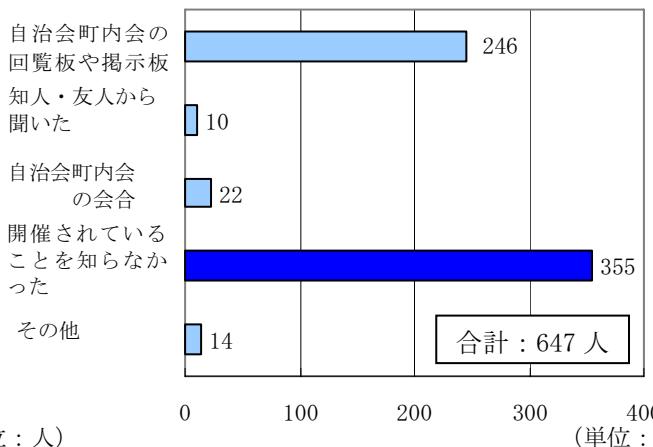
(2) 震災時避難場所（地域防災拠点）での訓練について

訓練の開催をどのように知ったか
(監査委員アンケート・市民向け 問 1-2)

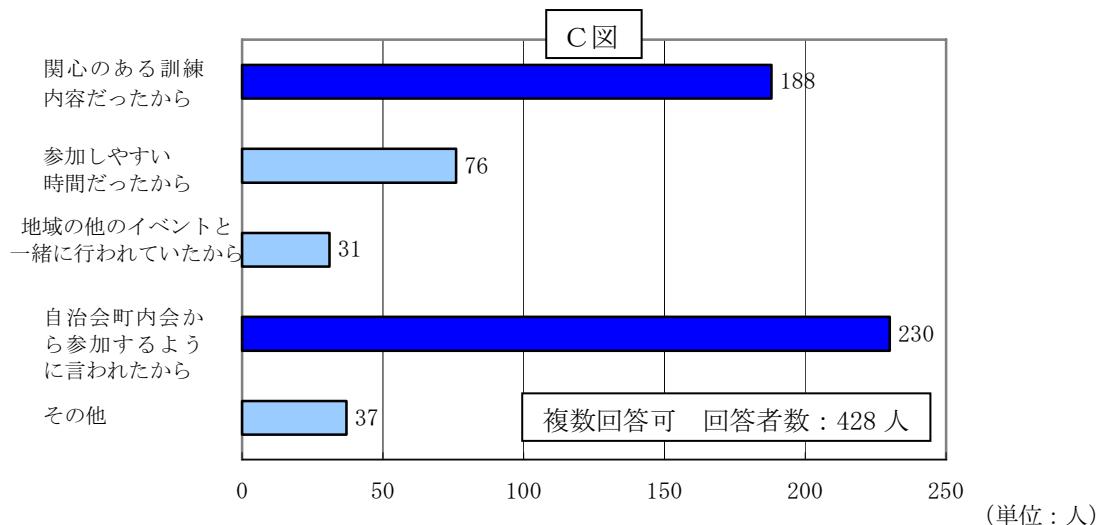
A図 訓練に参加したことがある人



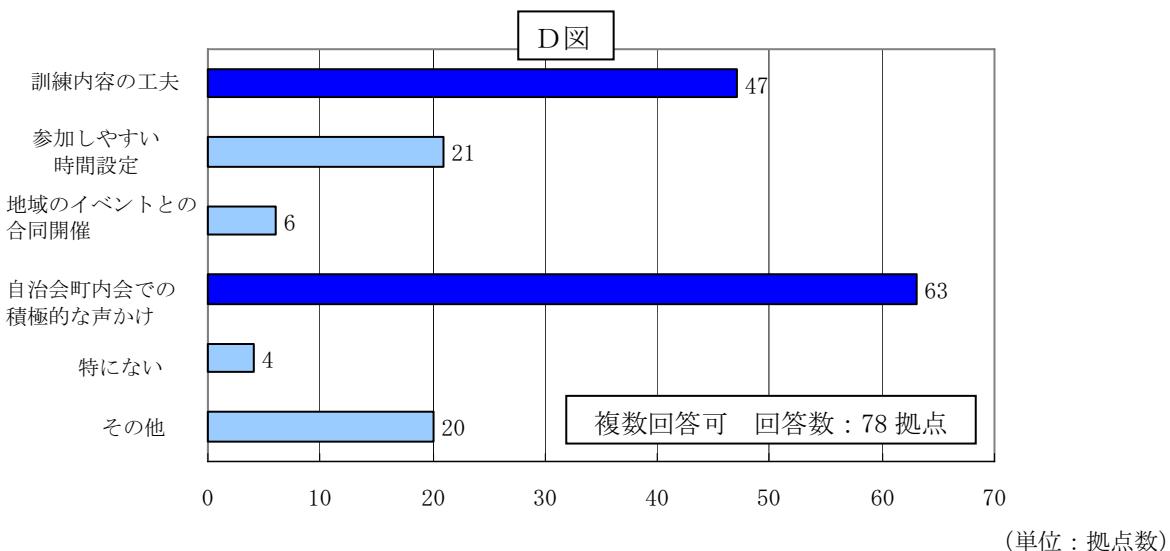
B図 訓練に参加したことがない人



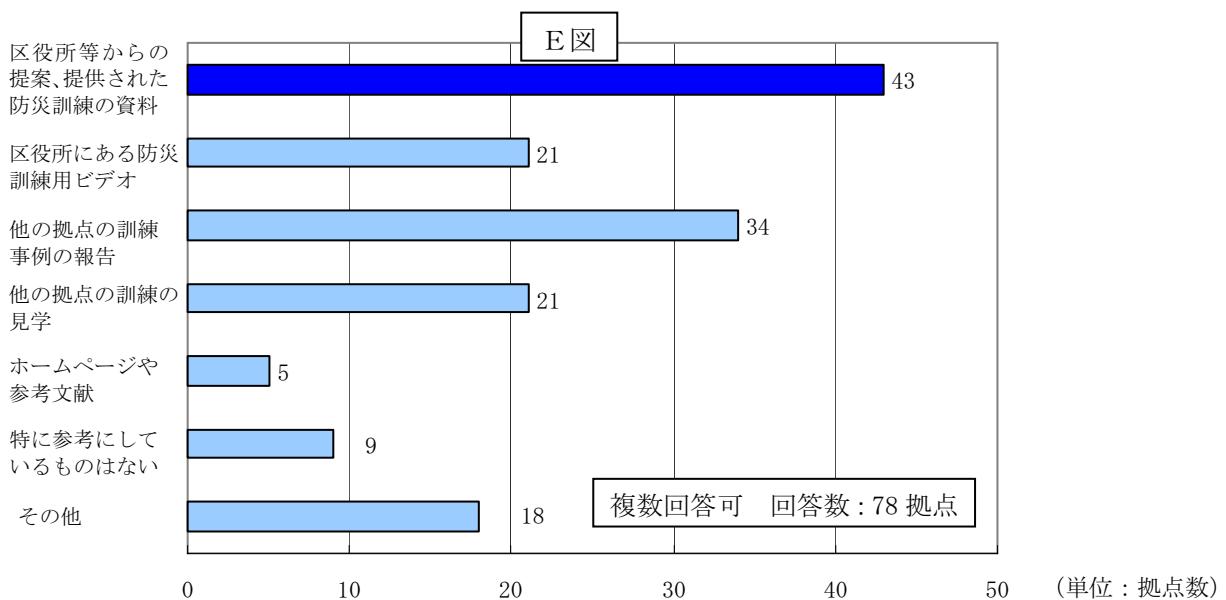
訓練に参加した理由
(監査委員アンケート・市民向け 問1-3)



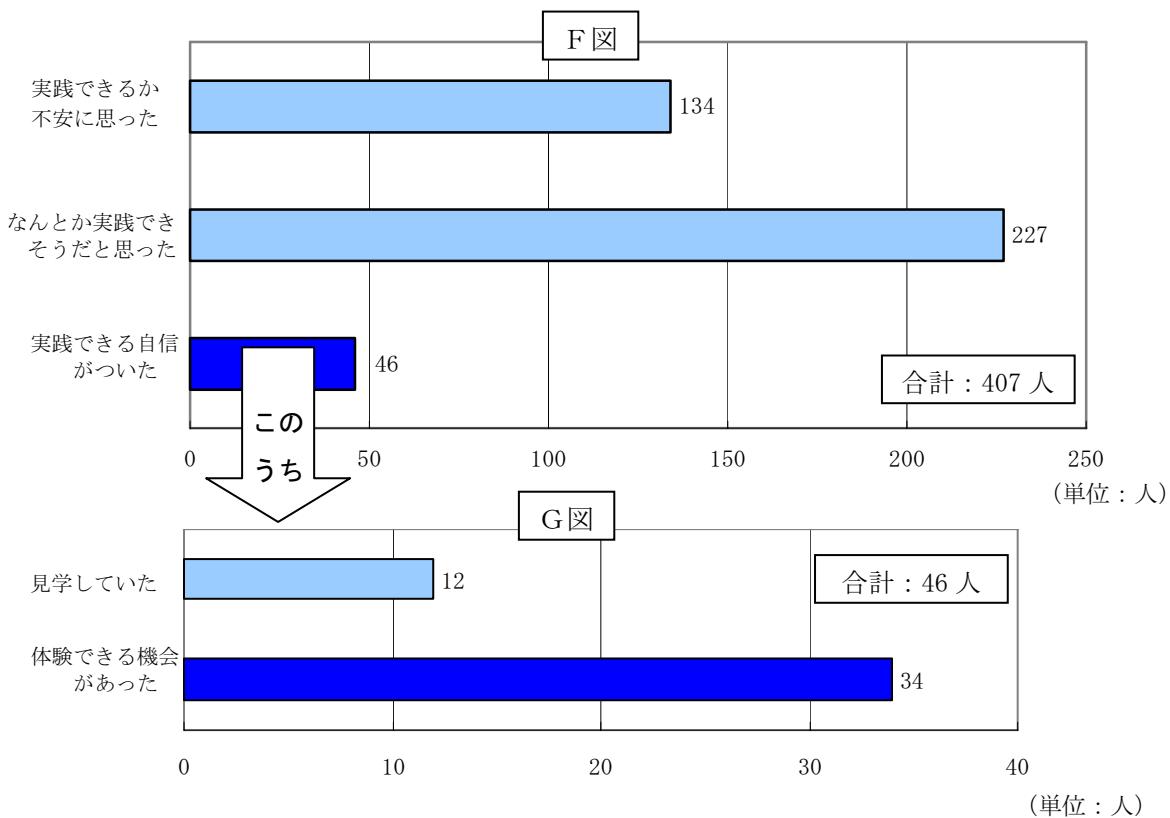
訓練の参加者の増加につながった工夫
(監査委員アンケート・地域向け 問2-1)



訓練の内容を決める時に参考にしているもの
(監査委員アンケート・地域向け 問2-2)



訓練で学んだことを実践できる自信がついたか、また、その訓練の形態
(監査委員アンケート・市民向け 問1～5、問1～4)



考察

自治会町内会による訓練参加の呼びかけには一定の効果が認められる一方、呼びかけが自治会町内会単位で行われているため、訓練に参加しているのは、自治会町内会に加入している人が多く、自治会町内会に加入していない人はほとんど訓練に参加していないのではないかと思われる。(A・B図)

訓練への参加理由については、「自治会町内会から参加するように言われたから」が最も多く、参加者の増加につながった原因としては、「役に立つ」とか「参加しやすい」など訓練内容を工夫したことによるものが多いことから、広報による周知に加えてこうした独自の取組をしていくことが効果的であると思われる。

また、訓練の内容を決める際、「区役所等からの提案」を土台として決められていることが多いので、この点に関する区役所の果たす役割は大きい。

(C・D・E図)

訓練後に「実践できる自信がついた」人のうち、「体験できる機会があった」という人が多いことから、参加者自らが避難者の受入れ及び情報受伝達などの避難所運営訓練、並びに炊飯器取扱い及び仮設トイレの取扱いなどの資機材取扱訓練を体験することができる「実践的な訓練」が重要なのではないか。(F図・G図)

(3) 横浜市の訓練参考事例

ア 青葉区元石川小学校地域防災拠点 ※元石川おやじの会ホームページより作成

地域防災拠点運営委員会が中心となり、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）などの関係団体や「おやじの会」（注）などの地域コミュニティと連携して、防災訓練を企画し実施している。

（注）「おやじの会」…PTA会員である父兄たちを中心としてボランティア活動を行っている団体

■ 訓練内容：地域防災拠点及び地域医療救護拠点での運営訓練、災害時要援護者支援訓練、炊き出し訓練など



<要援護者搬送訓練>



<災害時医療訓練>

イ 保土ヶ谷区くぬぎ台小学校地域防災拠点

※くぬぎ台小学校地域防災拠点運営委員会ホームページより作成

防災訓練では、参加者を飽きさせないよう、基礎的な訓練は繰り返し実施しながら、夜間訓練や体育館での暗闇体験などのほか、スタンプラリー形式で防災を学ぶなど内容を工夫している。また、住民に日ごろから防災の意識を持ってもらうため、継続した啓発が大切であることから「防災拠点ニュース」を発行している。

■ 訓練内容：消火訓練、救護訓練、救出訓練など

防災拠点ニュース



平成21年8月23日
くぬぎ台小学校
地域防災拠点運営委員会
掲記：近藤洋子

**防災訓練に
参加しよう！**

「防災訓練」「防災訓練日」をテーマにくぬぎ台小学校にて毎年実施する訓練の内容を紹介します。

とき 10月5日(日)
10時～11時
ところ ハートマーク会場

多くの子供たちに参加し、消防署や警察署、在住の防災ボランティア団体、地域防災組織、子供たちの心はまだ未熟にしてあります。

訓練会場では、
一般市民、消防署、警察署、地区活性化会員などが一
緒に訓練を行います。
消防署は、毎年訓練科目毎の訓練が上手くいかな
いとでも違うと評議しますが、どうせ上手くいかずも
決済した。入り口での、つまらぬ訓練でした。決った根
柢で訓練を行なうよりは、ボランティア団体が教える形
式の方が上手いです。どうも、いさか古風な感じで、消防
署は、いつにでも消防署へ駆け付ける一歩には迷いました。
訓練だからやつてみる感覚がわざと悪かったです。

～各部門よりおひるべく来てほしいよ～
消防署にいるときに、おひるべく来てほしいと頼んでいたので、消防署の方に配達していました。奥から頼め
た人のおひるべく来てほしいと頼んでいたのがわざと



<訓練の様子>

ウ 金沢区総合防災訓練

地域、事業所及び関係機関との協働により、「相互に協力できる体制の確立」を目指して地域特性を生かした実践的な訓練を実施した。また、会場周辺マンションへのポスティングや消防団による訓練当日の事前広報を行い、参加者の増加に向けた取組を行った。

■ 場所：並木第一小学校地域防災拠点

■ 訓練内容：避難訓練、要援護者搬送訓練、生活用・救助用資機材取扱訓練

横浜市では初めての設備となる「仮設水洗トイレ用排水設備」（断水時でも簡易トイレとして使用可能）の取扱訓練



<仮設水洗トイレ組立訓練>



<資機材取扱訓練>

(4) 他都市の事例

真陽防災福祉コミュニティ（兵庫県神戸市）※消防防災博物館ホームページより作成

<地域が一体となった実践的な防災訓練>

消防団と連携した小型動力ポンプ放水訓練や、地域内の病院とともに夜間を想定した合同の救出・救護訓練、小学校との合同訓練、災害図上訓練等、実際に災害が起きた時に役立つ多様な訓練を定期的に行っている。



<資機材取扱訓練>



<バケツリレー>

＜若い世代の育成＞

共立(ともだち)ネットワークの設立

いずれの団体にも所属していない人材を発掘し、若い地域リーダーを育成するため、「三世代交流を育むわが街」をスローガンに共立ネットワークを設立した。

入会資格は中学卒業の男女・年齢を問わず、誰もが気軽に参加できるもので、役員は60歳未満の者とし、若い人材が積極的に活動できる団体となっている。

考察

各種のコミュニティを通じた訓練への参加の呼びかけや若い世代の参加の促進、また、親子で参加できる訓練メニューなど、多彩な働きかけを試みることが参加者層の拡大につながっているのではないか。

4 監査の結果等【意見】

学校やPTAなど地域に密着した様々な組織に加えて自治会町内会未加入者にも訓練への参加を呼びかけるなど、できるだけ多くの地域の人々に訓練の必要性を理解してもらうための取組と訓練への参加を促す取組を進めることが期待される。

また、横浜市内の各地域で行われている特徴のある訓練や他都市での先進事例などを参考に、親子で参加できる訓練や若い世代の新たな参加を促す取組、さらには訓練参加者自身が実際に体験してみると、発災時に戸惑うことなく適切な行動がとれるような自信のつく実践的な訓練を実施するよう働きかけること（促したり提案したりすること）が望まれる。

（西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課）

【地域防災拠点の運営について】

監査対象	西区、金沢区、港北区、瀬谷区、安全管理局
------	----------------------

1 取組の概要

(1) 内容

横浜市防災計画では、地域防災拠点に高齢者や乳幼児を抱える家庭に配慮したスペース及び妊婦等に配慮した女性専用スペースなどを確保するため、拠点の運営委員会が事前に教室を選定し、発災時にはその教室をそうしたスペースとして利用することとされている。また、安全管理局が作成している「地域防災拠点訓練マニュアル」では、性別やその他のニーズを考慮して、次のように部屋の割り振りに配意することが具体的に示されている。

- (例) • 男女別更衣室
 - 車イスや介護が必要な人の部屋
 - 妊産婦に配慮した部屋
 - 乳幼児を抱える家庭のための部屋 など

<防災計画の記載>

防災計画では、その第1章「計画の方針」の中で、人権尊重、男女によるニーズの違いへの配慮について言及している。

ア 人権の尊重

「市民には、高齢者、障害（児）者、乳幼児・児童、妊産婦、疾病者、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない・理解することが困難な人などがいる。このような「災害時要援護者」のハンドイキャップは、内容や程度が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要がある」と述べ、防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れることとしている。

イ 男女によるニーズの違い

過去の災害時（阪神・淡路大震災など）に、女性や子どもを狙った犯罪が増加したことなどから、平成20年の防災計画の改正で、「男女によるニーズの違いに配慮した避難所の運営」が新たに盛り込まれた。

この改正では、このほか、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や、女性リーダーの育成なども追加された。

(2) これまでの取組と成果

高齢者や障害者など災害時要援護者の避難対策については、平成7年の阪神・淡路大震災の際にも問題となったが、平成16年に相次いだ風水害や、同年に発生した新潟県中越地震でも同じような問題が指摘されたこともあり、その後、国や横浜市でも本格的に検討されてきた。

また、男女によるニーズの違いについても、平成20年に国の防災基本計画に「男女の

双方の視点に配慮」することが明確に記載され、横浜市でも防災会議の審議を経て、防災計画を改正したところである。

具体的な取組としては、安全管理局が「地域防災拠点運営マニュアル」の雛形を平成21年5月に改正し、その中で男女によるニーズの違いや高齢者などへの配慮を記載し、各地域防災拠点の運営マニュアルにその趣旨を反映させるよう求めているが、反映の状況は地域によって異なっている。

また西区では、地域防災拠点での訓練の際に要援護者の避難訓練を行い、こうした配慮が必要であることを訓練に参加した人に理解してもらうような取組を行っている。

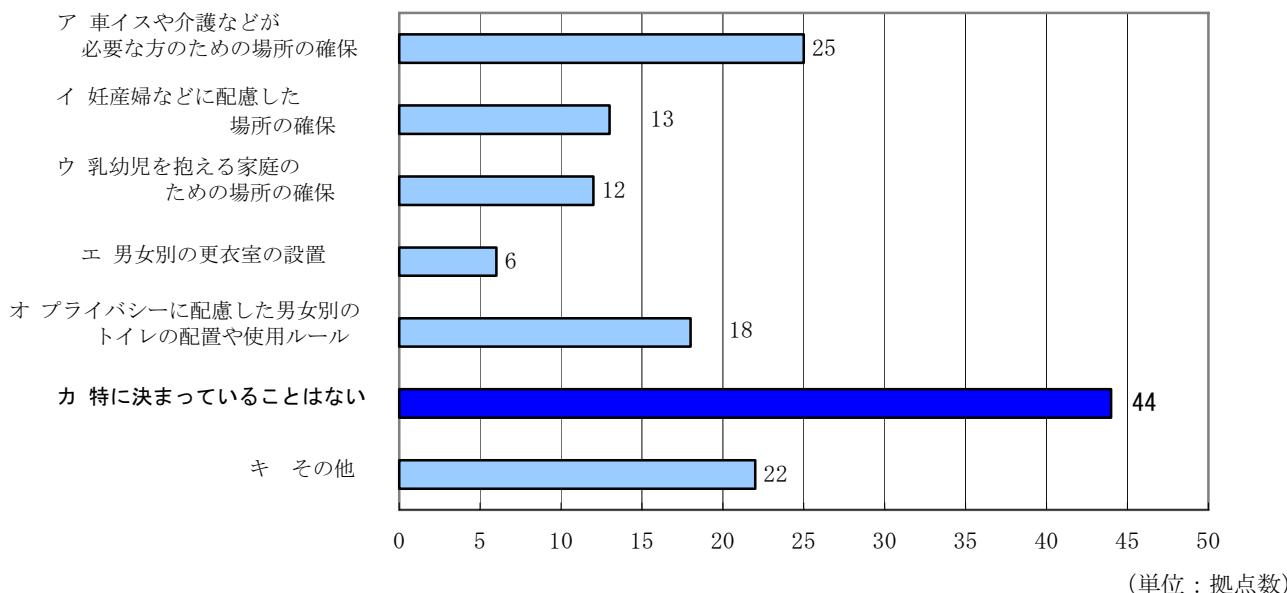
2 課題

避難生活で予想される男女によるニーズの違いや高齢者・障害者等に配慮した拠点の運営に関する対策については遅れている拠点が多いが、その原因のひとつは、区役所から拠点の運営委員会に安全管理局で作成した同対策を盛り込んだマニュアルの雛形を配布したもの、その後は拠点の自主性に委ねられ、それ以外の支援が適切に行われてこなかったためである。

3 課題の検証

(1) 監査対象区の地域防災拠点での検討状況

対象区の地域防災拠点での避難場所の割り振りの検討状況
(監査委員アンケート・地域向け 問1-1)



考察

回答があった78箇所の地域防災拠点のうち、44箇所の拠点では、配慮が必要な人へのスペースを確保する対策が立てられていないかった。

特に、「男女別の更衣室の設置」は6箇所の拠点にとどまり、男女によるニーズの違いに基づく配慮については対策が立てられておらず、何らかの取組が必要ではないかと考えられる。

(2) 男女によるニーズの違いや高齢者等への配慮の必要性（阪神・淡路大震災の事例をもとに）

阪神・淡路大震災の際には、地域の避難所で次のようなことが問題になった。

対象者	内容	発生した事象
高齢者	トイレ	足腰が弱い高齢者が、避難者がひしめきあう間をぬって、校庭のはずれにある仮設トイレまで歩いていくことは難しい。仮設トイレの段差も上りにくい。トイレの回数を控えるために、水分を取らず脱水症状を起こして病院に運ばれるお年寄りもいた。（1.17 神戸の教訓を伝える会「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」ぎょうせい（1996/5）、p. 93）
	スペース確保	ADL（日常生活動作）の低下により一部介助、介護を必要とする人のトイレ問題、マットの生活は深刻であった。さらに、オムツや医療用装具の交換時のプライバシーの保護で周囲の理解を得るのが困難であった。（「阪神・淡路大震災－宝塚市の記録 1995－」宝塚市役所（1997/3）、p. 127-128）
女性	スペース確保	避難所の中でのセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）に耐えられず、傾いた自宅に戻ってしまったという女性は、だれに訴えることも出来なかつたという。それでも避難所にとどまらざるを得なかつた人も。（古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」「阪神・淡路大震災復興 10 年総括検証・提言報告（4/9）《第 3 編 分野別検証》 II 社会・文化分野」兵庫県・復興 10 年委員会（2005/3）、p. 208）
	更衣室	体育館に大勢の避難者が寝泊まりをしている状態であり、例えば女性は下着の着替えなどに非常に困っていた。夜に消灯してから蒲団の中でもぞもぞと着替えていたが、仮の試着室のようなものでもあればよかつたという意見があった。（多くの体育館では、更衣室等も避難場所に使用されていた。）（（財）阪神・淡路大震災記念協会「平成 11 年度 防災関係情報収集・活用調査（阪神・淡路地域）報告書」（2000/3）、p. 11）
障害者 乳幼児	スペース確保	スロープなどの配慮もほとんどなく、教室や廊下は人であふれんばかりの避難所では、車椅子の生活など不可能だった。慣れない場所で見知らぬ人に囲まれた生活は、心を病んだ人にとっては耐え難いものだ。小さな子どもを連れている人も同じだった。「赤ちゃんの夜泣きで迷惑をかけてしまう」と、周囲に気兼ねしながらの避難所生活。もちろん、あからさまに文句を言う人はいないが、互いに気を遣っての毎日は息が詰まりそうだった。（1.17 神戸の教訓を伝える会「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」ぎょうせい（1996/5）、p. 103）

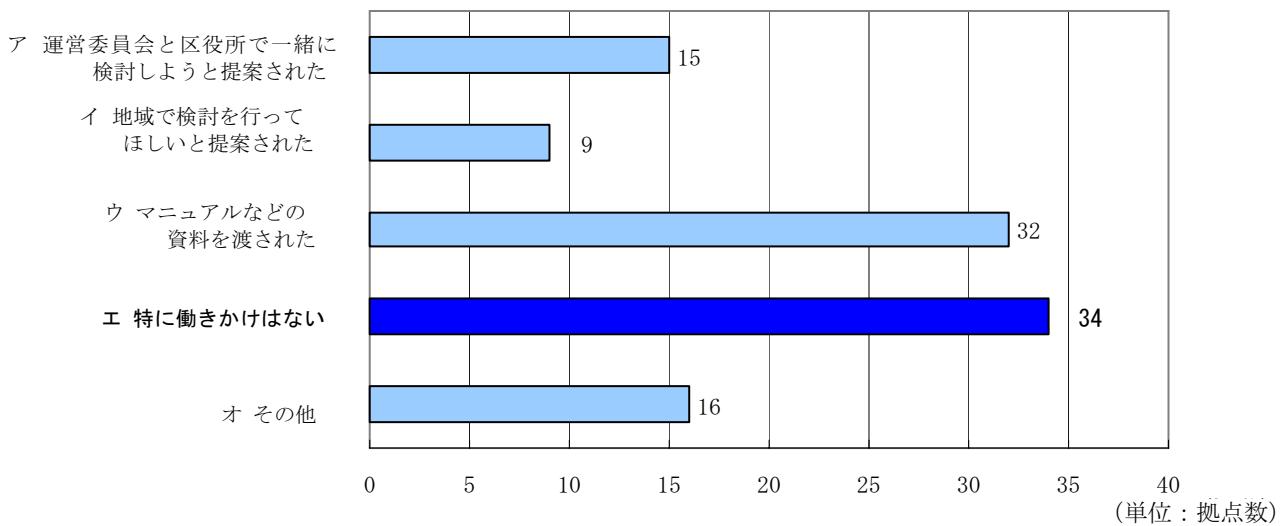
※内閣府ホームページ「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」より転載

考察

このような教訓から、安全を保ちつつ安心して避難生活を送るために、プライバシーを含め人権や身の安全の面について、男性・女性や高齢者などそれぞれにふさわしい配慮をすることが大切なことであると考えられる。

(3) 行政から地域への働きかけ

避難場所の割り振りについての区役所から地域への働きかけ
(監査委員アンケート・地域向け 問1-2)



考察

アンケートでは、約4割の拠点が「(区役所から)特に働きかけはない」と回答しているが、地域防災拠点運営委員会にとって、訓練の内容や実施方法など拠点の運営に関する情報ないしはアドバイスを得るのは区役所が中心となっているのが実態であるから、過去の災害の教訓も踏まえて避難所での様々な配慮の必要性を、これまでにも増して積極的に区役所から拠点の運営委員会に伝える必要があるのではないかと考えられる。

<DVD「地域防災拠点運営要領」について>

安全管理局緊急対策課では、平成21年12月に「地域防災拠点運営要領」に関するDVDを作製した。この中で、授乳スペースの確保など、男女によるニーズの違いや高齢者等への配慮の必要性について解説している。



4 監査の結果等【改善要望事項】

区役所は、阪神・淡路大震災など近年発生した大規模地震の際の様々な教訓も含めた震災に関する最新の情報を適時に拠点の運営委員会に提供して、それが地域防災拠点での訓練やマニュアルに生かされるよう必要な支援に努める必要がある。

また、地域防災拠点の運営に当たっては、安全管理局作製の「地域防災拠点運営要領」(DVD)を地域防災拠点において十分活用するなどして、区役所と拠点の運営委員がともに運営の改善を検討する必要がある。

(西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課)

コラム～COLUMN～

「大学と協力した地震対策の取組について」

横浜市では、様々な分野で市内外の大学と連携した取組を行っていますが、地震対策でも市内の大学と連携して取り組んだ事例がありますので、ご紹介します。

【消防応援協力～関東学院大学と金沢消防署・金沢消防団】

金沢区にキャンパスがある関東学院大学の硬式野球部、ラグビー部、陸上競技部は、大規模地震が発生したとき、消防署員・消防団員と協力し、救出・救護活動等を支援するという覚書を金沢消防署及び金沢消防団と取り交わしています。



【地域防災拠点運営要領DVDの作製協力～神奈川大学と安全管理局緊急対策課】

地域防災拠点の運営に役立つDVDを作製するにあたり、神奈川大学放送研究会が撮影や編集にボランティアで参加しました。

ここでは、今回監査対象とした区・局の事例を紹介しましたが、市内には他にも連携した取組がいくつか行われています。

【地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携について】

監査対象	西区、金沢区、港北区、瀬谷区、健康福祉局
------	----------------------

1 取組の概要

(1) 内容

ア 地域医療救護拠点について

震度5弱以上の地震が起きると外科的負傷者に対する応急医療が必要となる場合が想定されるが、横浜市ではそのようなときに被災者の身近な場所で迅速に処置することを主たる目的として、中学校区に1箇所を目安に、市内に146箇所の地域医療救護拠点を整備している。

同拠点には医薬品や医療資機材等が保管されているほか、発災時には医師・薬剤師・看護職・区役所職員で編成される医療救護隊が、同拠点に出動することになっている。



<地域医療救護拠点訓練（西区）>

イ 地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携について

防災計画上、両拠点については次のように連携することとなっている。

- ・ 地域医療救護拠点は地域防災拠点と併設とすることを原則とする。
- ・ 地域医療救護拠点を知つてもらうことを目的の一つとして、訓練は併設又は近隣の地域防災拠点と合同で行う。
- ・ 地域医療救護拠点の運営にあたり、各区は小中学校との連携・協力体制を確保する。また、小中学校は学校防災計画に基づき地域医療救護拠点の円滑な運営に協力する。

(2) これまでの取組と成果

ア 地域医療救護拠点の設置

横浜市では、平成7年以前から設置について検討されていたが、阪神・淡路大震災の発生を契機として、平成7年度から整備が開始された。

イ 地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携について

平成20年に改正された防災計画では、両拠点は上記のように連携をとることが盛り込まれた。

2 課題

地域医療救護拠点と地域防災拠点は、発災時には連携して一体的な運営を行うことになるので、普段からそうした場合を想定して合同訓練を行っておく必要があると考えられるが、これまで市からの働きかけが徹底していなかったこともあり、実施されていないところがある。

また、地域医療救護拠点での医薬品・医療資機材の補充が適切に行われていないため、欠品や不足が生じているところがある。

3 課題の検証

(1) 地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携の必要性

地域医療救護拠点と地域防災拠点が普段から連携して合同訓練を行っておくことによるメリットとして、それぞれ次の点があげられる。

地域医療救護拠点	地域防災拠点
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点の場所や資機材を円滑に使用することができる。 ・地域防災拠点にいる人材を円滑に活用することができる。 ・地域防災拠点の関係者に地域医療救護拠点の存在と役割を知ってもらうことができる※。 	<p>負傷者や身体の不調を訴える人が出た場合、迅速に対応することができる。特に、移動が困難な負傷者がいた場合、対応しやすくなる。</p>

※平成19年度市民意識調査によれば、地域医療救護拠点を知らない人は約8割にものぼる。

その他にも、地域医療救護拠点を住民に知ってもらうことで、災害による負傷者の多くを地域医療救護拠点でトリアージ（注）することが可能になり、重傷者等を受け入れる災害医療拠点病院への負傷者の殺到を軽減することができる。

（注）「トリアージ」…けが人や病人の重傷度や、すぐに治療が必要かどうかを判定し、治療や医療機関への搬送の優先順位を決めるこ

ア 地域医療救護拠点の訓練の状況（平成20年度）

	地域医療救護拠点の設置数	訓練の実施数	地域防災拠点と連携した訓練の実施数
西区	4	4	4
金沢区	10	5	0
港北区	9	1	1
瀬谷区	5	1	1

イ 連携の内容

西 区：地域防災拠点訓練の一環として実施

地域医療救護拠点の概要説明、患者の搬送訓練、物品の確認など

港北区：地域防災拠点訓練の一環として実施

地域医療救護拠点の概要説明、模擬トリアージ実施、患者の搬送訓練など

瀬谷区：地域防災拠点訓練時に、医療救護拠点の説明、医療救護隊の紹介、トリアージの説明・模擬実演など

このように、港北区と西区では地域医療救護拠点と地域防災拠点の訓練については、一体として両拠点の開設・運営訓練を実施しているが、地域防災拠点の訓練の際に、地域医療救護拠点の説明をするだけにとどまっている区が見受けられた。

考察

これまで地域医療救護拠点と地域防災拠点との合同訓練が行われてこなかったところについては、各々の拠点の関係者だけで訓練が企画されてきたことに原因があるのではないか。

また、両拠点の合同訓練が行われてこなかつたため、拠点の運営の中核的な存在である運営委員だけでなく、近隣住民にもそれぞれの拠点の役割に関する正確な理解が得られていないのではないか。

なお、健康福祉局と安全管理局では、合同訓練の実施など両拠点の連携を深めるための検討を、平成21年度から行っている。

(2) 合同訓練の事例

<港北区の事例>

港北区では、毎年数か所の地域医療救護拠点訓練で、合同訓練を行っている。

■ 綱島東小学校（平成20年10月26日（日））

- ・地域防災拠点の訓練と同時に実施
- ・訓練内容
　負傷者搬送訓練、トリアージ訓練
- ・主な出席者
　港北区医師会医師、薬剤師会
- ・区医師会の医師に講師を依頼して
　訓練を実施し、地域医療救護拠点の
　説明も行っている。
- ・参加した地域の人からは、地域医療救護拠点で行われるトリアージを見学してそ
　の重要性を知り、「参加していない（参加できなかった）人にもこの考え方を広
　めていくことが大切である」という声が出ていた。



<港北区医師会によるトリアージの説明>

考察

地域医療救護拠点と地域防災拠点との合同訓練を円滑に実施するには、医療救護隊として活動する医師会や薬剤師会に加えてボランティアなどの地域団体の協力を得ることが必要であるため、区役所からそうした関係者の理解と協力を求める取組が必要なのではないか。

(3) 地域医療救護拠点と地域防災拠点の併設状況について

防災計画では、地域医療救護拠点と地域防災拠点は併設することが原則とされているが、監査対象区での状況は次のとおりであり、併設となっていないところがある。

<地域医療救護拠点と地域防災拠点の併設の状況>

	地域医療救護拠点 の設置数	地域防災拠点と 併設されている箇所数	地域防災拠点と 併設されていない箇所数
西 区	4	4	0
金沢区	10	4	6
港北区	9	8	1 (注)
瀬谷区	5	5	0

(注) 港北区については、地域のニーズと区内の配置バランスを考慮して、大綱小学校の医療救護部分を大綱中学校に移設した経緯がある。

(4) 医薬品等の管理について

<地域医療救護拠点における医薬品及び医療資機材の管理>

地域医療救護拠点の医薬品及び医療資機材の管理については、横浜市薬剤師会に委託されており、各救護拠点を担当する薬剤師が年8回保管状況を確認し、年4回横浜市に報告することが契約で定められている。

平成20年度の医薬品・医療資機材の在庫状況について、管理の委託先である横浜市薬剤師会から横浜市に提出された報告書を確認したところ、次のような欠品や不足が報告されていた。

■ 医薬品（平成20年5月、1校で確認）

医薬品名	本来の備蓄数	実際の数
ラクテック注（注）	24袋	22袋

(注) 「ラクテック注」…循環血液量や組織間液が減少した時の細胞外液の補給等に使用する注射液

■ 医療資機材（平成20年5月に確認された例）

資機材名	本来の備蓄数	実際の数
滅菌ガーゼ	50包	40包
絆創膏（紙絆）	1箱	なし
防災ベスト	6着	なし
縫合糸	3袋	なし
トリアージタグ	300枚	75枚

上表のほかにも、医療資機材については多数の欠品や不足が報告されている。しかし、これらについて補充は行われておらず、欠品や不足となった理由についても確認されていなかった。

考察

地域医療救護拠点の医薬品や医療資機材について、訓練などで使用したと考えられるものの使用状況の確認や、欠品や不足のあった医薬品等の補充が行われておらず、欠品や不足が見受けられた。

その後、医薬品については備蓄品目の見直しや使用期限切れ医薬品の入替え等により、平成22年2月現在、欠品や不足の状況は解消されている。

4 監査の結果等

【改善要望事項】

発災時に地域医療救護拠点と地域防災拠点の円滑な運営が確保されるよう、医師会・薬剤師会や学校のPTAなど地域の関係団体に、訓練や防災講演会などの研修への参加を促すとともに、両拠点の合同訓練を行うなど、緊密に連携する必要がある。

(金沢区福祉保健課及び瀬谷区福祉保健課)

【意見】

市の防災計画では、地域医療救護拠点と地域防災拠点は併設することが原則とされており、これは資機材を共有できることや連携した訓練ができるに加えて、市民に分かりやすいというメリットもあるので、両拠点を併設するよう検討することが望まれる。

(金沢区福祉保健課及び健康福祉局医療政策課)

【改善要望事項】

地域医療救護拠点の医薬品・医療資機材について、薬剤師など専門家による厳重な管理を行うとともに、必要な時に欠品や不足が生じることがないよう早急に補充できる用意をしておく必要がある。

(健康福祉局医療政策課)

【物資及び医薬品の供給等に関する協定について】

監査対象

西区、金沢区、港北区、瀬谷区、健康福祉局、資源循環局、安全管理局、水道局

1 取組の概要

(1) 内容

横浜市では、災害時に必要とされる一定量の食料や水、資機材などを地域防災拠点に備蓄している。それに加えて、発災後に必要な物資などを円滑に供給するため、事業者等と各種の協力協定を結んでいる。



(2) これまでの取組と成果

昭和30年代には「政令指定都市の間で災害救援に関する覚書」が結ばれ、災害時に相互応援するという合意があった。その後、平成10年2月に「横浜市震災対策条例」(注)が制定され、事業者等との災害時の合意事項は「協定」という形をとることになった。

- ・事業者等と締結された協定数：229協定（平成22年2月15日現在）

<協定一覧>

平成22年2月15日現在

協定の種類	所管区局	締結数
1 総合的な協定等	都市経営局、安全管理局、港南区	10
2 消防に関する協定等	安全管理局	19
3 応急防災措置に関する協定等	環境創造局、資源循環局、まちづくり調整局、安全管理局、道路局、港湾局、交通局、保土ヶ谷区ほか4区	24
4 応急医療・救護に関する協定等	都市経営局、健康福祉局、緑区	10
5 給水、上水道に関する協定等	安全管理局、水道局	9
6 トイレ、下水道に関する協定等	環境創造局、資源循環局	9
7 食糧・物資の確保に関する協定等	環境創造局、経済観光局、行政運営調整局、安全管理局、鶴見区ほか8区	23
8 食糧・物資の輸送に関する協定等	港湾局、安全管理局	9
9 保健、福祉、衛生に関する協定等	健康福祉局、戸塚区、港南区	7
10 災害時広報・情報収集に関する協定等	都市経営局、市民活力推進局、安全管理局、道路局、鶴見区ほか11区	51
11 避難場所等に関する協定等	安全管理局、鶴見区ほか17区	32
12 遺体の取扱いに関する協定等	健康福祉局、鶴見区、金沢区	5
13 復興に関する協定等	経済観光局、まちづくり調整局、安全管理局	3
14 その他の協定等	市民活力推進局、環境創造局、経済観光局、港湾局、安全管理局、磯子区、金沢区、南区、青葉区	18
合計		229

(注) 横浜市震災対策条例

(協定の締結)

第15条 市は、震災が発生した場合において、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に関する工事の施工等が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者等と協定を締結するものとする。

2 課題

発災時の物品供給等について事業者等と協定を締結しているが、発災を想定した訓練が行われていないため、協定の実効性や運用上の問題点について検証されていない。

3 課題の検証

(1) 協定の内容について

協定名称	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定				災害時における簡易式トイレパック提供協力に関する協定				地震発生時における医薬品輸送等の協力に関する協定(災害ボランティアバイクネットワーク)
所管局	資源循環局								健康福祉局
協定締結先	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	—
協定締結年度(平成)	2年度	2年度	2年度	11年度	17年度	17年度	18年度	18年度	17年度
補償(注1)の記載	無	無	無	有	有	有	有	有	有
協定実施の円滑化(注2)の記載	無	無	無	無	無	無	無	無	有

- トイレに関する協定と医薬品等の輸送に関する協定を比較すると、トイレに関する協定には、「補償」や「協定実施の円滑化」という協定の実効性を高める項目がないものがあった。



<仮設トイレ>



<トイレパック>

- 地震発時における医薬品輸送等の協力に関する協定第7条及び第10条

(注1) 第7条(補償)

横浜市は協定にかかる業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかりまたは障害の状態になった場合においては、横浜市震災対策条例第31条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

(注2) 第10条(協定実施の円滑化)

横浜市は、この協定に基づく乙(協定団体等)の協力が円滑に行われるよう、横浜市が主催する防災訓練、研修会等に協定団体等の参加を要請することができる。

2 協定団体等は、要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

考察

阪神・淡路大震災の経験(平成7年)や「横浜市震災対策条例」の制定(平成10年)などを契機として、これまでに締結した協定を見直す必要があったのではないか。また今後も必要に応じて協定の内容等を見直すべきではないか。

(2) 訓練の実施について

<協定の相手方との間における訓練の実施状況>

	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	災害時における簡易式トイレパック提供協力に関する協定	地震発時における医薬品輸送等の協力に関する協定(災害ボランティアバイクネットワーク)				
所管局	資源循環局		健康福祉局	西区	金沢区	港北区	瀬谷区
在庫/会員在籍確認	有(1回/1年)	有(1回/1年)	無	—	—	—	—
受伝達訓練実施	無	無	無	無	無	無	無



- ・協定の実効性を高めるための訓練の実施を団体等に促すような取組は行われていない。
- ・医薬品輸送等の協力に関する協定では、災害ボランティアバイクネットワーク会員は、災害時(震度5弱以上)には各区災害対策本部に自動参集するという合意項目があるが、そのことが各区に周知されていないため、実際の運用において支障が生じる可能性がある。

考察

これまで協定を締結することが優先されてきたが、今後はいつ災害が起きても速やかにかつ円滑に対応できるよう協定の締結先と訓練を行うことによって、協定の内容を検証し、実効性を高めていく取組が必要ではないか。

(3) 防災訓練及び協定の事例

<平成21年度横浜市総合防災訓練(平成21年9月実施)>

八都県市の防災訓練の一環として、栄区内の地域防災拠点において、協定先の団体等が地元住民とともに、情報受伝達訓練、救援物資の受入・配分訓練等を実施した。平常時にこのような訓練を行うことによって、協定がうまく機能しない部分が初めて分かり、そして改善につなげることができた取組であった。

■ 参加協定団体等

- ・横浜市アマチュア無線非常通信協力会
- ・神奈川県トラック協会
- ・日本通運㈱ほか



<八都県市(注)の救援物資を地域防災拠点に輸送>

(注)「八都県市」…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

<協定の実効性を高める工夫>

■ 大阪市の協定

災害時における物資の供給等の協力に関する協定

(供給協力・報告) 第3条

乙(協定会社)は、甲(大阪市)から(中略)要請を受けたときは、その保有する物資を甲に対して優先的に供給するよう努めるものとする。



※大阪市ホームページ「地域防災計画〈震災対策編〉」より転載

■ 神戸市の協定

災害時における飲料の提供・調達に関する協定書。

(飲料の提供) 第1条

甲(神戸市)は、神戸市内で風水害・地震等により大規模災害が発生した場合等において、飲料の提供が必要となるときには、乙(協定企業)に対し次の事項について、協力を要請することできる。

(1) 災害発生時において、乙の指定した物流拠点で保有する在庫飲料

(協力の実施) 第3条

乙は甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

(注) 但し、不可抗力等により、義務が履行できない場合には責任を負わない（免責）条項がある。

※神戸市ホームページ「地域防災計画防災データベース震災対策編応急対応計画」より転載

4 監査の結果等【改善要望事項】

いざという時により実効性の高い協定であるためには、協定を締結した後も定期的に(及び必要に応じて)訓練を行うことも含めて内容を見直し、常に最適なものにしておく必要がある。

(西区総務課、福祉保健課、金沢区総務課、福祉保健課、港北区総務課、福祉保健課、瀬谷区総務課、福祉保健課、健康福祉局医療政策課及び資源循環局業務課)

コラム～COLUMN～

「横浜市水道局と名古屋市上下水道局との合同応急活動訓練について」

横浜市を含む17大都市（平成22年4月から岡山市が加わり18大都市となる）では、災害時の飲料水の供給や水道施設の応急復旧について相互に応援することにしています。名古屋市と横浜市は相互に「応援幹事都市」として、水道施設の図面などを保管しており、横浜市に災害が発生したときには、図面などを持参して迅速に復旧活動が行えるようになっています。

平成21年11月に西区の平沼小学校で行われた訓練（右の写真は訓練の様子）では、名古屋市の応援隊が駆けつけ、水道の応急復旧に関する訓練を行いました。



（写真：横浜市水道局提供）

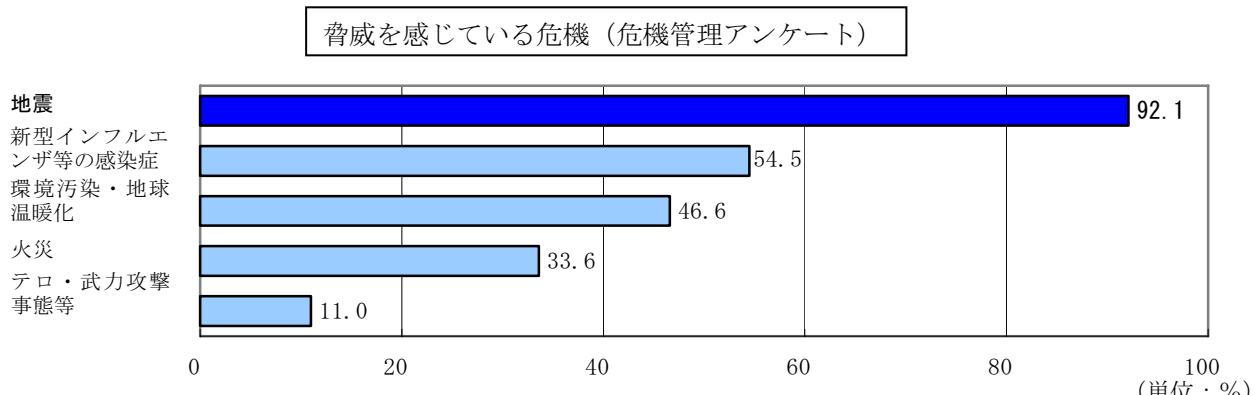
2	項目	防災(減災)意識の向上		
【家具類の転倒防止対策について】				
監査対象	西区、金沢区、港北区、瀬谷区、まちづくり調整局、安全管理局			
1 取組の概要				
(1) 内容				
横浜市では、大地震が発生した際に転倒の恐れがあるタンスやテレビなどの家具類の安全な配置の工夫や転倒防止対策について、市民への啓発の取組を行っている。また、一部の区では、高齢者等の世帯を対象に転倒防止器具の取付事業を実施している。				
(2) これまでの取組と成果				
ア 監査対象区における転倒防止器具取付事業の状況				
	金沢区	港北区	瀬谷区	
事業の概要	自治会町内会が地域の要援護者を対象として実施する転倒防止器具取付に対し、取付費用の補助を行った。	高齢者の世帯を対象に、転倒防止器具の取付費用の補助を行った。	高齢者や障害者の世帯を対象に、転倒防止器具の取付を委託により行った。	
実施年度	平成18~19年度	平成18~19年度	平成15~16年度	
取付実績	平成18年度 21件 平成19年度 0件	平成18年度 72件 平成19年度 10件	平成15年度 46件 平成16年度 106件	
決算額	平成18年度 42,000円 平成19年度 0円	平成18年度 648,879円 平成19年度 96,652円	平成15年度 1,323,619円 平成16年度 2,219,886円	
※西区では今後の実施について検討中				
イ 市民への啓発の状況				
	手 段	啓発内容		
		転倒防止対策の必要性	家具配置の工夫	転倒防止対策(固定方法)
安全管理局	パンフレット 「減災行動」のススメ	○	○	○
	パンフレット 「いざというときに備えて」	—	○	○
まちづくり調整局	広報よこはま耐震特別号 (平成21年8月)	○	○	○
西区	広報よこはま区版(平成21年1月)	—	○	—
	広報よこはま区版(平成22年1月)	—	○	○
金沢区	広報よこはま区版(平成20年9月)	○	○	○
	広報よこはま区版(平成22年1月)	○	—	○
港北区	広報よこはま区版(平成20年12月)	○	○	○
	広報よこはま区版(平成22年1月)	○	—	○
瀬谷区	広報よこはま区版(平成21年7月)	○	○	○

2 課題

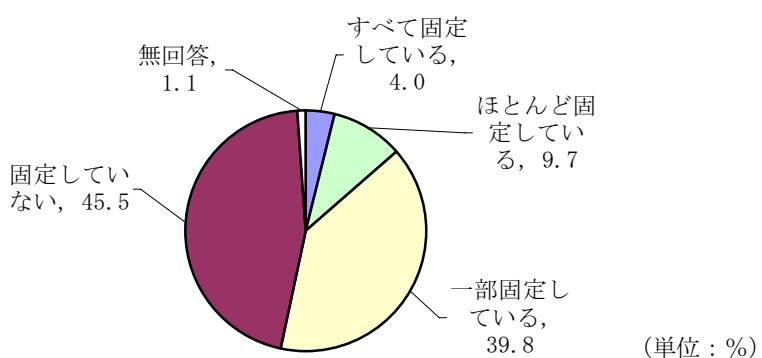
家庭で家具類の転倒防止対策を行っている家庭が少ないため、震災時に甚大な身体的被害が生じる恐れがある。

3 課題の検証

(1) 家具類の固定状況



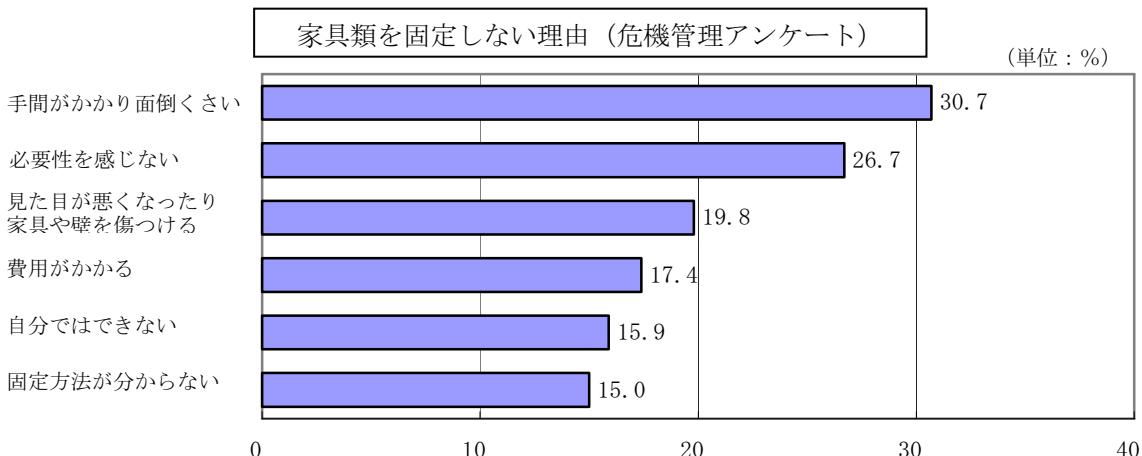
家具類の固定状況 (危機管理アンケート)



考察

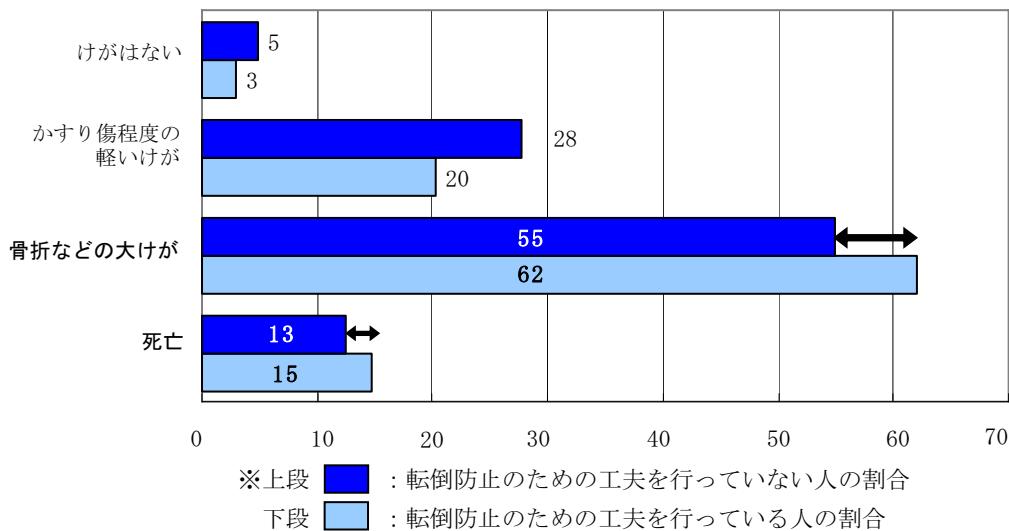
地震に対して危機感を感じている市民は非常に多いが、それにもかかわらず、必ずしも家具類の固定という具体的な行動に結びついていない。

(2) 具体的な行動に結びつかない理由

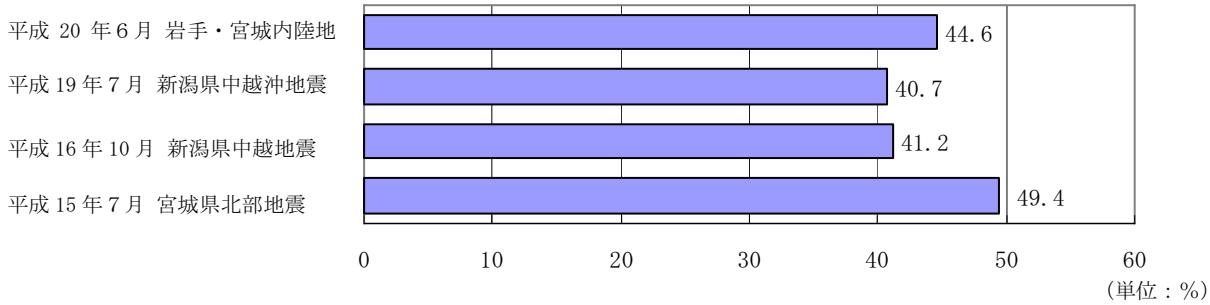


家具類の転倒による危険性の認識
(監査委員アンケート・市民向け 問2-3)

(単位: %)



近年発生した大地震における家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合



※東京消防庁「家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック」より作成

<阪神・淡路大地震における死者の死因>

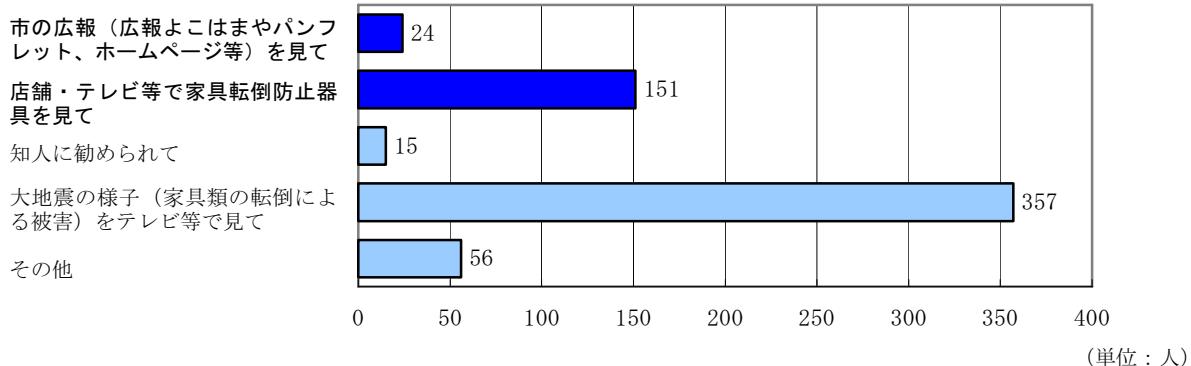
死因	死者数	割合
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 人	87.8%
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 人	10.0%
その他	121 人	2.2%
合計	5,502 人	100.0%

※平成 7 年警察白書
より作成

考察

監査委員アンケートによると、転倒防止の工夫を行っていない人は、行っている人に比べて圧死や大けがの危険性を認識している割合が低いことから、家具類の転倒による被害が現実に自分自身に及ぶ可能性が高いという切迫感は必ずしも高くないことが窺われる。

家具類の転倒防止対策を行ったきっかけ
(監査委員アンケート・市民向け 問2-2)



考察

「市の広報」がきっかけで対策を講じたと回答した人が「事業者による販売促進」により対策を講じたと回答した人よりも少ないので、広報のように一過性で一方通行の情報よりも、日常生活の中で反復・継続して目に触れる情報や実演販売などの方が効果的だからではないかと考えられる。

<新潟市の取組事例>

ホームセンターと連携して、転倒防止器具の紹介や使用方法について実演して見せることで、成果を上げている。

<参加者の声>

- ・ずっとしなければと思っていたながらやつてこなかった家具止めでしたが、やっぱりしなければ危ないなと思いました。
- ・家具や電化製品の固定がいかに大切か分かりました。



<家具の固定方法を実演している様子>

(3) 家具類の固定方法に関する啓発

<緑区の取組事例>

平成19年度にD I Yアドバイザー（注）の監修により、低額な費用で実施できる転倒防止対策を掲載したパンフレットを作成し、区役所で配布した。

(注)「D I Yアドバイザー」…住まいの手入れ、補修、改善等を自らの手で行い、快適な生活空間を創造したいと願う生活者を対象に、D I Y（Do ドウ・It イット・Yourself ユアセルフ）の指導・相談に携わる資格を持った人のこと。

D I Yアドバイザー資格試験制度は、昭和58年度に発足し、累計資格取得者は15,708名（平成21年12月現在）である。

家具や壁を傷つけたくない人向きの転倒防止方法

1) 天井との間に段ボール箱を詰める

① 既製の段ボールを天井と家具の間に隙間なくつめる

家具サイズと天井までの高さに合わせた段ボールを並べて、家具と天井の間に隙間なく設置します。

箱の上下に80番手程度のサンドベーバーを敷き、摩擦係数を高めることで一層の効果が得られます。

必要なもの	費用※
・段ボール	0円
・木工用接着剤(速乾性) 500g	400円
・カッター又はハサミ	0円(ご家庭にあるものをご利用下さい) ※40×2枚=80円
・サンドベーバー(80番手程度)	0円(ご家庭にあるものをご利用下さい)
・ガムテープ	0円(ご家庭にあるものをご利用下さい)
・鉛筆	0円(ご家庭にあるものをご利用下さい)
・定規	0円(ご家庭にあるものをご利用下さい)
合計金額	400円

※費用に関しては概算費用となっています。



※「緑区防災ハンドブック」より転載

考察

家具類を固定しない理由として「費用がかかるから」と回答した市民に対しては、できるだけ費用負担を軽減した方法で効果を上げることができる方策を提示することが求められているのではないか。

(4) 高齢者など転倒防止器具の取付が困難な人への支援

<岐阜県恵那市の取組事例>

平成16年に、民生委員や中学生、建築士、消防団など約900名のボランティアによる実行委員会を立ち上げ、142名の高齢者宅に転倒防止器具の取付を行った。

また、平成19年度には、471世帯に取付を実施し、説明会等を含め約6,000名のボランティアが活動に参加した。ボランティア自身の啓発にも効果があったとのことである。

<監査対象区が実施した転倒防止器具取付事業の実績（件数）>

	事業開始初年度	2年目	3年目
金沢区	21件	0件	事業廃止
港北区	72件	10件	事業廃止
瀬谷区	46件	106件	事業廃止

考察

一部の区では、一人暮らしの高齢者や障害者等の世帯を対象として転倒防止器具の取付事業を行ってきたが、金沢区及び港北区では実績が少なかったため現在では事業を取りやめている。対象者への周知を自治会町内会に委ねたり広報紙に掲載したりしたもの、これといった働きかけを行ってこなかったため、理解や対策があまり浸透しなかったのではないか。

4 監査の結果等【改善要望事項】

市民が震災に対して抱いている危機感を、家具類の転倒防止対策へと着実に結びつけるためには、転倒による圧死や大けがの危険性に加えて、ホームセンター等の事業者と協働して、高い費用をかけずに実施できる転倒防止対策について、継続的に周知する必要がある。

また、高齢者等の世帯への家具類の転倒防止器具取付については、優先順位が高いと考えられるので、ボランティアを活用した取組についても検討する必要がある。

なお、これらの改善を行うに当たっては、全庁的な観点から市としての方針を定めた上で、区・局が協調して取組の推進を図る必要がある。

(まちづくり調整局総務課及び安全管理局危機管理課)

【市民防災センター展示室について】

監査対象 安全管理局

1 取組の概要

(1) 内容

市民の防災意識の高揚・普及を図るため、火災予防・救急救助・地震対策・風水害対策に関する必要な情報や知識を市民に提供する場として、市民防災センターを設置している。

ア 市民防災センターの概要

所 在 地：神奈川区沢渡4番地の7

開 設：昭和58年4月1日

開館時間：午前9時30分～午後4時30分

休 館 日：第3月曜日、年末年始

入 館 料：無料



イ 主な展示内容

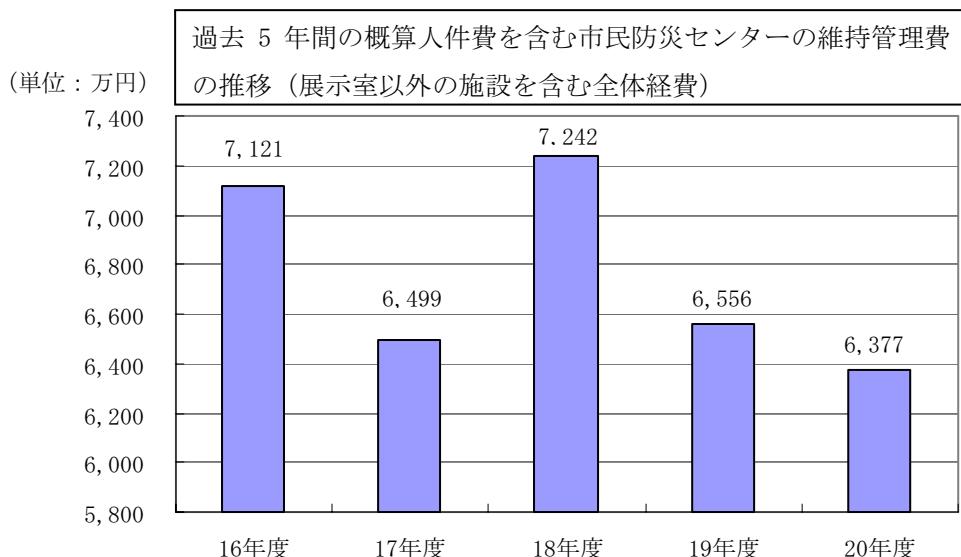
展示ゾーン：「災害を知る」「災害を体験する」「災害に備える」

展示物：災害発生のメカニズム、地震体験、煙体験、防災度チェックなど

<参考：展示室以外の役割>

- ・消防音楽隊の事務所及び訓練施設
- ・消防音楽隊によるコンサート及び消防フェアの開催
- ・大規模災害に備えた食料等の備蓄施設
- ・防災関係行事への施設の貸出

(2) 事業費の推移

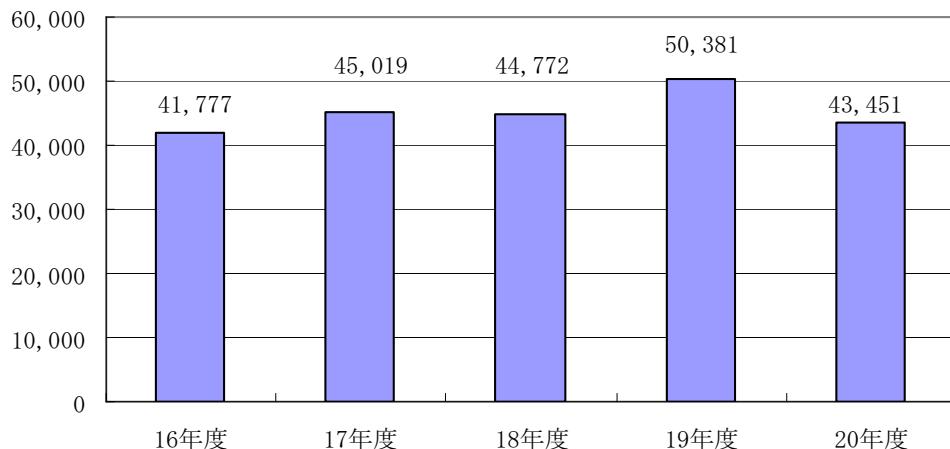


(3) これまでの取組と成果

ア 市民防災センター来館者数の推移

(単位：人)

過去5年間の市民防災センター来館者数の推移



イ 来館者数の内訳

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	開館からの累計
団体	団体数	786	811	745	16,173
	人数	29,900	32,530	31,216	688,506
個人		14,872	17,851	12,235	469,428
合計人数		44,772	50,381	43,451	1,157,934
1日当たりの来館者数		129	145	125	130

ウ 団体別の来館状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	開館からの累計
町の防災組織	19,175	23,181	22,985	316,895
家庭防災員	770	867	799	38,871
消防団	1,464	1,109	1,490	20,574
小中学生等	3,240	2,071	2,761	84,444
事業所	1,277	1,505	1,213	135,896
官公署	3,974	3,797	1,968	91,826
合計	29,900	32,530	31,216	688,506

平成6年度に展示室の全面改修を行い、参加体験型の展示内容として平成7年度にリニューアルオープンしている。

2 課題

減災（注）に関する展示内容がほとんど見られないため、減災意識の啓発や減災行動の促進に寄与するものとなっていない。

（注）「減災」…災害による被害をできる限り減らすこと

3 課題の検証

(1) 減災の観点から求められる啓発内容

危機管理アンケートの結果から、市民の意識と備えに大きな差が生じていることが明らかになった項目は、次のとおりである。

ア 住宅の耐震診断・耐震改修

大地震が発生した場合の心配事

項目	割合
建物の倒壊	69.8%

対策の現状

昭和56年5月以前の建物の耐震対策	割合
耐震診断を受けていない	51.1%
耐震改修等の実施予定なし	16.0%



イ 家具の転倒防止対策

今、脅威を感じている危機

項目	割合
地震	92.1%

対策の現状

家具転倒防止対策	割合
固定していない	45.5%
一部固定している	39.8%



ウ 食料、飲料水、トイレパックの備蓄

避難所生活で最も充実してほしいこと

項目	割合
食料・飲料水の提供	90.5%
トイレ	86.7%

対策の現状

家庭での備蓄状況	割合
食料・飲料水とともに備蓄していない	30.5%
トイレパックを備蓄している	10.8%



エ 防災マップの有効活用

地震発生時の心配事

項目	割合
建物の倒壊	69.8%
火災の発生	54.0%

対策の現状

ハザードマップの認知状況	割合
地震マップ	29.8%
わいわい防災マップ	13.8%



オ 最寄りの避難場所の確認

地震により自宅が全壊した場合の行動

項目	割合
避難場所に避難する	81.9%

対策の現状

避難場所等の確認状況	割合
避難場所と経路を確認している	24.8%



カ 通勤・通学時の帰宅対策

勤務先等で被災で交通機関が停止した場合の行動

項目	割合
とにかく徒歩で帰宅する	41.3%
職場や学校で様子を見る	22.2%

対策の現状

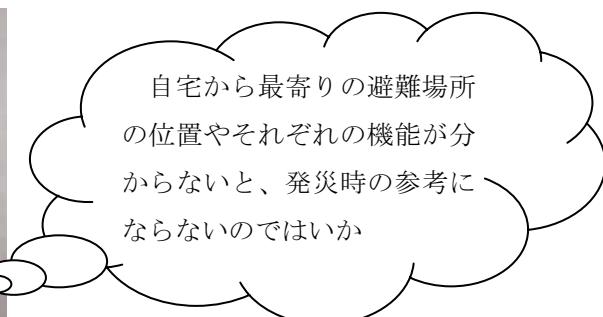
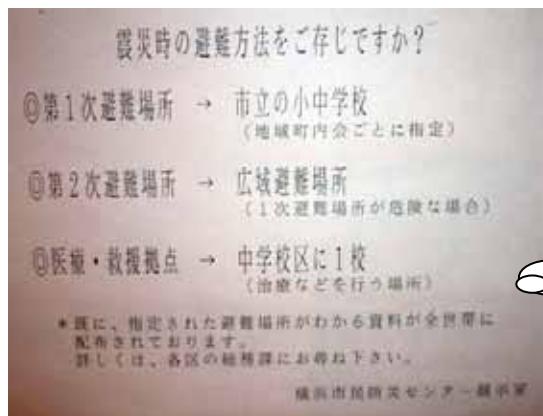
帰宅対策の現状	割合
特に帰宅対策を行っていない	45.0%
災害時帰宅支援ステーションを知っている	7.7%
災害伝言サービスを利用したことがある	4.6%



(2) 市民防災センターにおける展示の状況

項目		市民防災センターでの展示・紹介の状況	
ア 住宅の耐震診断・耐震改修	木造住宅の耐震化 (支援制度)	×	—
	マンションの耐震化 (支援制度)	×	—
イ 家具の転倒防止対策	家具配置の工夫	×	—
	家具の固定方法	×	—
ウ 食料、飲料水、トイレパックの備蓄	備蓄のポイント	○	備蓄品の現物を展示
	非常持出品リスト	○	リストを配布
エ 防災マップの有効活用	ハザードマップの活用方法	×	—
オ 最寄りの避難場所の確認	地域防災拠点、地域医療救護拠点、広域避難場所の所在と役割	△	広域避難場所の役割について展示
カ 通勤・通学時の帰宅対策	安否確認の重要性 (災害用伝言ダイヤルの利用方法)	○	リーフレットを配布
	徒歩帰宅の備え	×	—

○ …展示している △ …一部展示している × …展示していない



<展示内容の例>

考察

地域防災拠点や減災のための住宅の耐震化支援制度など、横浜市独自の取組に関する内容が展示されていないため、市民防災センターの設置目的である「市民に対する防災知識の普及」という趣旨に照らして改善の余地がある。被害を最小限にするという観点に立って、減災に関する情報や本市独自の取組の紹介を充実させる必要があるのではないか。

(3) 展示施設の検討について

<展示施設検討委員会の設置>

平成7年のリニューアル以降、展示施設や使用機器の老朽化が進んでいることから、今後の施設の活性化を検討するため、平成21年4月に設置された。

ア 委員の構成

検討委員会：安全管理局総務部長、企画課長、総務課長、施設課長、予防課長、地域安全支援課長、司令課長、市民防災センター所長

作業部会：市民防災センター所長、総務課経理係長、企画課情報担当係長、施設課施設係長、予防課普及係長、地域安全支援課防犯担当係長、司令課司令第一係長、旭消防署予防課長、洋光台出張所長

イ 検討経過

4月15日	第1回展示施設検討委員会
4月27日	第1回作業部会
5月22日	第2回作業部会
6月22日	第2回展示施設検討委員会
7月24日	第2回作業部会中間報告

ウ 中間報告に基づいて職員が改善している内容

- ①正面入口看板の塗装（修繕）
- ②住宅用火災警報器の展示を新型機に取り替えて再展示
- ③展示室ミニ消防車の修理・改造

(4) 施設体験について

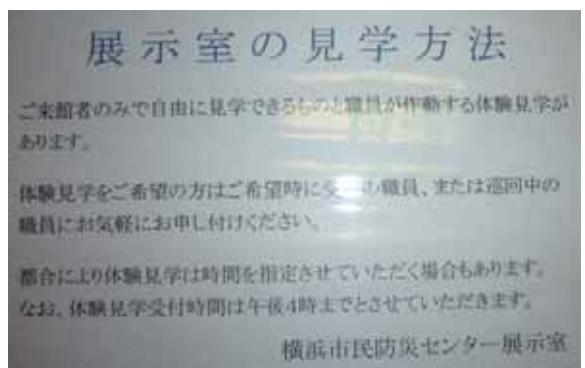
地震体験などの体験型施設は、センター職員が操作することになっている。

団体の来館者： 職員が館内の案内を行うため、操作の申出は不要

個人の来館者： 施設体験を希望する場合には、受付職員への申出が必要

ア 来館者に対する案内の状況

団体の来館者に対して3人の職員が案内を行っていたものの、個人の来館者に対して他の職員が施設体験を勧める様子は見られなかった。



イ 施設体験受付時間

午後4時まで（閉館時間は午後4時30分）<展示室に掲示されていた案内>

ウ 体験型施設の設置状況

1階： 災害劇場、地震体験

2階： 暗闇体験、煙体験、消火器の使い方

考察

「施設体験」は減災意識を高めるために有効と考えられるが、施設体験者を増やすための来館者への積極的な働きかけが不足しているのではないか。

4 監査の結果等【改善要望事項】

市民の減災意識の向上や減災行動の促進に寄与する展示内容に改善する必要があるので、地震対策に関する展示内容については、展示施設検討委員会において市民及び危機管理室職員の意見も交えて十分に検討する必要がある。

また、施設体験者を増やすため、団体の来館者だけでなく、個人の来館者に対しても積極的に施設体験を促したり、入館時に見学コースの案内希望を確認したりするなど、きめ細かい働きかけが求められる。

(安全管理局市民防災センター)

【家庭防災員制度について】

監査対象	安全管理局
------	-------

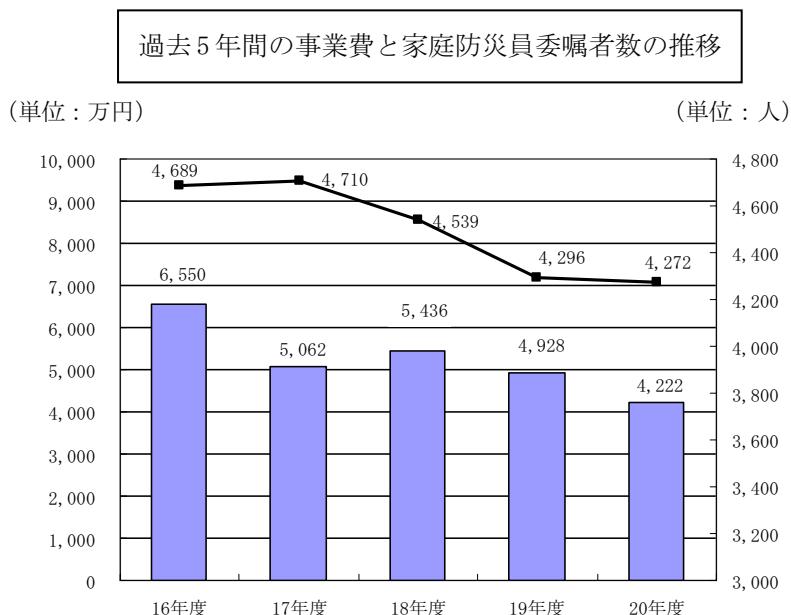
1 事業の概要

(1) 内容

家庭防災員制度とは、市長から委嘱を受けた家庭防災員が、「自らの家庭は自らの手で守る」という理念の下に、防災に関する必要な知識、技術を身につけることによって家庭及び近隣での防災活動を実践して防災の輪を広げるための制度である。

(昭和 44 年開始 総委嘱者(累計)は 185,201 人 平成 21 年 3 月 31 日現在)

(2) 事業費の推移と家庭防災員の委嘱者数



家庭防災員の委嘱者数の減少に伴い、事業費は年々減少傾向にある。

(3) これまでの取組と成果

昭和 44 年 9 月、約 2,000 人の「家庭防災予防員」が誕生して同制度が始まった。昭和 59 年 10 月には名称が現在の「家庭防災員」に改められ、その後、少子高齢化の進展や女性の働き方の変化などの社会情勢の変化に対応するため、18 年度に家庭防災員制度検討委員会が設置され、ア「自治会町内会による推薦事務の軽減に向けた制度の見直し」に重点を置き、イ「研修制度のあり方」、ウ「配布物品のあり方」について併せて検討された。

ア 自治会町内会の推薦

家庭防災員は自治会町内会の推薦に基づいて市長から委嘱される。平成 22 年度からは自治会町内会の推薦の定数を廃止している。

イ 変更後の研修制度

家庭における防災に関する必要な知識及び技術を身につけるため委嘱後 2 年以内に 4 講座を受講することになっている研修と、家庭防災員が主体となって行う自主活動がある。

<研修>

4つの基礎的な講座

火災の教室 初期消火及び通報と避難 住宅防火などを学ぶ教室	地震と風水害の教室 地震と風水害の知識と対策などを学ぶ教室	命を救う教室 普通救命講習 I 及び救急のしくみなどを学ぶ教室	防災の輪を広げる教室 地域との連携、役割などを学ぶ教室
--	---	---	---------------------------------------

<自主活動>

自主活動

家庭防災員が主体となり、ご近所や地域の安全のために行う「自主的な防災活動」

- 【防災講演会】防災セミナーの開催 など
- 【防災研修会】震災対策研修会 など
- 【防災野外研修会】
防災ハザードマップ作成 など
- 【防災訓練会】防災訓練の実施 など



家庭防災員募集!!

自らの手で家庭を守れますか？

災害	大地面	応急救援
----	-----	------

募集 内 容

募集 方 法

お問い合わせ 公式HP

<自主活動の例>

■ 防災講演会 北永田地区家庭防災員研修会

日本トイレ協会講師による「地震に対するトイレ問題を考える」講演会の後、椅子、植木鉢及びビニール傘等を利用して仮設トイレを組み立てた。

■ 防災訓練会（夜間避難誘導訓練及び防災マップの作成）

夜間の大震災を想定し、避難誘導及び火を使用しない非常食の調理の体験を行った。また、以前に作成した防災マップに夜間情報を追加した。



<担架を使ってけが人と避難場所へ>



<要援護者と一緒に避難>



<火を使用しない非常食の調理>



<防災マップに夜間情報を追加>

ウ 配布物品

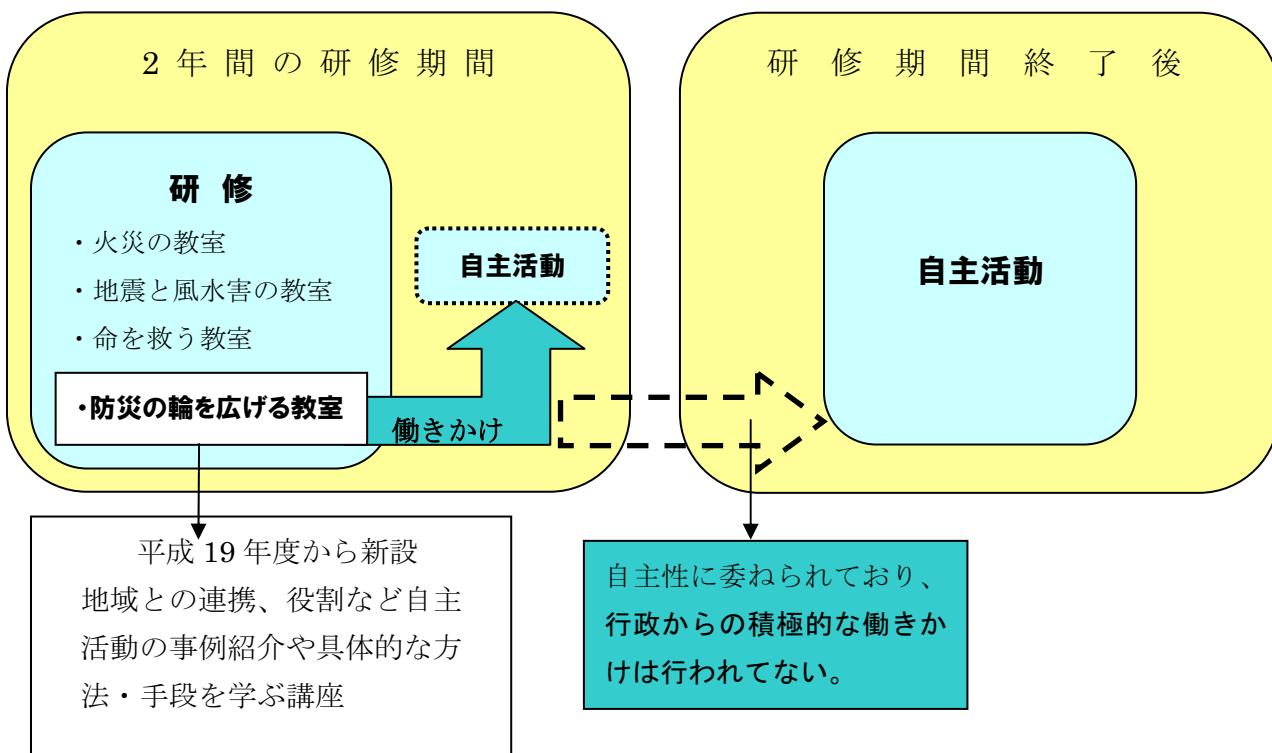
平成 19 年度からは、帽子を家庭防災員のシンボルとして配布するとともに、それまでのテキストである「家庭防災員必携」と「防災読本」の重複部分を見直して、「研修テキスト」に一本化を図った。

2 課題

委嘱後 2 年以内に行われる研修が終了した後の家庭防災員に対して、自主活動への積極的取組を促したり、新たな防災知識や技術を学ぶための機会を設けたりするなどの取組が行われておらず、制度の趣旨が生かされていない。

3 課題の検証

(1) 家庭防災員の継続的な研修体制について



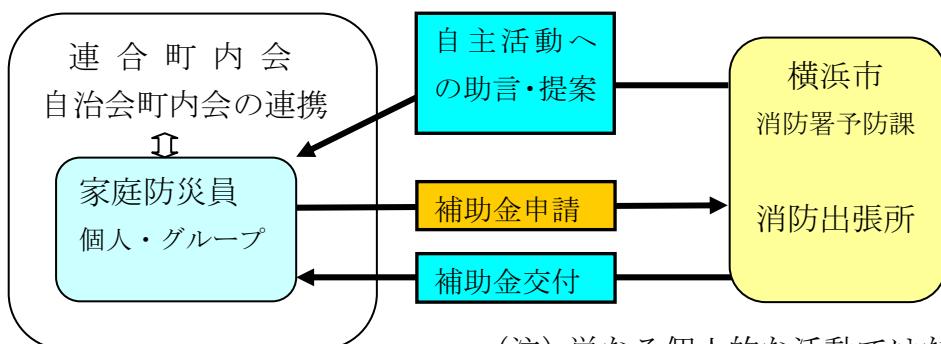
平成 19 年度からは、家庭防災員が研修で身につけた知識・技術を用いて自主活動を行えるよう「防災の輪を広げる教室」を新設した。

考察

新設された自主活動に関する「防災の輪を広げる教室」は、その内容が活動事例を説明するものであるため、研修生の自主活動への動機づけとして結果に結びついていないので、家庭防災員としての活動が自分だけでなく家族や近隣の人たちの安全のためにも役に立つものであるという自覚と気づきを促すような内容とする工夫が必要なのではないか。

(2) 自主活動に対する支援体制(補助金)について

地域の防災活動



(注) 単なる個人的な活動ではなく、地域に広げる防災活動に対して補助金が交付される。

家庭防災員が地域で行う自主活動に対して、補助金を交付している。補助金の対象となる活動は、防災講演会、防災研修会、防災野外研修会及び防災訓練会である。

(3) 自主活動状況について

補助金を活用して自主活動を行う家庭防災員の推移

(単位：人)



自主活動を行う家庭防災員は毎年減少している。

考察

自主活動が遞減傾向にあるのは、委嘱後2年以内に行われる研修を終了した後の家庭防災員の活動が各自の自主性に委ねられたため、研修や訓練会など活動を促すための取組がほとんど行われてこなかったからではないか。

<他都市の事例>

自主的な地域と連携した防災活動

■ 茨城県ひたちなか市

柏野自主防災会は、「火の用心」の夜警という活動から始まった私設防火団が、婦人防火クラブ結成（昭和60年）を促し、さらに自主防災会の結成（平成10年）へと展開して現在に至っている。男手がない昼間には「婦人の手で防火を」を出発点にしながら、徐々に自治会も参加するようになり、街頭消火器の配置、防災組織づくり、防災カルテやマップの作製（幼児・高齢者の割合や住んでいるところが明確にされている）、各種の防災資機材の整備などの活動を地域ぐるみで行うまでになっている。

■ 神奈川県平塚市

平塚市では、普段家庭にいる女性を対象にして平成7年から女性防災リーダーを募集し、街頭消火器の使い方からチェーンソーの使い方、救急法、災害弱者の介護のしかたまでを学ぶ研修会を開催した。平成8年その修了生からなる平塚パワーズが発足、その後、市域を6ブロックに分けて、その単位で活動している。緑化まつりでは、その会員が「地震防災対策チェック表」を作成して、参加者に防災チェックを行うなど、先進的な活動をしている。

※ (財)日本防火協会「婦人防火クラブリーダーマニュアル」より作成



<柏野自主防災会>



<平塚パワーズ 消火訓練>

(4) 平成18年度行政監査(評価)の結果(横浜市)

平成18年度の行政監査(評価)において次のとおり改善を求めた。

「家庭防災員の各家庭における防災活動の実効性を高め、隣近所へ防災の輪を広げるため、長年にわたり委嘱されてきた家庭防災員を対象に、高齢者への分かりやすさにも配慮したフォローアップ研修などについて検討する必要がある。」



<監査の結果を受けて安全管理局が措置(改善)したこと>

- ・高齢者に配慮した分かりやすいテキスト(B5版からA4版へ拡大)に改訂した。
- ・研修の内容を見直し、「防災の輪を広げる教室」を新設して自主活動を行うことを働きかけることとした。

4 監査の結果等【改善要望事項】

委嘱後2年以内に行われる研修を終了した後の家庭防災員に対して、定期的に研修を行ったり訓練への参加を促したりするなど、継続的で計画的な取組を行い、家庭防災員の活性化を図る必要がある。

(安全管理局予防課)

【慢性疾患薬について】

監査対象	健康福祉局、安全管理局
------	-------------

1 取組の概要

(1) 内容

横浜市では、発災による処方薬の喪失やかかりつけ医が被災した場合に備え、慢性疾患薬を次の市内 8 病院に備蓄している。

横浜市立市民病院	横浜労災病院
横浜市立みなと赤十字病院	済生会横浜市南部病院
横浜市立大学附属市民総合医療センター	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
横浜市立大学附属病院	昭和大学横浜市北部病院

備蓄されている慢性疾患薬は、赤帽（運送業者）やバイクボランティアにより地域医療救護拠点まで搬送され、医療救護隊の医師等から患者に支給される。

(2) これまでの取組と成果

平成 7 年度以降、慢性疾患薬については、40 種類、9,000 人分（1 区当たり 500 人分）の備蓄を行った。

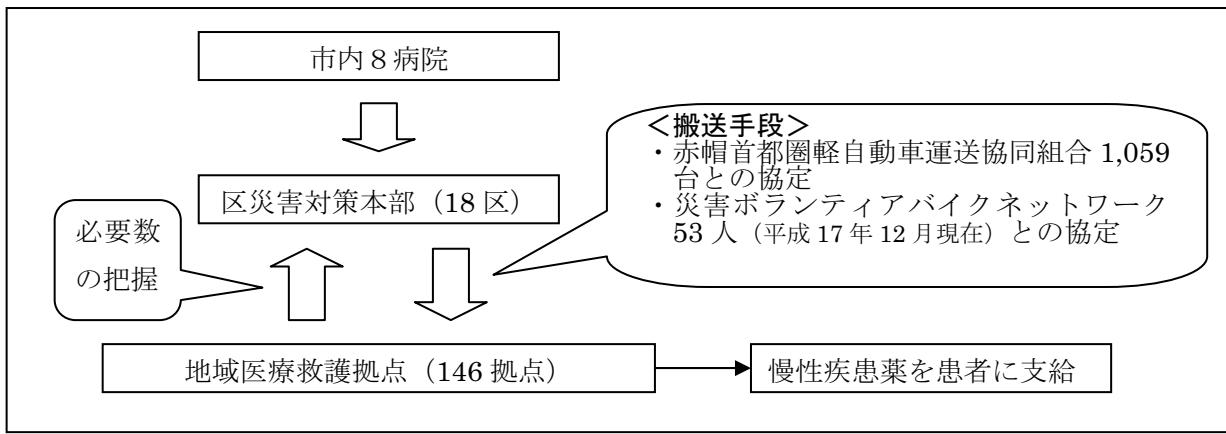
対象疾患	
高血圧症	腎不全
狭心症（心筋梗塞を含む）	頻尿
心不全（不整脈を含む）	精神疾患
喘息・気管支炎	神経症（心身症・不眠症を含む）
糖尿病	遺尿
消化器系疾患	てんかん（不安鎮静を含む）

2 課題

地域医療救護拠点で該当する患者に慢性疾患薬を支給するまでには一定の時間をするが、現状では発災時に慢性疾患薬を持ち出すよう、市から患者に対して働きかけが行われていないため、避難所での生活において患者の持病が悪化する恐れがある。

3 課題の検証

(1) 発災時における慢性疾患薬供給の流れ（平成 22 年 1 月現在）



考察

市の防災計画どおりに慢性疾患薬が供給されたとしても、発災後、薬が該当する患者に支給されるまでには一定の時間要するので、第一義的には発災時に患者自身（又はその家族等）で必要な薬を持ち出す必要があるのではないか。

(2) 患者による服用薬の把握状況

薬剤師と患者が災害時に備えて何をすべきか検証した文献では、「阪神・淡路大震災時、医療活動のボランティアに派遣したー（中略）ー薬剤師の報告では、「患者さんは、『高血圧の薬』、『心臓の薬』、『ピンクの薬』と言うし、やつとの思いで握り締めていた薬も刻印がなくて、何の薬だかわからなくて苦労した」と語っていた。」との記述も見受けられる。※「月刊薬事 平成18年12月号」より転載

考察

地域医療救護拠点において慢性疾患薬を該当する患者に支給する際には、いかに迅速に支給することができるかが重要であり、その意味で薬の名称や分量が記されている「おくすり手帳」や「薬剤情報提供書」（薬局から患者に渡される薬の名称、用法、効能などを説明した用紙）を持ち出すよう普段から備えておく必要があるのではないか。

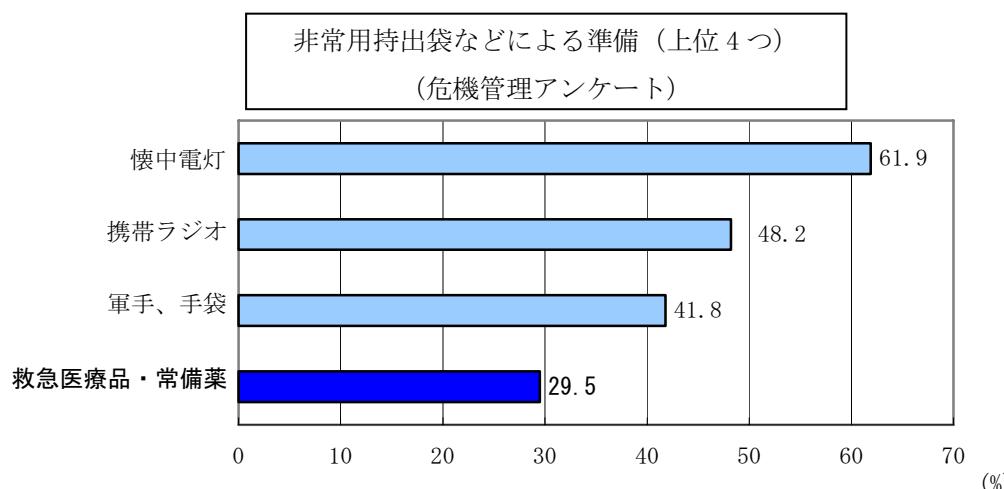
様のお薬です		この表は、あなたのお薬のはたらきや飲み方を説明したものです。			
No.	薬の名前	薬の写真	朝	昼	夕
1	フロモックス錠75mg 白色の錠剤です 65475 75654		1	1	1
			1日3回 毎食後 7日分 (1日量 3錠)		
2	レフトーゼ錠(30mg) 白色の錠剤です 304		1	1	1
			1日3回 每食後 7日分 (1日量 3錠)		
3	ビオフェルミンR錠 白色一微淡い黄褐色の錠剤です BFR		1	1	1
			1日3回 每食後 7日分 (1日量 3錠)		



<薬剤情報提供書 例>

<おくすり手帳 例>

(3) 個人の災害に備えた準備



考察

救急医療品・常備薬の持ち出しの準備をしている人は29.5%にとどまっており、発災時に薬を持ち出す必要があると思っている人はまだ少なく、対策が急がれる。

(4) 横浜市における非常持出品に関する広報

広報手段	配布方法
パンフレット	「減災行動」のススメ ①ホームページへの掲載 ②区役所及び消防署窓口での配布、防災訓練等での配布
	いざというときに備えて ①ホームページへの掲載 ②区役所窓口での配布
	防火防災ハンドブック、防災・サポートブック 消防署から防災指導等で必要に応じて説明を実施しながら配布
	地域防災拠点 区役所窓口での配布
非常袋チェックリスト	市民防災センターでの配布

非常持出品リスト

- リュックサック
- 食料関係
 - 水缶
 - 乾パンやクラッカー、レトルト食品や缶詰
 - 粉ミルクとは乳びん
 - ナイフ、缶切り
 - 鍋や水筒
- 救急・安全
 - 救急医薬品
 - 常備薬の予備
 - 予備のメガネ
 - 防災ズキンや帽子
 - 底の厚い靴（枕元に準備）
 - ホイッスル

<パンフレット掲載内容 例>

<参考：民生委員の活動>

民生委員は、地域活動や訪問活動などの機会を通じて担当地域内の実態を把握し、援助を必要としている住民の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や情報提供を行っている。

瀬谷区では、災害時に地域での助け合いを進めるための事業の中で、民生委員が直接要援護者（自力避難の難しい高齢者や障害者など）を訪問し、要援護者の状況や支援の意向を把握するなどの活動をしている。

考察

発災時の持ち出し品に関する横浜市の広報は、パンフレットの配布によるものが多く、内容を確実に伝えるという機能が弱いのではないか。民生委員等の理解と協力が得られれば、訪問活動等において、双方向できめ細かい啓発が可能と考えられる。

4 監査の結果等【改善要望事項】

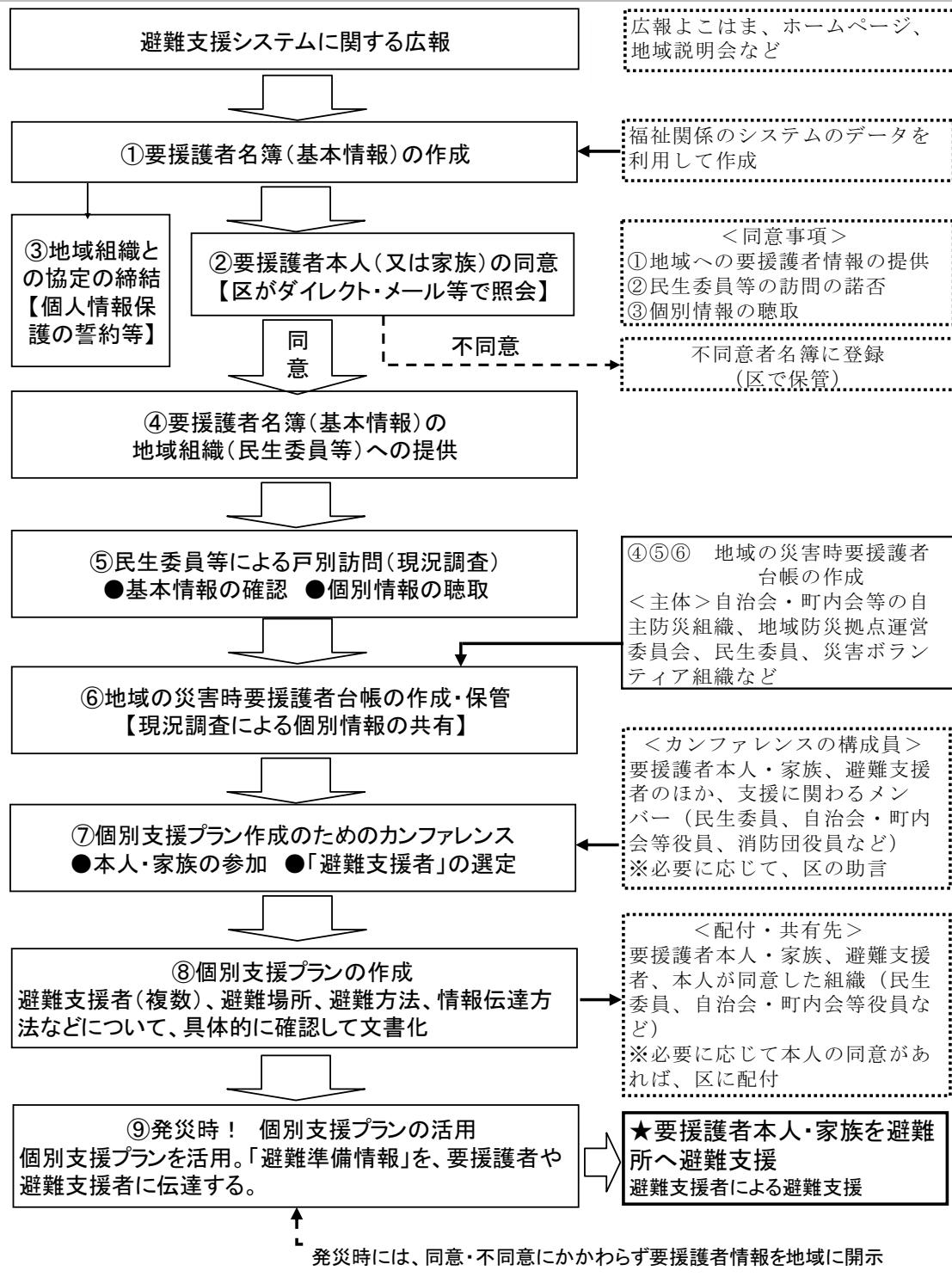
慢性疾患を抱えた人が避難所での生活によって持病が悪化することのないよう、自らの慢性疾患薬や「おくすり手帳」、「薬剤情報提供書」を持ち出すなど、個人でできる対策について周知する必要がある。

なお、周知に当たっては、広報紙など一般的な方法に加え、民生委員やホームヘルパーなどによる普段の活動や薬局を通じて該当する患者に直接働きかけてもらうなど、多様な方法で継続的にきめ細かく行う必要がある。

(安全管理局危機管理課)

3	項目	要援護者対策												
【要援護者の避難支援について】														
監査対象	西区、金沢区、港北区、瀬谷区、こども青少年局、健康福祉局													
1 取組の概要														
(1) 内容														
横浜市では次の表の対象者のうち、在宅の人を要援護者の範囲としている。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者</td><td>おおむね 65 歳以上の者で次に掲げる者 1 寝たきりの状態にある者 2 認知症のある者 3 ひとり暮らしの者など</td></tr> <tr> <td>障害(児)者</td><td>1 身体障害(児)者 2 知的障害(児)者 3 重度重複障害(児)者 4 精神障害(児)者</td></tr> <tr> <td>乳幼児・児童</td><td>乳幼児、小学校低学年</td></tr> <tr> <td>負傷者・病弱者</td><td>けがをしている者、病弱な者</td></tr> <tr> <td>妊産婦</td><td>妊娠中の女性及び産後 2箇月を経過しない女性</td></tr> </tbody> </table>			区分	対象者	高齢者	おおむね 65 歳以上の者で次に掲げる者 1 寝たきりの状態にある者 2 認知症のある者 3 ひとり暮らしの者など	障害(児)者	1 身体障害(児)者 2 知的障害(児)者 3 重度重複障害(児)者 4 精神障害(児)者	乳幼児・児童	乳幼児、小学校低学年	負傷者・病弱者	けがをしている者、病弱な者	妊産婦	妊娠中の女性及び産後 2箇月を経過しない女性
区分	対象者													
高齢者	おおむね 65 歳以上の者で次に掲げる者 1 寝たきりの状態にある者 2 認知症のある者 3 ひとり暮らしの者など													
障害(児)者	1 身体障害(児)者 2 知的障害(児)者 3 重度重複障害(児)者 4 精神障害(児)者													
乳幼児・児童	乳幼児、小学校低学年													
負傷者・病弱者	けがをしている者、病弱な者													
妊産婦	妊娠中の女性及び産後 2箇月を経過しない女性													
この表に該当する要援護者については、災害時の支援活動が必要なことから、プライバシーに配慮しながら、区役所やその他の防災関係機関、民生委員や自治会町内会などの地域組織が連携し、地域での避難の支援体制を整えている。														
(2) これまでの取組と成果														
平成 19 年 4 月、災害時要援護者避難支援のモデル事業として市内の 8 区で開始された。その後、平成 20 年度には 6 区、同 21 年度には 4 区でモデル事業を行い、その後市内全区に拡大している（全ての区において、区内の全部又は一部で行っている）。なお、要援護者の避難支援は、市の防災計画に基づき実施している。														
<災害時要援護者避難支援のモデル事業>														
平成 19 年 2 月に健康福祉局が作成した「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」に基づき、要援護者の避難支援事業を各区でモデル事業として行っている。 (避難支援システムについては 63 ページ参照)														
なお、この事業では、あらかじめ要援護者本人に照会し、同意が得られた人の名簿を地域組織（民生委員や自治会町内会など）に提供する方法を「同意方式」と呼んでいる。この方法は、名簿の提供を受けた地域組織のメンバーが要援護者宅を訪問し、災害時に避難を支援する人や避難の方法などについて話し合い、その内容を台帳として保管し、発災の際に活用しようというものである。														

災害時要援護者の避難支援システム策定のフロー図



※ 「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」より作成

モデル事業では、同意方式で行っている区のほかに、「手上げ方式」と呼ばれる方法で名簿を作成している区もある。

この方法は、要援護者の名簿を作成するに当たり、あらかじめこの制度について広報などで周知しておき、要援護者名簿への登録を希望した人について、必要な情報を収集するものである。支援方法の決定や、発災時の支援については、同意方式と同様である。

なお、各区でのこの事業の対象者は、前掲(1)の要援護者を基本として、区や地域の実情に応じて決めている。

＜各区の要援護者避難支援の実施状況＞

次の表は、モデル事業を中心とした監査対象区の要援護者避難支援の状況である（平成21年10月現在）。なお、モデル事業は平成19年度から開始され、全区で展開されているが、実施されている地域は市内の約3割となっている。

	連合町内会 (団体数)	単位自治会 町内会 (団体数)	地域防災拠点 (箇所数)	要援護者数	要援護者 把握方式	活動の 実施主体	実施状況 (実施単位)
西 区	6	102	12	3,240	同意方式	民生委員	12箇所（調整中） (単位町内会)
金沢区	14	170	26	7,002	手上げ同意 併用方式	連合町内会 単位町内会	2箇所 (連合町内会1、 単位町内会1)
港北区	13	153	28	8,347	同意方式	連合町内会 単位町内会	10箇所 (連合町内会4、 単位町内会6)
瀬谷区	12	155	15	4,466	手上げ同意 併用方式	単位自治会町 内会 民生委員	手上げ方式：125自治 会町内会 同意方式：全地区 (単位町内会)

2 課題

要援護者の避難を支援する担い手の確保が困難であることや、支援の対象とされている人のプライバシーの問題などについては、地域によって様々な事情を抱えていることから、支援のための取組がなかなか進展しない地域がある。

3 課題の検証

(1) 災害時の要援護者対策の必要性について

＜近年の自然災害による犠牲者のうちの高齢者（65歳以上）の数＞

	災害	死者・行方不明者	うち高齢者
地震	平成 16 年 新潟県中越地震	68	45
	平成 19 年 新潟県中越沖地震	14	11
豪雨	平成 16 年 新潟・福島豪雨	16	13
	平成 16 年 福井豪雨	5	4
	平成 18 年 7 月豪雨	30	15
台風	平成 17 年台風 14 号	29	20
豪雪	平成 18 年豪雪	152	99

※内閣府「災害時要援護者に関する全国キャラバン配布資料（平成 20 年度）」より作成

このように、災害による死者・行方不明者の大半が高齢者であることを考えれば、災害時に人的被害を減らすには、要援護者対策に力を入れる必要があることは明らかである。

＜内閣府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 17 年 3 月（平成 18 年 3 月改正））より抜粋＞

要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要である。

国がガイドラインを策定し、各市町村での要援護者対策の促進を図っている中、本市では 19 年度から区モデル事業を開始しており、21 年度には全区でモデル事業が開始されている。各区においては、モデル事業の地域の拡大に取り組んでいるが、市内全域での取組までには至っていない。

考察

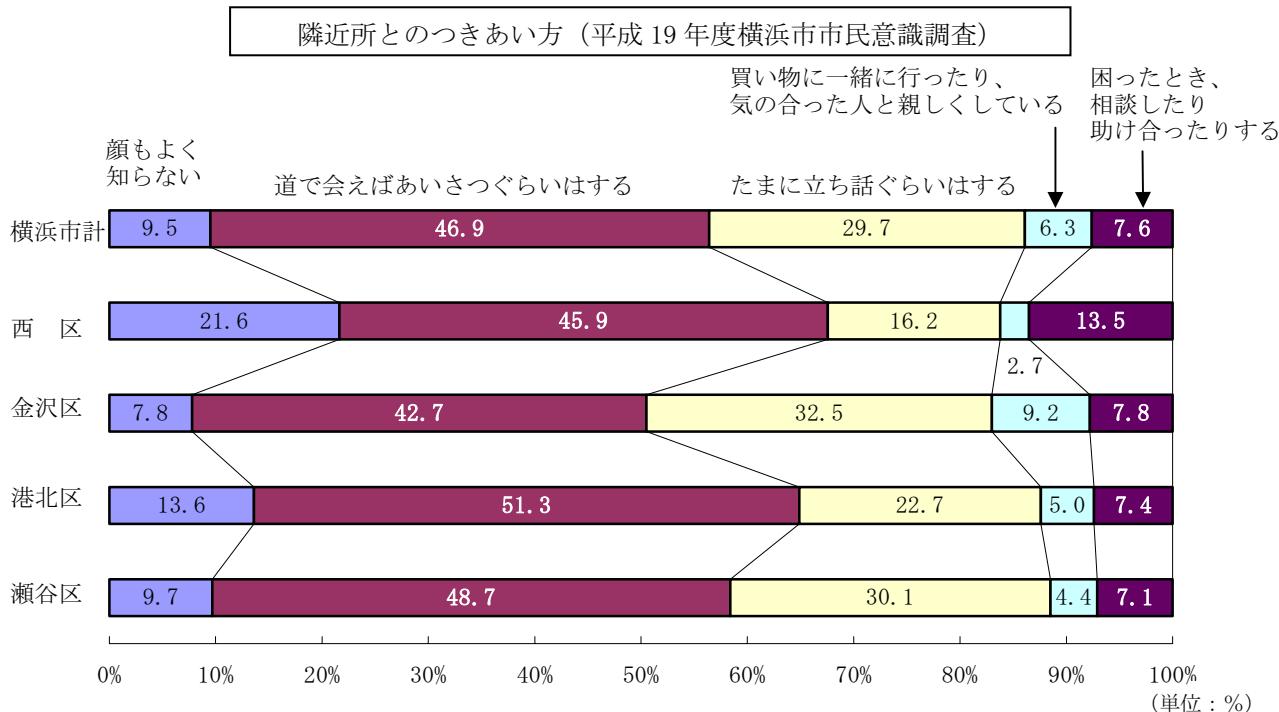
地域によって災害時の要援護者対策への理解やプライバシーに関する考え方は多様であることから、地域ごとにふさわしい取組方法を検討する必要性が認められる。

そのため、要援護者対策を市内全域で整えるまでには一定の時間が必要だが、高齢者など自分で自分の身を守ることが難しいとされる人達が、最近の大震災で多数亡くなるなどの被害に遭った悲惨な実情を直視してもらい、その上で要援護者対策の必要性を理解してもらう地道な努力が求められる。

(2) 支援の方法について

近隣とのつき合いが希薄な場合、災害時の支援を近くの住民に依頼しにくい場合もあると思われる。

平成 19 年度横浜市市民意識調査によれば、「隣近所とのつきあい方」は次のようになっている。



このように、近隣とのつきあいに関する考え方は地域によって大きく異なり、そのため要援護者の避難支援について市内を一律の方法で決定していくことは困難な状況である。

しかし、平成 19 年の市民意識調査によれば、6 割以上の人々が要援護者の避難の手助けができると回答しており、この件に関する市民の意識は高いといえる。また、阪神・淡路大震災でも住民同士の助け合いで多くの人が救出されている。

ア 港南区日野南小学校地域防災拠点における要援護者対策

地域防災拠点運営委員、自治会及び小学校を中心に要援護者の支援を実施している。

<災害時助け合いグループ>

- ・向う三軒両隣又は自治会の班を分割して、小さな単位にした災害時の助け合いグループで活動
- ・グループの中に要援護者や災害弱者が存在するかどうかを日頃からできるだけ知っておき、災害発生時にはグループ内で優先的に安否確認を行う。

<援護班等>

- ・民生委員児童委員・主任児童委員により援護班をつくり、平時から要援護者の把握に努め、発災時における要援護者の避難確認調査と避難受入の準備を行う。

<災害協力員>

- ・防災拠点で運営委員会に協力するボランティアを募集している。

イ 港北区の事例

「地域における災害時要援護者支援対策事業」

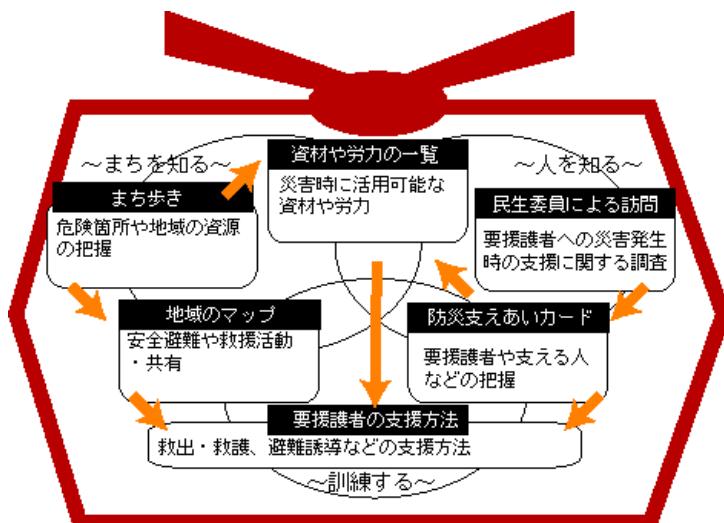
要援護者事業を実施する地域にアドバイザーを派遣し、地域の課題や悩みを聴取し、他都市の事例等を基にアドバイスを行っている。

ウ 瀬谷区の事例

「まちの防災知恵袋事業」

自治会町内会が、各地区でそれぞれ話し合い、地区の状況に合った方法で要援護者の支援を進めている。

- ・災害時要援護者に対する支援などの手法を盛り込んだ、地域の防災行動マニュアルを各地区で作成している。
- ・まち歩きを実施し、その結果をもとに地域のマップ作りも行っている。



まちの防災知恵袋のイメージ
(平成19年7月改訂)

考察

要援護者の避難支援については、地域によって事情が異なることから、支援の主体となる地域の人たちもそうした事情を理解した上で、その地域にふさわしい方法を十分に検討して進めていくことが適切である。

4 監査の結果等【意見】

要援護者の支援に当たっては、地域の事情にふさわしい方法で行う必要がある。そこで、要援護者対策を着実に進めていくためには、支援の対象とされる人や支援の担い手となる人と市との信頼関係が基本に据えられなければならないので、広報などによる一般的な呼びかけだけではなく、一定の時間が必要であるが、要援護者支援のあり方や仕組みなどについて個別的に対応するような地道で丁寧な取組が求められる。

なお、具体的には目標時期を定めて計画的に地域への働きかけを行っていくことが望まれる。

(西区総務課、福祉保健課、高齢支援課、こども家庭障害支援課、金沢区総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課、港北区総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課
及び健康福祉局福祉保健課)

コラム～COLUMN～

「消防団による救助活動について」

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、市民や消防団によって救助された方が多数いました。特に、消防団は地域に居住している方で構成されており、それだけ早く救助できたためと考えられます。消防団は、消火活動だけでなく、災害などの際にも地域の安全を守る重大な任務を背負っているのです。

消防団には女性消防団員も入団しており、地域における消防力・防災力の向上や地域コミュニティの維持・振興に重要な役割を担っています。関心のある方は、お住まいの区の消防署にお問い合わせください。



【特別避難場所について】

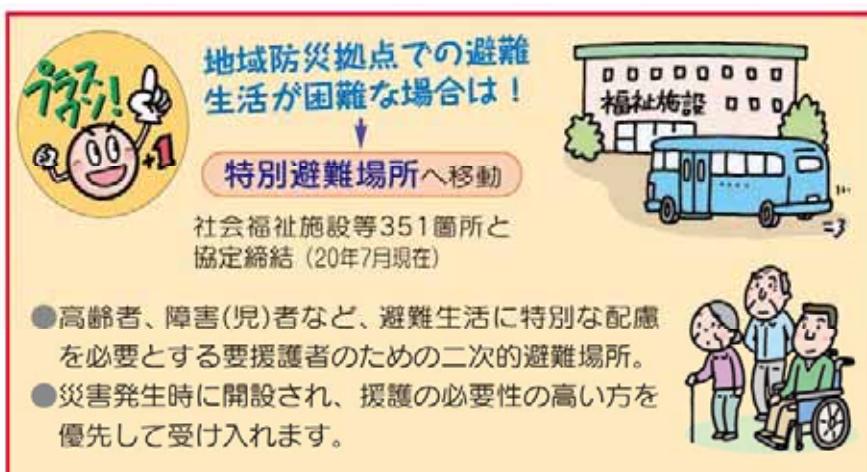
監査対象 西区、金沢区、港北区、瀬谷区、健康福祉局

1 取組の概要

(1) 内容

特別避難場所は、小中学校に設置された地域防災拠点での避難生活が困難な在宅要援護者のための二次的な避難場所である。

横浜市では社会福祉施設等を特別避難場所として指定し、在宅要援護者の受入施設を確保するとともに、同所に対して食料、水、生活用品を備蓄するための経費を助成するとともに簡易トイレを配布して、災害時に同所が要援護者のための避難場所として速やかに開設され、円滑に運営することができるよう必要な支援を行っている。



※「減災行動」のススメより転載

(2) これまでの取組と成果

ア 特別避難場所の指定に関する社会福祉施設等と区役所との協定の締結状況

平成9年度から指定を開始し、平成21年7月現在、370か所と協定を締結している。

<参考：全国の自治体の指定状況>

全国の自治体では、横浜市と同様に福祉避難所（横浜市における特別避難場所にあたる）の設置を進めているが、平成21年3月31日現在で、1か所以上の福祉避難所を指定した自治体の割合は23.8%となっている。

1か所以上指定済の 自治体の割合	指定した施設数
23.8 %	5,257 施設

※厚生労働省ホームページより作成

イ 特別避難場所としての環境整備

<簡易トイレの整備>

災害の発生により断水すると、貯水設備がない施設ではトイレが使用できなくなり、特別避難場所としての機能に支障が生じる。

そこで、横浜市では平成18年度から5か年計画で、特別避難場所に指定した施設に対して簡易トイレの配布を進めている。

<食料・水等の備蓄>

特別避難場所となる施設に対し、在宅要援護者の受入れに必要な、食料や水、粉ミルク、紙おむつ等を備蓄するための経費助成を平成9年度から行っている。

<特別避難場所のマニュアルの作成>

特別避難場所の役割や地震発生時に区役所に設置される災害対策本部との連絡、調整の要領をまとめた「特別避難場所開設マニュアル」を平成17年度に作成した。

2 課題

特別避難場所の開設及び運営の訓練を実施するに当たって、要援護者の参加を求めることが難しいことや、他都市の例を見ても大地震の際に福祉的な配慮がされた避難場所の設置事例が少なく、参考となる情報が不足していたなどの事情もあり、同所と防災訓練を行っていない区があった。

また、健康福祉局では、これまで特別避難場所の確保を優先してきたため、特別避難場所の運営に必要な専門的福祉ボランティアに関する準備が遅れている。

3 課題の検証

(1) 特別避難場所の開設・運営に関する訓練について

ア 過去の震災での事例

<福祉避難所の開設状況>

地震名	状況
阪神・淡路大震災	<p>避難直後から介護を必要とする避難者や、高齢者、障害者、乳児等への配慮が必要であったが、実際には生活が困難な状況に置かれていた。</p> <p>※内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」より転載</p>
能登半島地震	<ul style="list-style-type: none"> 石川県輪島市では、全国初の福祉避難所を開設された。 福祉避難所の利用者からは「夜間のトイレの心配解消、行き届いた食事内容、生活物資の配給、最小限のプライバシーが確保されていたことなどについて、福祉避難所に避難できてよかったです」という意見が多く出された。 <p>※厚生労働省「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」より転載</p>

新潟県中越沖地震

- ・発災の翌日から福祉避難所の開設が始まり、9か所で、のべ46日間、高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等2,335人が利用した。
- ・新潟県中越沖地震で設置された福祉避難所の利用者からは、「安心して避難所生活が送れありがたい」「おむつなどの生活物資、食事内容に配慮が行き届いていた」「避難対象を絞った避難所は安心できる」などの意見が出された。※「新潟県中越沖地震検証報告書（平成21年10月）」、「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況（平成20年1月）」より作成

考察

阪神・淡路大震災の例では、多くの高齢者等がプライバシーに配慮がないなど厳しい環境の避難所での避難生活に苦しんでいたとのことである。阪神・淡路大震災の時のこうした教訓を生かして福祉の観点に配慮した避難所を開設した新潟県中越沖地震等それ以降の例では、実際に福祉避難所を利用した人から、安心感が得られたとか、きめ細やかな配慮がされていた等の意見が出されており、そうした避難所を設けることの必要性が改めて確認されたのではないか。

イ 区と特別避難場所による訓練の実施について

<災害時要援護者の避難支援ガイドライン

(平成18年3月 内閣府 災害時要援護者の避難対策に関する検討会) >

「市町村は、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所へ避難が必要な者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携の構築や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進めておくこと」としている。

<特別避難場所開設マニュアル（平成17年11月 横浜市健康福祉局）>

同マニュアルによれば、「各施設では、施設の特性に合わせた防災マニュアルを作成し、防災訓練等を実施します」としている。また、特別避難場所の開設、要援護者の受け入れ等の役割についても記載されている。

<特別避難場所開設マニュアルに記載されている主な内容>

項目	発災時の役割、行動
特別避難場所の開設	受入場所の確保、備蓄物資の準備、施設利用者がいる場合の周知、担当職員の配置を行う。
要援護者の受け入れ及び移送	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所から受入要請があった場合には、施設の自動車の利用が可能であれば、地域防災拠点等へ迎えに行き、移送を行うこともある。 ・受入時には避難者カードを作成する。
特別避難場所の運営	FAX又は電話等の連絡手段が確保されていない場合には、1日に1回以上、地域防災拠点へ連絡員を派遣し、情報の収集に努める。

考察

特別避難場所の円滑な開設、運営のために作成されたマニュアルが活用されていないことが、区と特別避難場所との訓練が行われていないひとつの要因ではないか。

ウ 監査対象区での、区と特別避難場所が連携して取り組む特別避難場所の開設及び運営に関する訓練の実施状況

西区、金沢区、港北区、瀬谷区	実施なし
----------------	------

【参考】特別避難場所と区や地域が連携して取り組む訓練

戸塚区では平成18年度から、次のような内容で訓練を行っている。

- ・区災害対策本部との情報受伝達により社会福祉施設等が特別避難場所を開設
- ・区職員が地域防災拠点や要援護者宅を巡回し、要援護者の安否や健康状態など地域防災拠点での避難生活が可能かどうかを確認
- ・避難生活が困難な要援護者を民生委員と災害ボランティアが協力して、車椅子や施設車輛（車椅子リフト付）等を活用して、地域防災拠点や要援護者宅から特別避難場所へ避難誘導



※戸塚区ホームページ記者発表資料より転載

イラスト ※内閣府「災害被害を軽減する国民運動のページ」より転載

考察

特別避難場所での訓練を実施する際は、施設の職員だけでなく、民生委員や災害ボランティア等災害時に要援護者を支援する地域の担い手となる人の協力が必要であり、日頃から関係団体等ともよく協議し、地域で支えて行くという体制づくりに努めることが求められているのではないか。

(2) 専門的福祉ボランティアについて

ア 過去の震災における事例

＜新潟県中越沖地震での状況＞

「福祉避難所の運営は、新潟県老人福祉施設協議会、新潟県介護老人保健施設協会から派遣いただいた専門スタッフから行っていただくとともに、市内社会福祉法人やデイサービス事業所からあたっていただきました。」

※ 消防防災博物館「柏崎市福祉保健部長の寄稿」より転載

■ 福祉介護専門職の派遣状況

	合計	うち福祉避難所の要援護者支援
派遣実績数	2,315人	1,233人

※厚生労働省「新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録」より作成

考察

特別避難場所の運営には、施設の職員だけでなく、専門的スタッフによる応援が円滑な運営に役立っている。

イ 特別避難場所に避難した要援護者の避難生活の支援

<福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン（平成20年6月 厚生労働省）>

「都道府県、市区町村は、要援護者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業者と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携する。」とされている。

<横浜市防災計画>

「社会福祉施設等における特別避難場所の開設・運営は、施設職員が行う。特別避難場所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、市社会福祉協議会を通じ、専門的福祉ボランティア等に協力を要請する」とされている。

また、福祉ボランティアの受入と活用については、「市社会福祉協議会の協力を得て、障害者や高齢者の特性に応じた「専門的福祉ボランティアや福祉関連ボランティアの需要と希望者受入れの調整を行う」こととしている。

<実施状況>

監査を行った時点では、健康福祉局と横浜市社会福祉協議会との間で、特別避難場所についての専門的福祉ボランティアの要請と受入調整に関する具体的な協議は行われていなかった。

考察

防災計画によれば、特別避難場所の運営に専門的福祉ボランティアが必要な場合は、横浜市社会福祉協議会の協力を得て、需要と受入の調整を行うこととなっているが、協議は行われておらず喫緊の課題である。

4 監査の結果等

【意見】

発災後、特別避難場所として速やかに開設され、円滑な運営が行われるようにするには普段の訓練が重要であり、そのために施設管理者や地域防災拠点の運営委員、ボランティア団体などに合同訓練の実施を働きかける必要がある。訓練の実施に当たっては、横浜市内の訓練事例や国のガイドラインなども参考にして、実践的な防災訓練とすることが望まれる。

(西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課)

【改善要望事項】

特別避難場所では発災後の運営に必要な人手の確保に課題を抱えているため、施設の考え方も十分に踏まえて、福祉ボランティアの派遣について、横浜市社会福祉協議会と協議を行う必要がある。

(健康福祉局福祉保健課)

4 項目 帰宅困難者対策

【徒歩帰宅対策について】

監査対象 安全管理局

1 取組の概要

(1) 内容

市域及びその周辺で大規模地震が発生し公共交通機関が停止した場合、ターミナル駅や繁華街等に大量の人々が足止め状態となり、市内で約44万人の帰宅困難者（注）が発生し、大きな混乱が発生すると予測されている。この混乱を防止するため、徒歩で帰宅する人への支援や一時宿泊場所、備蓄物資等を確保するなどの取組を行っている。

■外出先で被災すると～想定される状況～

- 国の被害想定によると、平日昼12時に東京湾北部地震が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により自宅に帰宅できなくなる帰宅困難者が、東京都内では約390万人、神奈川県でも約110万人発生すると想定されます。
- 一方帰宅により、都心部や火災延焼部を中心に、ラッシュアワーの満員電車と同じ状態の大混雑区間（6人／m²以上）が発生することが想定されます。その場合は、例えば、東京丸の内から横浜市まで（約32km）の徒歩による帰宅時間は、通常約8時間のところ約15時間かかると予想されています。



※「減災行動」のススメより転載

（注）「帰宅困難者」とは

あなたは
どれだけ歩けますか？

夕方6時に外出している人たちが
大地震にあったら

※「東京都における直下地震の被害想定に関する調査報告書」より

自宅までの距離が… 10km以内の人たち

全員歩いて帰ることができると想定

自宅までの距離が… 10～20kmの人たち

距離が1km増えるごとに帰れる人は1割減ると想定

例えば、自宅までの距離が17kmの人たちが10人いいたとすると、歩いて帰り着ける人はそのうちの3人です。18kmであれば2人、19kmなら1人だけの計算です。

20km以上の人たち

翌朝までには帰れない

帰宅困難者

※新宿区ホームページより転載

(2) これまでの取組と成果

横浜市を始めとした八都県市（注）では、発災時に徒歩で帰宅する人への支援として、水道水の供給やトイレの使用を確保するとともに、災害情報の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」の協定をコンビニエンスストア等と締結している。

また、徒歩帰宅対策の啓発として、安全に帰宅するためにあらかじめ帰宅支援マップを作成しておくことや安否確認の方法を決めておくことなど減災への取組について、パンフレット等により市民への周知を図っている。

（注）「八都県市」…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

～徒歩帰宅対策の必要性～

外出先で大地震の発生により公共交通機関が停止すると、帰宅することが困難になる人が大勢出る可能性がある。そのような場合に備えて、徒歩で安全に帰宅できるための準備が大切である。

【具体例】

「むやみに移動しないこと」(時差帰宅)、帰宅支援マップの作成(帰宅経路、危険箇所などの確認)、歩いて帰る訓練(距離、時間などの確認)、帰宅グッズの用意など

<災害時帰宅支援ステーションの協定(八都県市: 20社 14,825店舗)>

「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー(協定を締結した店舗に掲出)

コンビニエンスストア
ファミリーレストラン等



神奈川県内の
ガソリンスタンド



職場や学校に「帰宅グッズ」を用意しておきましょう

●帰宅困難になった場合に備えて、職場や学校のロッカーや机の中に、次のような「帰宅グッズ」を用意しておきましょう。

- 簡易食料(チョコ、キャラメル等)
- 飲料水
- スニーカー
- 帰宅支援マップ
- 携帯ラジオ
- トイレパック(携帯トイレ)
- 懐中電灯
- 携帯電話充電器
- 雨具・タオル
- 長袖シャツ、長ズボン(動きやすい服)



※「減災行動」のススメより転載

<安否確認に関する啓発リーフレットによる情報提供>



<帰宅困難者対策リーフレット>

NTT災害用伝言ダイヤル『171』や携帯電話の『災害用伝言板』による安否確認の方法などが掲載されている。

～安否確認の重要性～

家族や自宅の安全が確認できれば、状況がある程度落ち着いてから帰宅することができるため、急いで帰宅することができなくなり、一斉徒歩帰宅によって発生する混雑の抑制につながる。

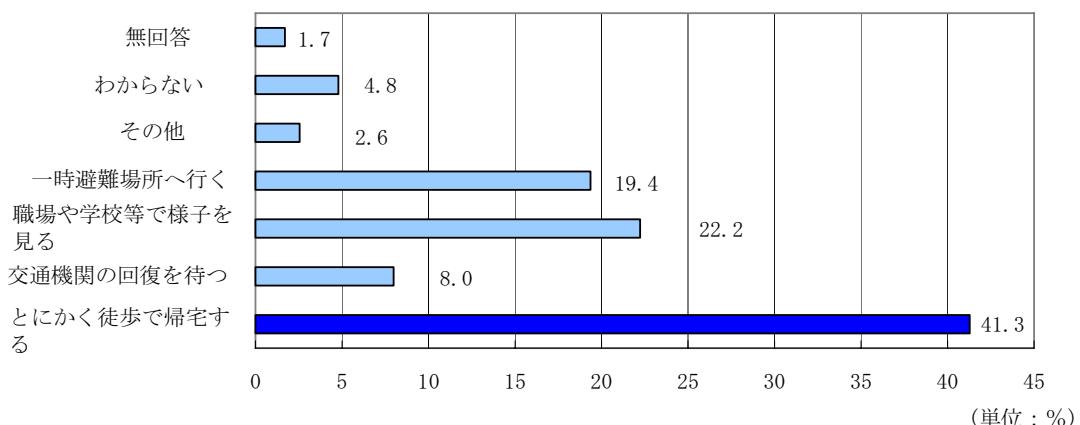
2 課題

危機管理アンケートによれば、半数程度の人が災害時に徒歩で帰宅するための徒歩帰宅訓練や安否確認などの減災に向けた対策を行っていない(下記3(1)グラフ)。

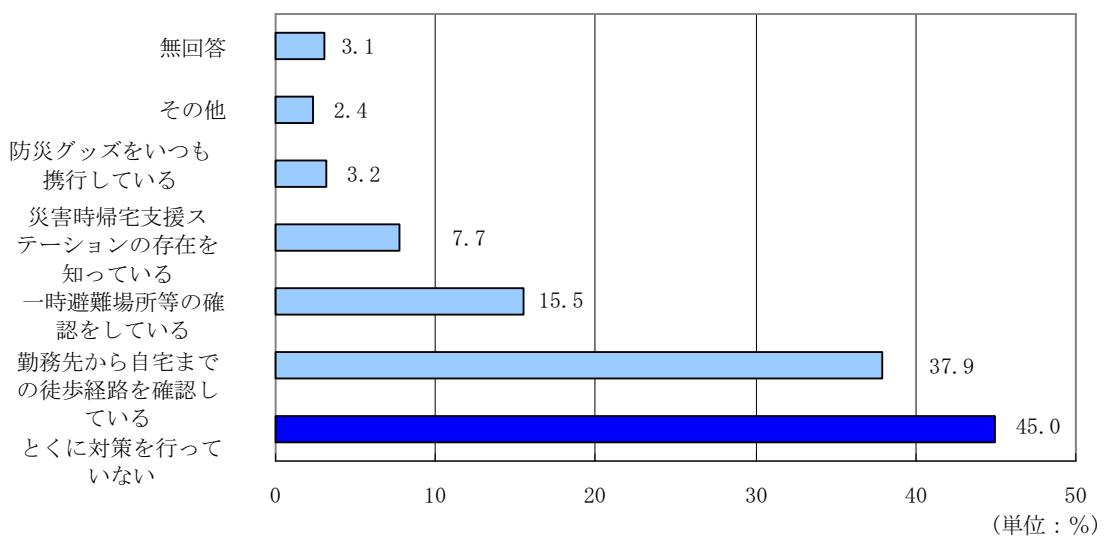
3 課題の検証

(1) 減災に向けた対策の状況

外出先で大規模地震等の発生により交通機関が停止した場合の行動（危機管理アンケート）



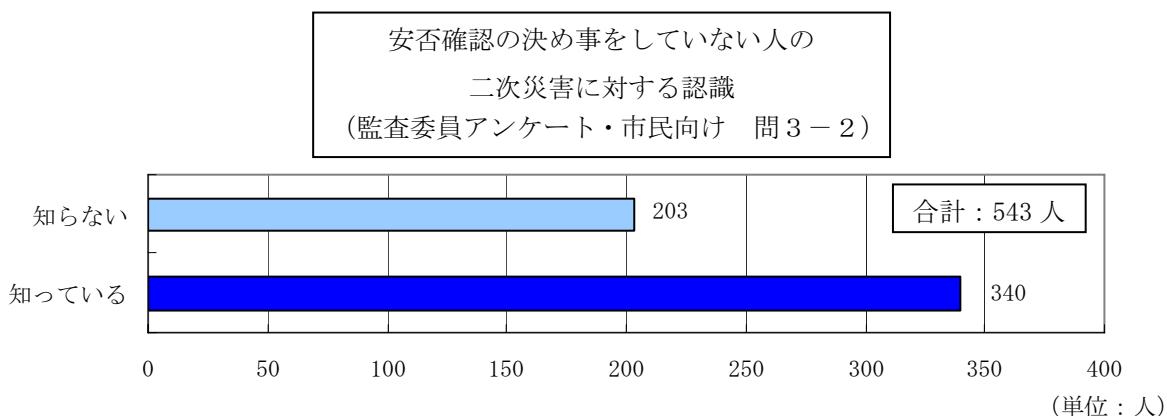
交通機関停止に備え、徒歩により帰宅するための対策等（危機管理アンケート）



考察

「とにかく徒歩で帰宅する」と答えた人が約4割で、一方「特に対策を行っていない」と答えている人も4割を超えており。これは、発災後、大勢の人が一斉に徒歩帰宅することで起きると想定される混乱や危険性が、自分自身に及ぶという切迫感を十分持っていないからではないかと思われる。

(2) 発災時の安否確認の決め事について



考察

「知っている」と答えた人は約6割で、半数以上である。このように二次災害の危険性を知りながらも、安否確認の決め事を行うという減災に向けた行動をとっていないところに意識と行動との隔たりが見て取れる。

そこで、二次災害の危険性を具体的にイメージできるように提示することによって、現実味のある危機感を感じ取ってもらうことと、そうした危険を回避するための具体的な準備として何をすべきなのかを提示するような「危機意識を具体的な行動へつなげるための啓発」が必要なのではないか。

<意識を行動へつなげる啓発手法>

■ 内閣府防災白書（平成20年版）より ※内閣府ホームページより転載

- 1 自然災害が決して「他人事」ではなく、いつ、どこでも自分の身に起こり得るものだという切迫感を国民が持ち、防災を日常生活の視点に取り入れるための啓発活動を強化すること
- 2 国民が実際の減災行動を行おうとする場合に、それがスムーズに行えるよう、分かりやすく実践的な防災知識を提供する取組を強化すること

(3) 他都市の取組

<徒步帰宅訓練（千代田区）>※千代田区ホームページより作成

帰宅困難者避難訓練の一環として、徒步帰宅訓練を実施している。

平成21年度は、秋葉原から新宿中央公園までの約11kmの徒步帰宅コースを設け、帰宅途中で給食訓練や給水訓練を行った。

(参加者：約200人)



<訓練の様子>

<事業者への啓発（大阪市）> ※大阪市ホームページより転載

大阪市では、帰宅困難者の滞留による混乱を防止するため、一斉帰宅を控えるための食料等の備蓄や正確な交通情報等の入手方法、従業員の家族の安否確認方法など、事業所における対策例を記したリーフレットを「災害時における帰宅困難者対策に関する研修会」において配布している。

事業所向け

リーフレット（一部抜粋）

大地震など災害が発生した場合、交通機関がストップすると、駅前などでは大混乱が予想されます。各事業所では、事業継続のためにも次のような対策が大切です。

◆従業員をいっせいに帰宅させるのは控えましょう。

- ・翌日、翌々日など時差帰宅の呼びかけ
- ・滞在のための備え
 - 水・非常食の備蓄
 - 仮眠のための場所・毛布などの確保
 - 停電対策（懐中電灯など）
 - トイレ対策（携帯トイレ、水洗用の水）など



◆従業員に正確な情報の入手方法を周知しておきましょう。

- ① 交通情報
 - ・テレビ、ラジオ
 - ・『おおさか防災ネット』
 - パソコンから
 - ☞ <http://www-cds.osaka-bousai.net/pref/index.html>
 - 携帯電話から（右のQRコードからも、直接アクセスできます）
 - ☞ <http://www-cds.osaka-bousai.net/mobile/pref/>
- ② 家族の安否確認、職場との連絡方法
 - ・災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「Web171」
 - ・携帯電話を利用した災害用伝言板サービス（NTTドコモ、au、SoftBank、WILLCOM）



◆事務所内の安全対策につとめましょう。

- ・従業員の安全を確保し、早期に事業を再開させるため、棚の転倒防止などが欠かせません。



<市民への啓発（東京都）> ※東京都ホームページより作成

東京都では、帰宅困難になんでも慌てないよう、“帰宅困難者の行動心得10か条”を定め、普段からの心構えと備えについて普及啓発を行っている。

帰宅困難者の行動心得10か条

- ① あわてず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカーを開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

<様々な啓発手法（新宿区帰宅困難者対策推進協議会の提言一部抜粋）>

※新宿区ホームページより転載

買物等、レジャーで区内を訪れる者への啓発**■インターネットの利用**

各事業所のホームページに、帰宅困難者についての啓発サイトの作成・掲載または、区が提供しているサイトへのリンクを行う。この際、トップページや防災特集ページに組み込むなど、顧客が閲覧する可能性が高まるよう工夫する。

**■集客施設・百貨店等でのレシートやチラシへの掲載**

簡潔にまとめた啓発事項を掲載する。

■都営及び民営の路線バスの活用

商業・業務集積エリアを走行する路線について、車内放送や、車体のラッピング広告を活用した啓発を行う。

■テレビ・ラジオの活用

公共放送枠を利用して啓発を行う。

■八都県市の連携

帰宅困難者が大量に発生するエリアでの啓発だけでなく、帰宅困難者となりうる者の生活圏の自治体において、広報紙等による啓発を行う。

■帰宅困難者対策訓練の実施

関係自治体や防災関係機関・事業所・ボランティア団体が連携して訓練を行うことで、効果的な啓発となる。

考察

徒歩帰宅を想定した実践的な訓練やそのために具体的に準備すべき事柄などについて、生活の中の様々な場面を通じ、事例の紹介などを交えて市民に分かりやすく働きかけることによって、減災の意識が一層高まり、具体的な行動に結び付いていくきっかけになるものと思われる。

4 監査の結果等【改善要望事項】

市民一人ひとりが災害時の心構えを継続して持つことができるよう、防災に関する必要な情報について日常生活の中で頻繁に目に触れる機会をできるだけ増やす必要がある。

例えば、事業者等の協力を得て駅や商業施設など普段利用する機会が多く目立つ場所に災害時の徒歩帰宅の備えなど減災に向けた取組の掲示をしたり、千代田区の例などを参考に徒歩帰宅訓練を行ったりするなど、多様な手法により減災への取組を進める必要がある。

(安全管理局危機管理課及び危機対処計画課)

コラム～COLUMN～

「災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板について」

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生した時に、自身の安否情報を登録したり、家族や友人の安否情報を確認するために利用できるサービスが「災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板」です。

もしものときのために、使い方を確認しておくと便利です。

※詳細はご加入の通信会社にご確認ください。

**家族の
安否確認**

電話の利用法

NTT 災害用伝言ダイヤル「171」

携帯電話「災害用伝言板」

**大地震が発生した場合、電話がつながりにくくなります。そんなとき、家族と連絡をと
りあうにはNTTの「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話の「災害用伝言板」が有効です。**

メッセージを「録音」し、それを一方が「再生」して聞くというシステムです。

伝言を録音する
伝言を再生する

171 をプッシュする
(またはダイヤルする)
171 をプッシュする
(またはダイヤルする)

案内（ガイダンス）が始まる

それに従って **1** をプッシュ
(またはダイヤル)
それに従って **2** をプッシュ
(またはダイヤル)

ガイダンスに従って

被災地の方の電話番号を、市外局番からXXXX-XXX-XXXXとプッシュ（またはダイヤル）する
ガイダンスに従って

録音 30秒以内で話す
再生 メッセージを聞く

【注意】 ●一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHSなどの電話でかけられます。
●録音された伝言は、48時間（2日間）経過すると自動消去されます。

「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」の体験利用ができます！

災害発生時以外でも、次の期間に体験利用することができますので、家族で利用してみましょう。

◆毎月1日 ◆正月三が日 ◆防災とボランティア週間(1月15日～1月21日) ◆防災週間(8月30日～9月5日)

■NTTドコモ
「1モード災害用伝言板サービス」
<http://dengon docomo.ne.jp/top.cgi>

■au byKDDI
災害用伝言板サービス
<http://dengon.ezweb.ne.jp>

■ソフトバンク
災害用伝言板サービス
<http://dengon.softbank.ne.jp>

■ウィルコム
災害用伝言板サービス
<http://dengon.willcom-inc.com>

■NTT東日本
Web171 (インターネットを利用した伝
言板です。登録が必要です。)

※「減災行動」のススメより転載

-81-

【横浜駅周辺の避難場所への誘導について】

監査対象 西区、安全管理局

1 取組の概要

(1) 内容

横浜市では、災害時に横浜駅周辺の混乱を避けるため、避難者が一時的に避難する一時避難場所を指定している。また、これとは別に大火災から逃れることを目的とした広域避難場所を指定しており、それぞれ別の避難場所へ誘導する案内板が設置されている。

(2) これまでの取組と成果

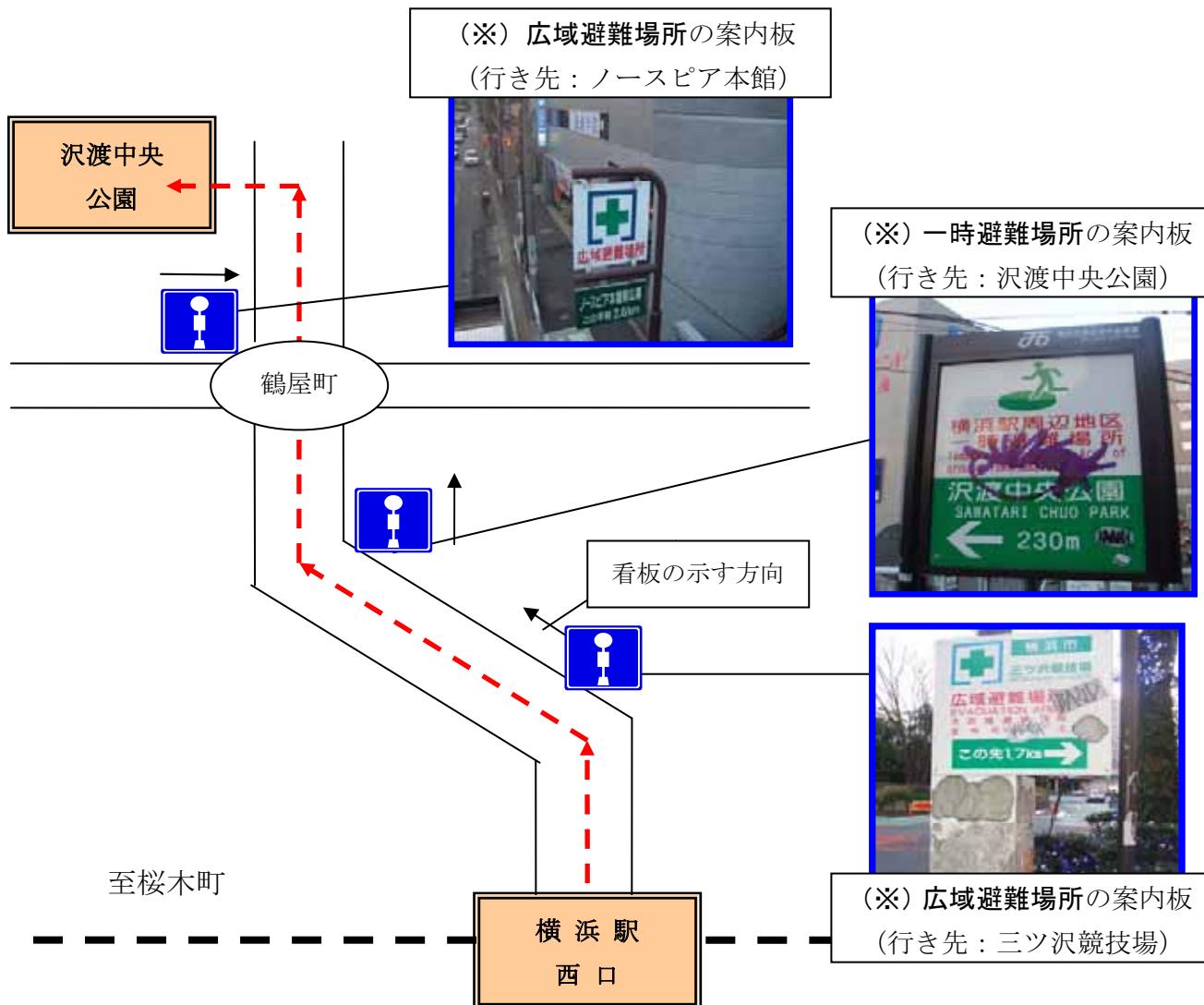
	一時避難場所	広域避難場所
役割	駅周辺での滞留及び混乱を防ぐため、一時的に避難する場所	大火災が発生した場合、その輻射熱や煙から身を守るために避難する場所
機能	災害時に、避難者に災害関連情報の提供や水缶・乾パン等の配布	安全性確保のため、防火水槽を整備し、また、可搬式小型動力ポンプなどを収納した機材庫を広域避難場所又はその周辺に整備
横浜駅周辺の避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・沢渡中央公園 ・岡野公園 ・みなとみらい21地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ沢競技場一帯 ・ノースピア本館前広場 ・みなとみらい臨港パーク一帯
案内板	 	 

2 課題

横浜駅から沢渡中央公園まで避難する導線上に、それぞれ異なる役割や機能を持つ一時避難場所及び広域避難場所へ誘導する3本の案内板(※)が混在しており、避難先が分かりにくい。また、一部の看板が汚されており読み取れない部分がある。

3 課題の検証

<案内板の状況>



考察

実際に避難する市民の視点が不足していたことや案内板の配置・表示などについて関係部署間の連携が必ずしも十分ではなかったため、現状のままで災害が起これば避難する際に混乱が生じる恐れがある。

また、それぞれ避難場所としての役割や機能が異なっていることから、状況に応じて適切な避難場所へ避難することが大切である。

4 監査の結果等【改善要望事項】

避難時の混乱を防止し、避難する人が確実に目的の避難場所へ到達できるよう、それぞれの避難場所（広域避難場所及び一時避難場所）の役割や機能について、市民利用施設なども活用して十分周知するとともに、一つの案内板にそれぞれの避難場所の方向、役割を簡潔に分かりやすく表示することなども含め、関係区・局で実際に現場を歩いて市民の目線で検証する必要がある。

また、定期的な保守及び点検についても検討し、改善する必要がある。

（西区総務課及び安全管理局情報技術課）

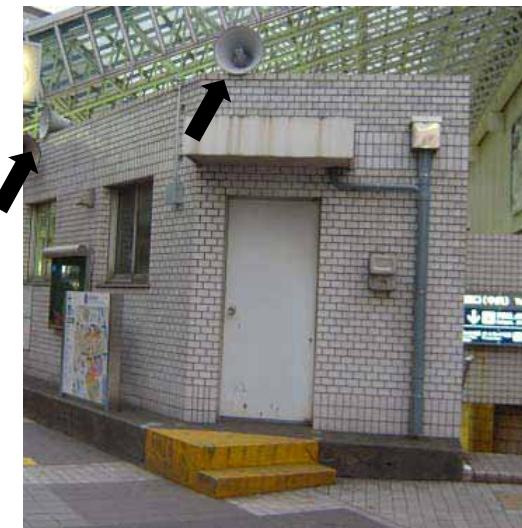
コラム～COLUMN～

「横浜駅周辺の混乱防止に向けた協定について」

揺れの大きな地震など、大災害の発生時には、ターミナル駅が多数の交通機関利用者などであふれ、混乱が発生する恐れがあるといわれています。市内では、多くの鉄道路線が集中する横浜駅などで、大量の滞留者が発生すると考えられています。

そこで、平成22年3月に横浜市と神奈川県戸部警察署が協定を結び、横浜駅西口警備派出所及び横浜駅東口交番の屋上に設置した拡声器から、鉄道の運行情報や避難場所の案内、市内の被害状況などを放送することになりました（平成22年4月1日から運用開始）。

これにより、災害発生時における駅周辺の混乱の緩和が期待されます。



横浜駅東口交番上に設置された拡声器

5 項目 情報システムの整備

【災害時安否情報システムについて】

監査対象	西区、金沢区、港北区、瀬谷区、安全管理局、教育委員会事務局
------	-------------------------------

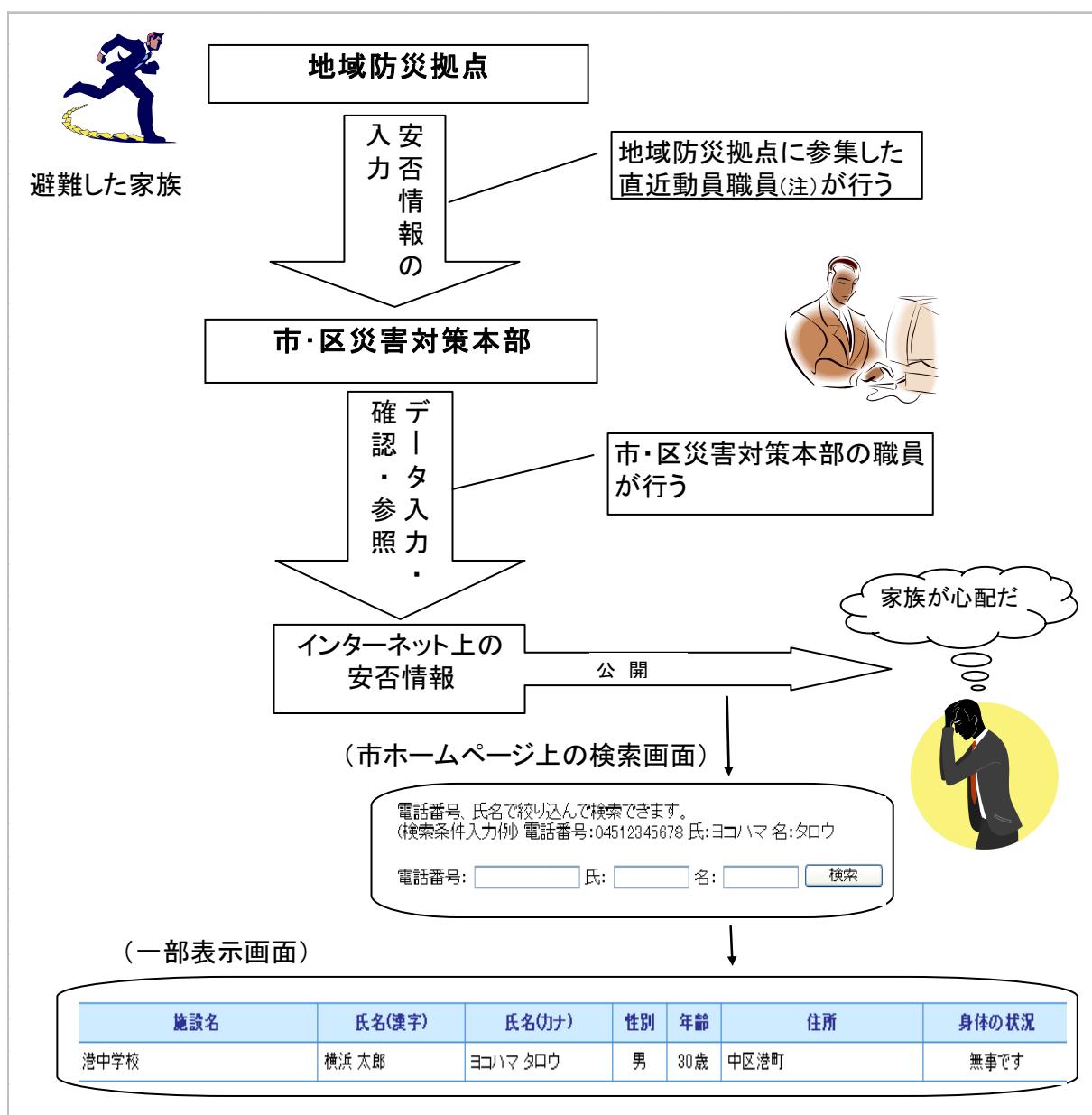
1 取組の概要

(1) 内容

横浜市では、発災時に迅速かつ効率的に被災者の安否情報を市民に提供するため、地域防災拠点や病院、安置所で収集した情報を、インターネットを利用して市内外から確認できる災害時安否情報システムを整備している。

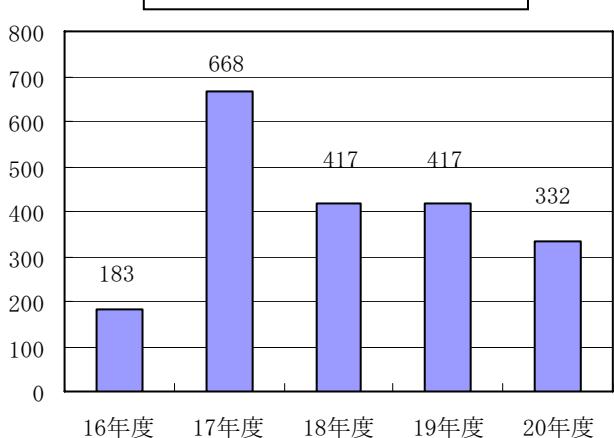
同システムでは、個人情報が容易に第三者から閲覧されることがないよう、氏名と電話番号で検索して一致した人のみを表示することになっている。また、表示される項目については本人や家族が同意したもののみとなっている。

<システムの概要>



(2) 事業費の推移

(単位：万円)



16年度：基本設計費
17年度：システム開発費
18年度以降：維持管理費

(3) これまでの取組と成果

【平成 16～17 年度】

- ・システムの整備
- ・学校長あてに避難者情報入力用ソフト及びマニュアルの配布

【平成 18 年度】

- ・システムの運用開始
- ・各区 2 名の職員（区のシステム取扱者）向けに 1 回研修を実施
- ・横浜市総合防災訓練時に青葉区の一部の地域防災拠点で直近動員職員に研修を実施

【平成 19 年度】

- ・横浜市総合防災訓練時に都筑区の一部の地域防災拠点で直近動員職員に研修を実施

【平成 20 年度】

- ・横浜市総合防災訓練時に戸塚区の一部の地域防災拠点で直近動員職員に研修を実施

【平成 21 年度】

- ・各区 2 名の職員（区のシステム取扱者）向けに 1 回研修を実施

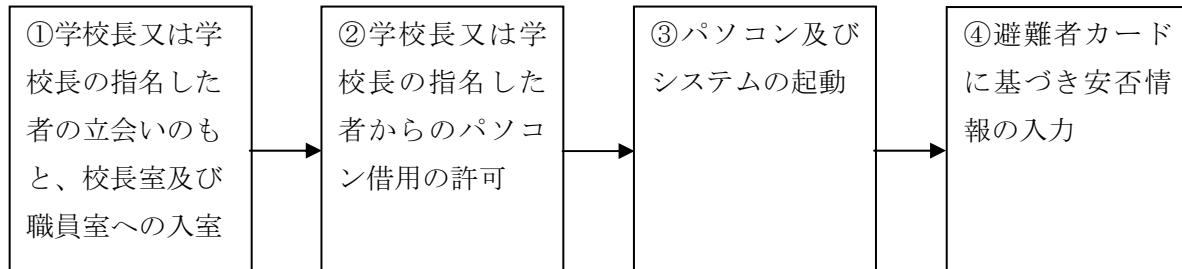
2 課題

地域防災拠点におけるシステムの取り扱いは、システムの運用管理要綱上、直近動員職員と、その他市災害対策本部長及び区災害対策本部長が必要と認めた者が行うこととなっているが、取扱訓練は一部の直近動員職員に対してだけ行われているため、発災後速やかにシステムを運用できる体制が整っているとは言いがたい。

3 課題の検証

(1) 取扱訓練の必要性

ア 地域防災拠点におけるシステム取り扱いの流れ



※学校長あてに送付された総務局危機管理対策室（現安全管理局危機管理室）及び教育委員会事務局からの依頼文（平成18年3月）並びに「避難者情報入力用ソフトウェア操作マニュアル」より作成

イ 直近動員職員に向けた働きかけ

平成21年8月に、危機管理統括責任者から区局危機管理責任者あての通知文で、拠点の訓練においてシステムを使用することが依頼された。しかし、直近動員職員は拠点の訓練に参加したもの、以下の内容について周知されず、システムの取扱訓練も行われなかった。

- ・直近動員職員がシステムを取り扱うことになっていること
- ・システムの取扱方法

ウ 地域防災拠点に参集する職員（横浜市防災計画及び横浜市学校防災計画に基づく）

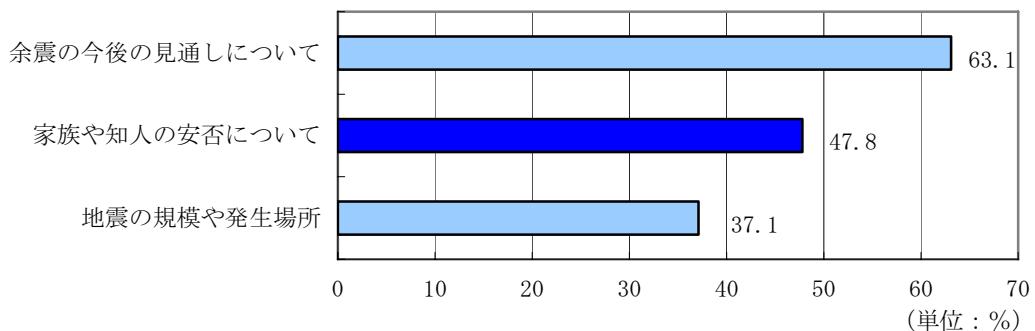
システムの取扱者として定められている直近動員職員5名程度のほかに、学校教職員が地域防災拠点に参集することとなっている。

考察

システムの運用に必要な情報を直近動員職員に周知することや、直近動員職員のほかにもシステムの取扱者を増やす必要があるのではないか。

(2) 安否情報の重要性

阪神・淡路大震災発生当日に神戸市民が
知りたかった情報（上位3つ）



※東京大学社会情報研究所「1995年阪神・淡路大震災調査報告－1－」より作成

考察

平成7年の阪神・淡路大震災の例によれば、発災直後に家族や知人の安否を知りたいというニーズが半数近くに上っており、その教訓を生かすためにも、システムをできるだけ速やかに立ち上げて運用することが重要と考えられる。

(3) 直近動員職員を対象としたシステムの訓練事例

港北区内の地域防災拠点では、区が独自で作成したマニュアルを使用してシステムの操作訓練を行った。

- 実施日：平成20年1月17日
- 参加者：学校長、地域防災拠点運営委員会、直近動員職員、その他区職員
- 内容：直近動員職員が実際にシステムを使用して安否情報を区災害対策本部へ報告

考察

直近動員職員は、発災後に区役所と地域防災拠点との連絡調整など重要な役割を担っており、港北区のこうした取組は、発災後の混乱を想定した実践的な訓練であり、他区においても同様の取組が必要ではないか。

4 監査の結果等【改善要望事項】

危機管理では常に最悪の場合を想定して対策を講ずる必要があるため、セキュリティへの配慮をしつつ、システムの運用に必要な情報を直近動員職員に周知するなど、確実にシステムを運用できる体制にしておくことが求められる。

また、発災後、速やかにシステムの運用を行うために、直近動員職員のほかに学校教職員を含めるなど、システムを取り扱うことができる対象者の拡大を検討する必要がある。

更に、直近動員職員を対象としたシステムの取扱訓練を実施して、直近動員職員が確実にシステムを運用することができるよう、区・局が協力して取り組む必要がある。

(西区総務課、金沢区総務課、瀬谷区総務課、安全管理局緊急対策課及び情報技術課)

コラム～COLUMN～

「防災情報Eメールについて」

横浜市では、地震情報や気象警報・注意報、緊急なお知らせをはじめ、天気予報などの防災情報をEメールでお送りするサービスを行っています。

登録は無料です。このサービスを活用し、防災情報をいち早く入手して、自分や家族の身の安全を確保するとともに災害時の行動に役立てましょう。(別途メール受信料がかかります。)

横浜市防災情報のサイト (<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>)から登録できます。



6	項目	建物等の耐震化
【木造住宅等の耐震化について】		
監査対象		まちづくり調整局、都市整備局
1 取組の概要 <p>(1) 内容</p> <p>平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、横浜市では木造住宅の無料の耐震診断を開始し、旧耐震基準※（昭和 56 年 5 月以前）で建築された木造住宅等の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震改修費用の一部補助をはじめとした住宅の耐震化に関する様々な制度を設けている。</p> <p>(91 ページ「横浜市における住宅の耐震化に関する事業の一覧」参照)</p>		
<p>※旧耐震基準：宮城県沖地震（昭和 53 年 6 月マグニチュード 7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法施行令の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された。この基準を「新耐震基準」と呼び、これ以前の基準を「旧耐震基準」と呼んでいる。</p> <p>阪神・淡路大震災における住宅被害は住宅の全壊が約 10 万棟、半壊が約 14 万棟にのぼった。※総務省消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）平成 18 年 5 月」より転載</p> <p>また、昭和 56 年 5 月以前に建てられた住宅の被害は、それ以降に建てられた住宅に比べて被害が大きかったと言われている。</p> <p>※内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」より転載</p>		
<p>(2) これまでの取組と成果</p> <p>ア 住宅の耐震化に関する主な経過</p> <p>平成 18 年 1 月 「耐震改修の促進に関する法律」の改正法が施行 地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することとされた。</p> <p>平成 19 年 3 月 「横浜市耐震改修促進計画」を策定 安全・安心な都市づくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的としている。</p> <p>平成 20 年 6 月 有識者からなる「横浜市木造住宅耐震化促進策検討会議」設置 同会議の構成：関東学院大学教授の中島正夫委員長ほか 4 人</p> <p>平成 20 年 7 月 「横浜市木造住宅耐震化促進策検討会議」に横浜市長から諮問</p> <p>平成 20 年 12 月 「横浜市木造住宅耐震化促進策検討会議」から横浜市長へ、耐震化促進のための具体策について答申</p> <p>イ 横浜市耐震改修促進計画</p> <p>平成 19 年 3 月に策定された横浜市耐震改修促進計画では、平成 27 年度までにマンションを含む住宅の耐震化率を 90% とする目標を掲げている。</p> <p>平成 27 年度には市内の住宅の総戸数が約 154 万戸になるものと想定され、そのうち耐震化や改修が必要な住宅を約 11 万 7 千戸と見込んでおり、この中には建替え等により耐震化が図られるものがあることを考慮して、うち 4 千戸を横浜市の補助事業により耐震化するという計画である。</p>		

<横浜市耐震改修促進計画における住宅の耐震化目標>

■住宅の耐震化目標

○ (平成 15 年度) 住宅の耐震化の現状

耐震化率 80%

総戸数 (137万5千戸) [100%]	
S56 以前築 [32.3%] (約 44 万 4 千戸)	S57 以降築 [67.7%] (約 93 万 1 千戸)
耐震性なし [19.7%] (約 27 万 1 千戸)	耐震性あり [80.3%] (約 110 万 4 千戸)



耐震化率目標

耐震化率 90%

○ (平成 27 年度) 耐震化の目標

総戸数 (約 153 万 6 千戸) [100%]	
耐震性なし [10%] (約 15 万 4 千戸)	建替・改修 (約 11 万 7 千戸)
耐震性あり (約 138 万 2 千戸) [90%]	約 11.7%増

うち約 4 千戸を補助事業で耐震化を促進
(約 11 万 3 千戸は建替)。

※平成 27 年度の住宅総戸数は、平成 15 年から 27 年の世帯数推計等から推計しています。

※「横浜市耐震改修促進計画」より作成

ウ 横浜市における住宅の耐震化に関する事業の一覧

事業名	事業の開始年度	事業の概要
木造住宅耐震診断士派遣事業	平成 7 年度	市長が認定した耐震診断士を自宅に無料で派遣
木造住宅耐震改修促進事業	平成 11 年度	市の耐震診断の結果、危険と判断された住宅の耐震改修工事費用の一部を補助
木造住宅訪問相談事業	平成 20 年度	耐震改修を検討している方に、無料で相談員を自宅に派遣
木造住宅建替等促進事業	平成 20 年度	建替等により木造住宅を除却する費用の一部を補助
防災ベッド等設置推進事業	平成 20 年度	防災ベッドや耐震シェルターを設置する費用の一部を補助
住宅の耐震化に関する出前講座	平成 21 年度	住宅の耐震化に興味のあるグループに対して講師を派遣し出前講座を行う
マンション耐震診断支援事業	平成 10 年度	無料の予備診断と本診断費用の一部を補助
マンション耐震改修促進事業	平成 13 年度	耐震改修を行う管理組合に対して、設計費用や工事費用の一部を補助
マンション・アドバイザー派遣事業	平成 15 年度	建替・改修等を支援するため、専門家を管理組合に派遣
マンション再生支援事業	平成 16 年度	建替・改修等の初動期の合意形成に向けた検討費用の一部を補助

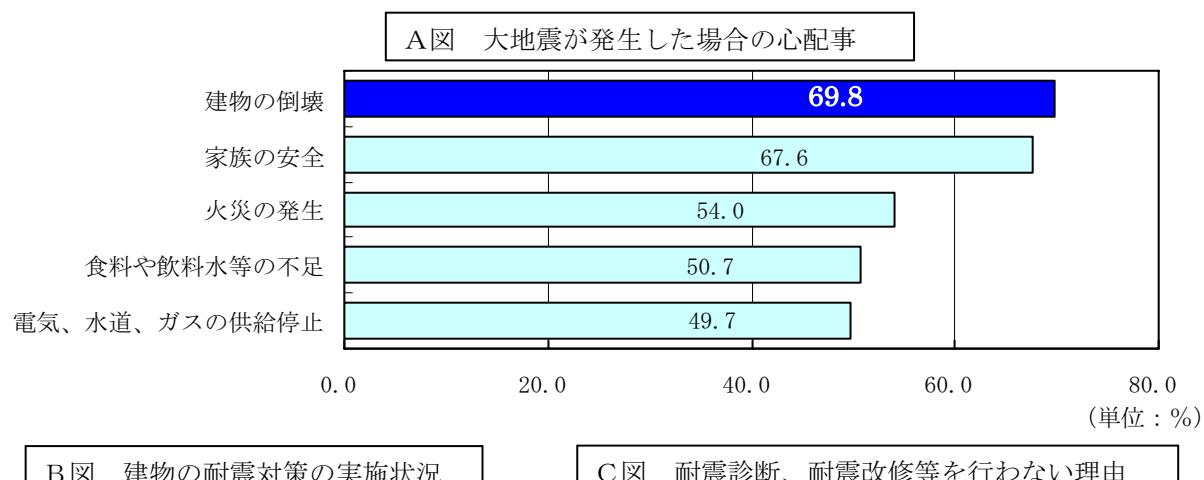
2 課題

木造住宅の耐震改修については、多額の費用がかかることや、その必要がないと思っている人が少なからずいることもあり、なかなか進まない。旧耐震基準により建てられた木造住宅で耐震改修されていないものについては、大地震により倒壊等による被害が発生する恐れがある。

3 課題の検証

(1) 木造住宅耐震化の現状

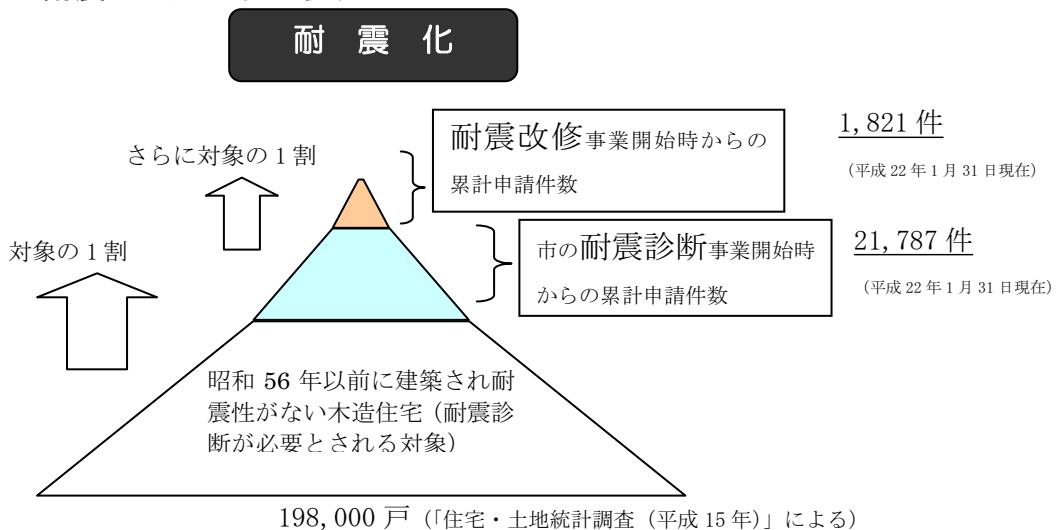
ア 耐震改修の実施状況（危機管理アンケート）



考察

大地震の際に「建物が倒壊する」ことについて高い危機意識を持っている市民が多いものの（A図）、そのことが耐震診断を受けたり耐震改修等を行ったりすることにつながっていないのは（B図）、耐震改修のために相当な費用負担が伴うことが足かせになっているのではないか（C図）。

イ 木造住宅耐震化の進ちょく状況



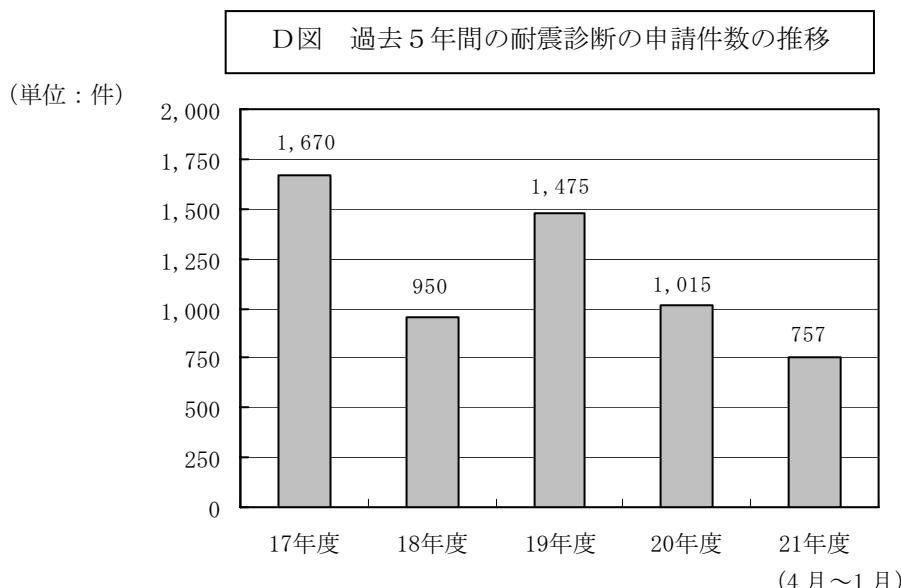
耐震化が必要な市内の木造住宅 198,000 戸に対して、耐震診断の平成 22 年 1 月末までの累計申請件数は 21,787 件であり、同制度の利用率は開始以来の累計で見ると約 1 割にとどまっている。また、耐震改修工事費の助成の申請は同時点の累計で 1,821 件であり、耐震診断申請件数に対する利用率も約 1 割にとどまっている。

耐震化が必要な木造住宅のうち、これまで本制度を利用して耐震化工事を実施した木造住宅は、わずか 1 % に過ぎない。

考察

旧耐震基準で建築された木造住宅について耐震診断の受診を促すための取組や、耐震診断の結果改修が必要と判断されたものについては、耐震改修の促進を目的として訪問相談を実施しているが、耐震改修を促進させるためには、申請を待っているのではなく訪問相談の利用を個々に働きかけるなど、これまでにも増してさらに踏み込んだ対策が求められているのではないか。

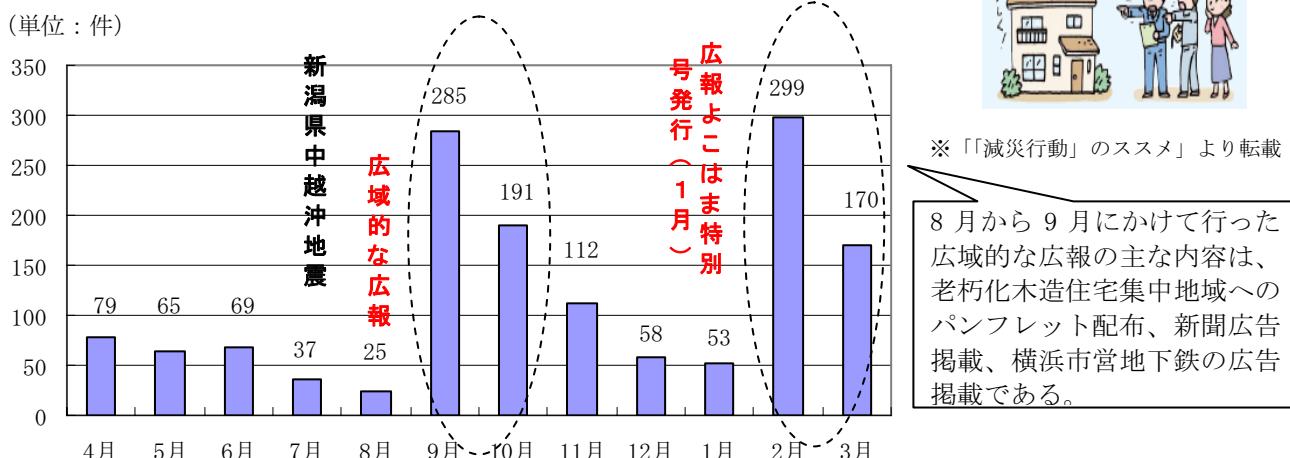
(2) 耐震診断制度の利用を増加させる取組



<主な広報・啓発の取組>

年度	広報・啓発の主な取組概要
平成 17 年度	広報よこはまに防災記事を掲載
平成 18 年度	広報よこはまに防災記事を掲載
平成 19 年度	老朽化木造住宅集中地域へのパンフレット配布、新聞広告掲載、横浜市営地下鉄の広告掲載、広報よこはま特別号を全戸配布
平成 20 年度	高齢化等を考慮して 5 地区での個別訪問の実施、家庭防災員への啓発、テレビ神奈川での特集番組、DVDを作成し全市立小中学校へ配布
平成 21 年度	住宅の耐震化に関する出前講座の実施、消防団員への説明会等の開催、民生委員への啓発、広報よこはま特別号を全戸配布

E図 耐震診断の実績と広報との関係（平成 19 年度）



広報よこはま等による広報の実施時期は、一般に市民の防災意識が高まる 9 月の「防災の日」や 1 月の「防災とボランティアの日」などを中心に取り組んできており、その効果は耐震診断の実績に表れているものの、その効果は 2 か月程度で薄れてしまっている。

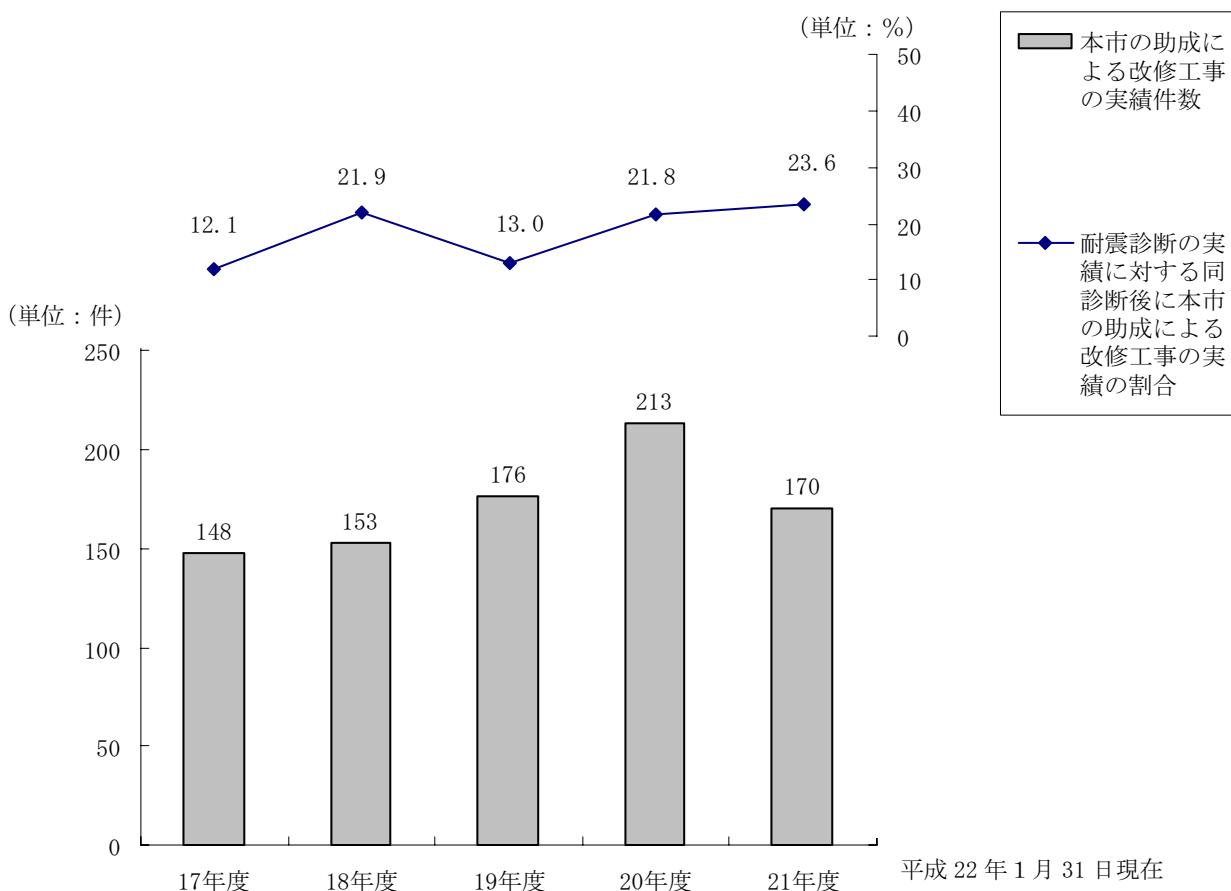
考察

これまで耐震診断を促進するための広報・啓発が行われてきたが、広報をした直後の実績が持続しないという課題があった（E図）。

そこで今後、耐震診断の受診をより一層促進するためには、広報直後の耐震診断の利用実績が持続しない理由やその背景を探り、それらに応じた的確な取組が必要なのではないか。

(3) 耐震診断後に耐震改修を促進するための取組

F図 耐震改修工事費補助件数及び耐震診断後耐震改修へと進んだ割合



平成 20 年度からは、耐震診断を受診した人のうち、耐震改修を検討し、まだ耐震改修を行っていない人からの申請があったときは、耐震診断の結果と併せて、耐震改修する場合の改修計画や概算費用の説明を行うため専門家を無料で派遣する訪問相談を実施し、個々の状況に応じたきめの細かい対応により、耐震改修の促進に努めている。

こうした取組を始めたところ、耐震診断後に耐震改修へと進む割合が徐々に上昇していることから、一定の成果があったものと考えられる。

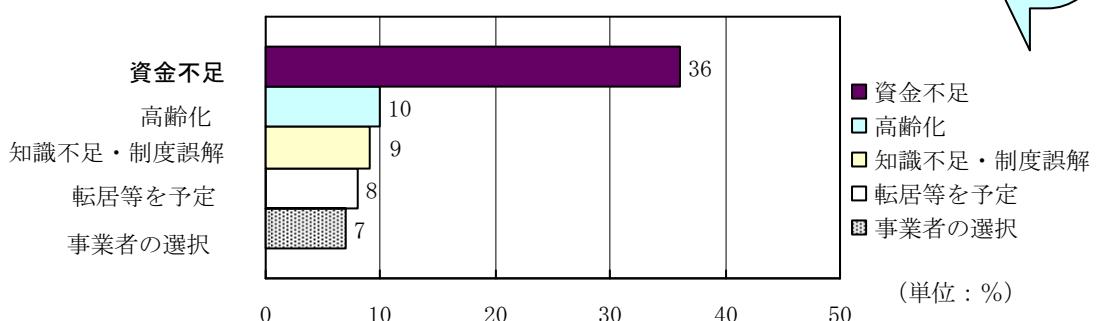
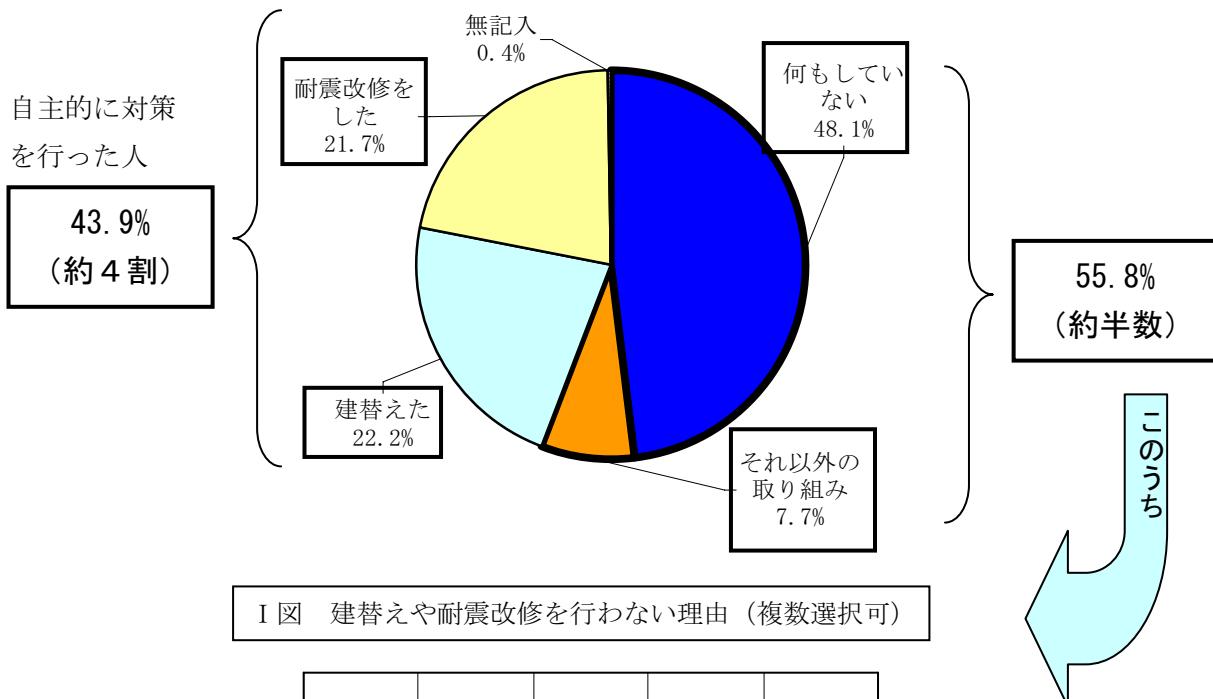
G図 平成 7 年度以降の木造住宅の耐震診断と平成 11 年度以降耐震改修工事費補助件数（累計）

診断の申請件数		21,787 件
(A)	うち「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断されたもの	16,694 件
(B)	改修工事費助成の申請件数	1,821 件

(A)と診断された対象のうち
(B)の申請をしたもの累計は、
全診断申請件数の約 1 割

平成 22 年 1 月 31 日現在

H図 耐震診断後に耐震改修の助成制度を利用していない人を対象に行ったアンケート
「耐震診断の後に住宅の耐震化を行ったか」



耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断された件数は制度開始の平成7年以降の累計で約16,700件（95ページG図(A)）であるが、このうち市の助成制度を利用した耐震改修の申請件数は制度開始の平成11年以降の累計で約1,800件（95ページG図(B)）である。

耐震診断後に耐震改修工事の助成制度を利用していない約14,900人を対象に、まちづくり調整局が行ったアンケートによると、耐震診断後に自主的に建替えた人又は耐震改修を行った人は約4割となっている（上記H図）。一方、何もしていない人等も約半数おり、その主な理由は「資金不足」や「高齢化」、「知識不足・制度誤解」となっている（上記I図）。

考察

耐震診断後に住宅の耐震化を行っていない人に理由を聞いてみると、「資金不足」や「高齢化」、「知識不足・制度誤解」と回答している人が約半数を占めているが、このうち「知識不足・制度誤解」と回答している人に対しては、訪問相談の利用を積極的に働きかけて、制度の正確な理解を促すことで、耐震改修を促進させることができるのでないか。

4 監査の結果等【意見】

木造住宅の耐震化を促進するためには、まずは耐震診断の受診率を高める必要があると考えられる。そのためには実態調査などにより耐震診断の利用が伸び悩んでいる原因を明らかにした上で、対象者に直接申請を促すことも含め原因に対応した的確な広報・啓発の手法を検討することが望まれる。

また、耐震改修工事費の助成制度の利用を高めるためには、申請を待って相談に応じるのではなく、耐震診断を受診したすべての人に訪問相談の利用を促すような能動的な仕組みが望まれる。

(まちづくり調整局建築企画課)

「市民の目」監査を終えて

平成7年の阪神・淡路大震災から既に15年の年月が経過しました。国内各地ではその後も地震が頻繁に発生しており、最近ではハイチやチリなど海外でも大規模な地震が立て続けに発生し、甚大な被害をもたらしています。その一方で、横浜では関東大震災以降大きな地震が発生していないこともあります。私たちの地震に対する危機感は薄れてきているのかもしれません。しかし、政府の地震調査委員会が昨年発表したところによると、今後30年以内に横浜市周辺で震度6弱以上の地震が発生する確率が66.7%へと高まってきており、このような状況を考えると、私たちは地震に対して十分備えておく必要があります。

昨年度、横浜市安全管理局が実施した危機管理アンケートを見てみると、そこからは地震に対する備えについて様々な課題が見受けられ、市民が地震に対して抱いている危機感と実際の備えとの間に隔たりがあるように感じられました。

今年度の「市民の目」監査で「地震対策の取組」を監査テーマとしたのは、ハイチやチリでの例を見るまでもなく、横浜市又はその周辺で大地震が起これば未曾有の被害が発生すると予測されるだけに、何よりも普段の備えが重要であると考えたからです。

これまで本市では地域防災拠点の整備をはじめ、防災のための様々な取組が進められてきましたが、今回の監査の中では、そうしたせっかくの取組が市民に十分浸透していないのではないか、また、訓練不足などから本来それらの取組に期待されている機能が、いざという時に発揮できないのではないかと思われることもありました。

阪神・淡路大震災での教訓から、発災後に求められる救護活動、物資の供給など様々な対応の全てを行政に求め、かつ期待することは事実上困難であり、行政の取組に加えて地域住民による自主的な取組も不可欠であると考えられるようになってきました。災害が避けられないものであるならば、災害による被害を最小限にしようという減災の考えを具体的な行動に反映させる必要があります。そのためには、市として地域住民の主体的な防災活動を支援するとともに、必要な情報を提供したり、訓練の内容について提案したりすることも含めて、継続的に働きかけることが必要であると思います。

また、市が主体となって取り組むものの中には、取組の達成目標が不明なものや、所管部署間での連携が十分に図られていないのではないかと思われるものも見受けられました。

防災計画や各種要領に定められている取組について、毎年明確な到達目標を設定して常に検証する仕組み（P D C Aサイクル）を整えるとともに、関係部署間の情報交換を密にするなど市内部の連携を強化する必要があると思います。

各区局においては、今回の監査結果を契機として、全ての取組について自己点検を行うとともに、速やかに改善に取り組んでいただくようお願いします。

最後になりますが、1,000名を超える市民の皆様からアンケートを通じて貴重な声をお寄せいただき、ありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

資料 監査委員アンケートに寄せられた声（自由意見等）

今回の監査委員アンケートでは、市民の皆様だけではなく、発災時には避難場所の運営の中心としてご活躍いただく地域防災拠点運営委員会の皆様からも、数多くのご回答をいただきました。

質問3 「地域防災拠点の運営に関するお困りのことやご意見」については、地域の皆様からは次のとおり貴重な声を伺いました。

- ◇ いろいろな手を打っても、防災に関する関心が高まらず、訓練の参加者は自治会の役員が中心になっている。
- ◇ 拠点防災訓練はしているがまだまだ現実的に方法が検討されていない。
- ◇ 拠点運営委員長の責任は大変重いと思っておりますが、それに比して身分の保障や身体に対する補償（保険加入）等を行って欲しい。委員長の研修会等必要と考えます。
- ◇ どのような訓練を行えば一番効果が上がるのかわからない。よい資料があればありがたいのですが。
- ◇ ①横浜市の責任者（防災対策）は、区役所の総務課職員を教育することにより、防災の専門家として地域に具体的な提案が出来る。そのようなことを監査委員は承知していかなければなりません。従って、アンケートのような対策がとれていません。
②公園等に自治会から備蓄庫を保管する倉庫を設置する場合、支障がなければ出来るだけ承認する制度を創設する。
- ◇ 高齢者・独居世帯・障害者在宅など援護が必要な方が分からない。外国籍の入居者も多く言葉が通じない。
- ◇ 防災拠点も大切だが各自治会の防災システムの構築を重要視している。拠点は最終的な場であることを意識付けたい。
- ◇ 毎回の訓練で内容を工夫しているが、訓練参加者が毎回300名を超えるため十分な訓練内容となっているか気にしてる。
- ◇ 拠点の訓練は参加しやすい休日を選んで行っているが、若年層ほど参加者は少なず防災に対する関心度が薄く残念に思う。（一般参加者）
- ◇ 各自治会の行う訓練と拠点ならではの訓練を区別するよう指導されたい。
- ◇ 防災備蓄庫の中の毛布が少ないのではないか。大勢避難して来た時に足りないのではないかと思います。
- ◇ 平常時の運営に関しては特に問題はないが、実際に災害が発生した時の拠点の立ち上げ時どうなるかが問題で、色々な状況を想定しておかないとけないと考えてる。

- ◇ 実際に発災時に盗難事故が発生するものと思われます。警備の方法等を教えてください。
- ◇ 地域防災拠点訓練は学区になっている為、1つの自治会が幾つかに、拠点が別になってしまう点が自治会の中では問題点である。
- ◇ 防災拠点の防災機材は年10回点検している。不具合個所発生時の修理に届け、修理に時間がかかり過ぎる。
- ◇ 学校も地域も非常に有難いと感じています。その上で不安な事は、1. 発災時、授業中だった場合、生徒の保護と被災者の受け入れの調整 2. 医療拠点と併設のため防災拠点との連携について全く分からぬ。
- ◇ 災害が発生したとき防災用水道は使えるのだろうか。（水道局管理）トイレは実際不安はないだろうか。この2つは緊急な課題だと感じている。
- ◇ 1~2年で役員・委員が交代するので進化しない。
- ◇ 10団体の中で半数が役員変更し、一定の訓練のみの繰返しで、これが頭痛！
- ◇ ①期限切れの品について代替品を早く入庫する。②備蓄庫内の整理（不要品の処理）
- ◇ 近年、中学生、小学生に参加してもらっているが、学校に運営を任せる面について気を遣う。
- ◇ 備蓄品のうち発電機、エンジンカッター等のガソリンエンジンの経年による劣化がみられる。行政において専門家による年2回程度の定期点検を望みたい。委員の大半は高齢化しており素人である。昨年、専門業者を紹介されたが、交付金120,000円では対応出来ない。このことは多くの拠点での問題であると思われる。特に濾水機は取扱いが困難で使用していない。特に移動式炊飯器の取扱が困難である。本委員会では年2回は使用しているが取扱者が限られており心配である。誰でも使用できる大鍋、かまどを配置するよう望みたい。いずれにしても配置機材の再確認、再検討を願います。
- ◇ 児童の学校登校地区が基本のため高所にある当防災拠点は「きつい長い坂道」を登って行かなければなりません。通常の状態で健常者でもきつく嫌がります。しかも避難場所である体育館は校舎の裏側から三階まで階段を登らなければなりません。備蓄倉庫も奥の方にあり備蓄品や諸資機材も非常に扱いにくい状況です。このような悪条件が重なって防災訓練に住民を参加させるだけでも苦労しています。従って災害が発生した場合大半の住民が当拠点に行かない（行けない）もっと近い拠点に殺到することが予想されます。学校登校地区で分けないで選挙の時の投票所のように合理的で避難しやすい「より近くの」拠点に仕分けしていただきますよう強く要望します。
- ◇ 主防災備蓄庫が校舎2Fに有り（主重量の資機材はプレハブ小屋（地上））、分

散されているし支障を期たしている。本校は教室不足も心配され調整学区となってしまうので、この機会に地上に備蓄庫を設置願いたい。

- ◇ 拠点の食料品等の備蓄に関しては、絶対数が少ないと運営委員会等で現場の内容を見てもらい、各家庭での3日分の食料、水、その他を準備してほしい事は口をすっぱくなる程言っているが、もう少し広報にてお願ひをしたら。
- ◇ 平時においても近隣の地域防災拠点間の連携がとれるように、各拠点の情報（責任者、連絡先等）をまとめて公開してほしい。
- ◇ ①口はばったい言い方になって申し訳ありませんが、私ども拠点には6自治会がありますが、私を含めて大災害は近々あるはずないと他人事（ひとごと）のような思いがあり、緊張感がありません。自覚を高めるにはどうすればよいか常に気になっています。②ある資料によって地域医療救護拠点が中学校であるようですが、このことについて知っておきたいのですが、どこへ尋ねればよいのか。教えてほしい。
- ◇ 要支援者対策、現状の所帯の把握
- ◇ 防災訓練、事務費、備品費に年間予算を充当しています。どうしても必要な備品購入計画には各町内から分担金を要請することを考えています。予算の拡大を希望します。
- ◇ 質問1－1については、今後の要検討事項と考えています。
- ◇ 各自治、町内会で生活資機材、救助機材取扱いを会議で話すが受けない。訓練で種々の機材の説明をするが自ら進んでやらない
- ◇ 町内会があり毎年役員の変更ある4町内会は、総会後7月過ぎでないと報告できない。
- ◇ 各単位町会で運営でなく、複数町会での会議になるのでまとまりが悪く意見等が合わない事があります。
- ◇ 当「防災拠点」を構成する自地会には、区境、学区違いの町内会もあり、「防災拠点」の編成を学区別に編成したら。地域住民から見たら避難通路については自然と身についた通学路で良いと思うが？
- ◇ 私たちの地域は地域防災拠点が同じ町内で3校が避難場所として指定されています。そこで私たちの町会は災害はいつどの場所で起こるか分からない、そこで避難訓練はどこでどういう状態で発生しても対応できるよう基礎的なあらゆる角度から対応できる訓練をということで実施しています。町内会で訓練を行うことが関心を持つことが出来るか実感しています。市の指導で訓練を行って来た今一度見直す時が来たのではないでしょうか。
- ◇ 区役所職員からの具体的な意見や情報提供がほとんどない。学校長の考え方により、学校施設の利用に制限がある。（訓練時、体育館の利用等）
- ◇ 専門性の高い分野については、教育、訓練を含め、一定期間専門家として業務を

担当するシステムが必要である。

- ◇ 小学校に避難した時、畳が無く、又、敷物がない。今後検討を要する。
- ◇ 中学校区医療救護拠点も運営の範囲としているが、当該拠点に対する予算措置を講じてほしい。設備資材、備蓄機材等の常備品も早く揃えてほしい。
- ◇ 毎月開催の組長会議（組長は持ち回りで1年間受け持つ）で、万が一を考え議題に入れ議論を呼びかけますが、関心が希薄です。関心を呼び起こす事が先決です！
- ◇ 拠点として要援護者のほか、質問1の（ア、イ、ウ、エ）を配慮するだけのスペースがない。
- ◇ 備蓄庫に入っている物以外、必要と思われる物を入れておきたいが、前任者からダメだと聞いているが、入れたら本当にダメなのか？（例えば、新聞紙、黒いゴミ袋、ラップ、紙皿等）



「市民の目」監査 「地震対策」に関する市民アンケート

このアンケートは、横浜市監査委員*が実施しています

「市民の目」監査は、市民の皆様に身近なテーマについて、市民の目線に立った監査を行うもので、す。今回は、近年各地で大規模な地震が発生していることから、市民の皆様の関心も高い「**地震対策**」をテーマとして監査を実施しています。

このアンケートでは、上記テーマについてご回答いただいた市民の皆様の声を、監査の参考とさせていただきたいと考えています。
お忙しい中恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。
（各質問について当てはまる回答に「〇」を付けてください）

*横浜市監査委員…市長から独立した機関として、横浜市の業務が適正に行われているか、成績が上がっているかなどをチェックし改善を促すことで、より市民から信頼される市政を目指します。

1-5 【1-1でア「参加したことがある」と回答した方に伺います。】

訓練で学んだことをを発災時に実践できる自信がつきましたか。（1つ選択）

- ア 実践できる自信がついた
イ なんとか実践できそうだと思った
ウ 実践できるか不安に思った

質問2 家庭での家具転倒防止の取組について

2-1 あなたの家では、タンスや食器棚等の家具類が地震で転倒するのを防ぐための工夫をしていましたか。（1つ選択）

- ア している
イ していない

2-2 【2-1でア「している」と回答した方に伺います。】

2-2 家具類の転倒防止を行った主なきつかけは何ですか。（1つ選択）
ア 市の広報（広報よこはまヤシフレット、ホームページ等）を見て
イ 店舗・テレビ等で家具転倒防止器具を見て
ウ 知人に勧められて
エ 大地震の様子（家具類の転倒による被害）をテレビ等で見て
オ その他（ ）

2-3 あなたの家で、仮に家具類の転倒防止を行っていないと想定した場合に、横浜で震度6弱クラスの地震（平成21年8月に駿河湾を震源として発生した地震の最大震度）が発生して、家具類が転倒したら、どのような身体的被害が発生する可能性が最も高いと思いますか。（1つ選択）

- ア かけはなない、
イ かかり傷程度の軽いが、
ウ 骨折などの大けが
エ 死亡

1-3 【1-1でア「参加したことがある」と回答した方に伺います。】

どのようない理由で訓練に参加しましたか。（複数選択可）

- ア 関心のある訓練内容だったのでから
イ 参加しやすい時間だったから
ウ 地域の他のイベントと一緒にに行われていたから
エ 自治会町内会から参加するように言われたから
オ その他（ ）

1-4 【1-1でア「参加したことがある」と回答した方に伺います。】

訓練では、避難者の受付、救援物資の受入・配布、トイレの組み立て、炊き出し（調理）などの、避難所運営のための活動を、参加者が実際に体験する機会がありましたか。（1つ選択）

- ア 体験するのは自治会町内会の役員など一部の人だけで、他の人は見学していました
イ 実際に体験する機会があつた

質問3 発災時の安否確認の決め事について

3-1 あなたの家庭では、大きな地震が発生した場合に備えて、集合場所や連絡方法をあらかじめ決めてありますか。（1つ選択）

- ア はい
イ いいえ

3-2 家庭内で集合場所や連絡方法を決めていない人が多いと、駅周辺などで帰宅を急ぐ人の大混雑が生じ、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがあると言われていますが、このことをあなたは知っていますか。（1つ選択）

- ア 知っていました
イ 知らなかった

ご協力ありがとうございました。監査結果は3月末（予定）に横浜市監査事務局のホームページ、区役所及び図書館で公表いたします。

「市民の目」監査 「地震対策」に関するアンケート

このアンケートは、横浜市監査委員が実施しています

(各質問について当てはまる回答に「〇」を付けてください。)

質問 1 地域防災拠点での避難場所の割振り等について伺います。

1－1 避難者の状況や性別に配慮した避難場所の割振りや、トイレの配置等について、決まっている内容があれば次からお選びください。
(複数選択可)

- ア 車イスや介護などが必要な方たための場所の確保
- イ 妊産婦などに配慮した場所の確保
- ウ 乳幼児を抱える家庭のための場所の確保
- エ 男女別の更衣室の設置
- オ プライバシーに配慮した男女別のトイレの配置や使用ルール
- カ 特に決まっていることはない
- キ その他〔 〕

1－2 避難者の状況や性別に配慮した避難場所の割振り等について、区役所からどのような働きかけがありましたか。(複数選択可)

- ア 運営委員会と区役所で一緒に検討をしようとした提案された
- イ 地域で検討を行ってほしいと提案された
- ウ マニュアルなどの資料を渡された
- エ 特に働きかけはない
- オ その他〔 〕

質問 2 地域防災拠点での訓練などについて伺います。

2－1 訓練の参加者の増加につながった工夫があります。
からお選びください。(複数選択可)

- ア 訓練内容の工夫
- イ 地域のイベントとの合同開催
- エ 自治会・町内会での積極的な声かけ
- オ 特にない
- カ その他〔 〕

2－2 訓練の内容を決めるときに、何か参考にされているものがあります。

2－2 訓練の内容を決めるときに、何か参考にされているものがあります。
したら、次の申からお選びください。(複数選択可)

- ア 区役所や消防署からの提案、提供された防災訓練の資料
- イ 区役所にある防災訓練用ビデオ (DVD)
- ウ 地域防災拠点運営委員会連絡協議会での、他の拠点の訓練事例の報告
- エ 他の地域防災拠点の訓練の見学
- オ ホームページや参考文献
- カ 特に参考にしているものはない
- キ その他〔 〕

2－3 実際の発災時には、自治会町内会加入者以外にも帰宅困難者など様々な人が地域防災拠点に避難してくることが想定されます。
そこで、訓練において自治会町内会加入者以外への取組を行って
いましたら、ご記入ください。

質問 3 その他、拠点の運営に関するお困りのことやご意見がありますら、ご記入
ください。

- 〔 〕
- 〔 〕

ご協力ありがとうございました。監査結果は3月末(予定)に横浜市監査事務局のホームページ、区役所及び図書館で公表いたします。

